

327
216

日本水産捕採誌

第八

農商務省水産局

日本水産捕採誌 第八

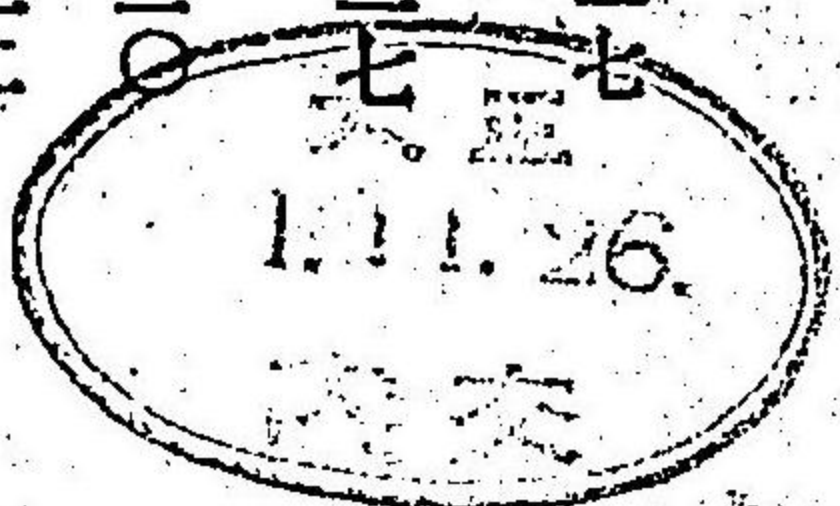
目次

第二章 筍笠類

第一節 筍類

第一 筍	一三〇
第二 鰻ドウ	一三二
第三 鱈笠	一三四
第四 太鼓ドウ	一三六
第五 鯉笠	一三七
第六 鮒笠	一三九
第七 ウロ	一四〇
第八 ヒビ	一四二

目次



第九 ウサ突……………一四二

第十 イダギ……………一四三

第二節 筒類……………一四四

第一 蝦筒……………一四四

第二 ハ子コミ……………一四五

第三 桶漬……………一四七

第四 八ッ目筒……………一四八

第五 狀鰻籠……………一五〇

第六 烏賊籠……………一五一

一 筑後地方に於ける烏賊籠……………一五二

二 肥前地方に於ける烏賊籠……………一五三

第七 油螺籠……………一五五

一 因幡國地方に於ける油螺籠……………一五五

二 土佐國地方に於ける油螺籠……………一五七

第八 鮑延繩籠……………一五七

第九 アブラコ籠……………一六〇

第三節 壺類……………一六二

第一 章魚壺……………一六二

第二 飯餚壺……………一六九

第三 章魚箱……………一七一

第四 鰻筒……………一七二

第三章 梁類……………一七四

第一 梁……………一七六

一 安藝國に於ける梁……………一七六

二 越中國に於ける鮎梁……………一七九

三 肥後國に於ける梁……………一八二

四 加賀國に於ける梁……………一八四

第二章 網梁……………一八七

第三章 笠梁……………一八九

第四章 張梁……………一九三

第五章 壺梁……………一九七

第六章 榑梁……………一九七

第七章 鰻待梁……………一九九

第四章 簷梁類……………二〇一

第一節 簷類……………二〇四

第一 簷……………二〇四

第二 簷建……………二〇七

第三 簷卷……………二〇九

第四 沖波瀨……………二一〇

第五 潟瀾波……………二一三

第六 八重葺……………二一四

第七 八重簀……………二一六

第二節 葺類……………二一八

第一 キリコシ……………二一八

第二 固笈……………二二〇

第三 築礎……………二二四

第四 株渴水……………二二七

第五 篠漬……………二二八

第六 烏賊柴……………二三〇

第七 龜朶漬……………二三〇

第八 鮫漬……………二二一

目次終

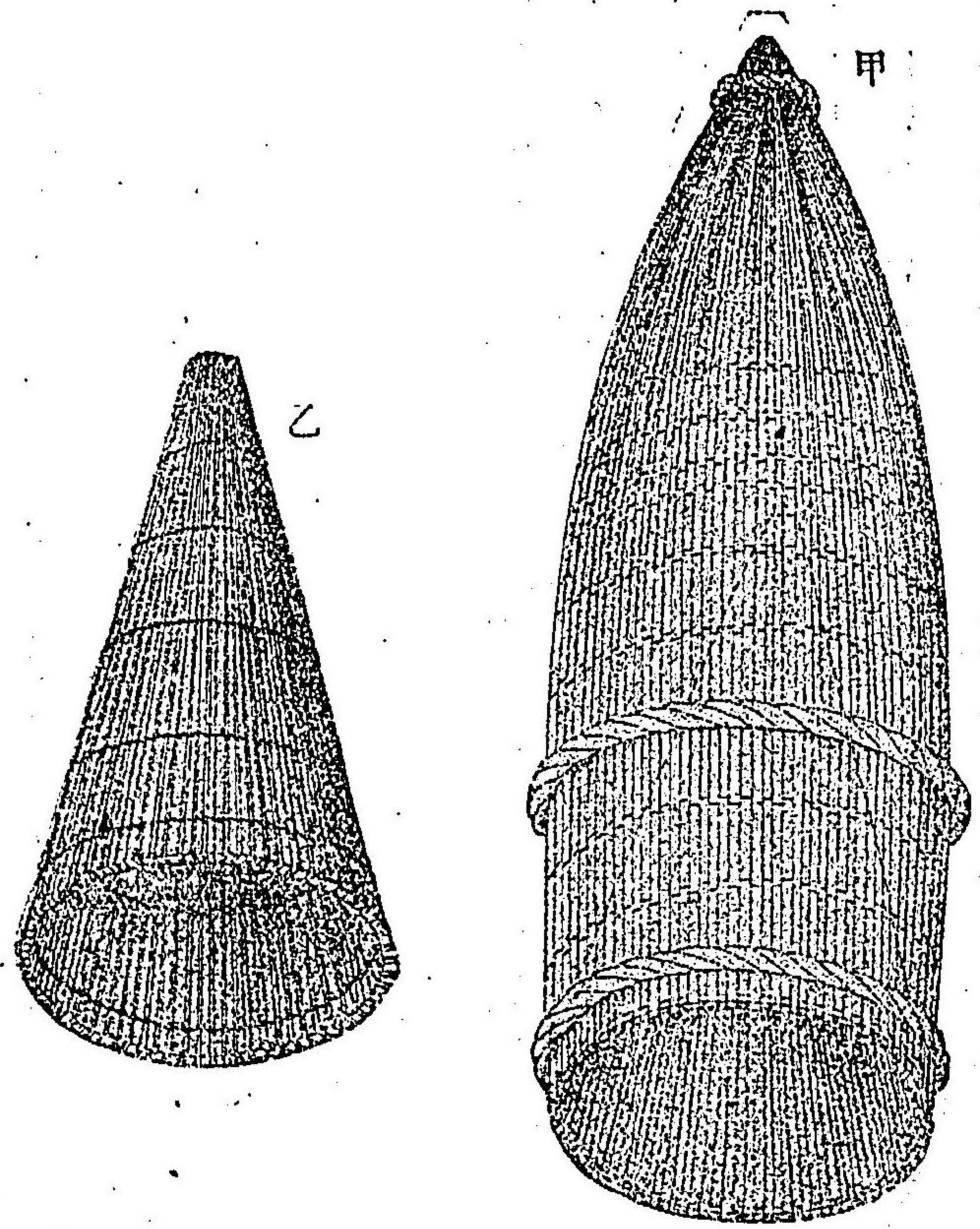
第二章 筍筌類

第一節 筍 類

凡そ水族を捕獲するに細劈したる竹を編みて筒の如くし或は種々の形を爲したるを流水又は止水の中に装置し魚を其中に誘致して捕るものあり筍即ち是なり按ずるに筍は説文には曲竹捕魚筍也玉筍には竹器承梁之空以取魚者とあり詩に毋發我筍と又徹筍在梁など見ゆれば上古より在る所のものにして今俗に「ウヘ」或は「ウケ」と云ふものなり然るに和名抄に筌^字捕魚竹筍也とあるより世人多く筌の字を以て之に當つ是れ蓋し莊子に筌者所以得魚得魚而忘筌とあるに基くならんも其字は筌にして筌におらず狩谷望之の和名抄箋註に釋文筌香草也^{可以餌}或云積柴^{水中使魚依而食焉}一云魚筍也説文筌芥脆也所謂香草^{可以餌者蓋是}可以捕魚故後捕魚筍爲筌又改作筌也と云へり然れば則筍と筌とは固より同物のみ而して筍の字を以て正しとすべきが如し然れども世人は多く筌の字を用ひ筍の字は却て通用せず故に此の篇は題目にのみ筍の字を用る各條に至ては皆筌の字を書す是

唯世俗に通じ易からんことを欲するが故のみ……
 筍は玉筍に承梁之空以取魚者と云へるが如く本邦にも梁の空を承くる者多く又
 簍類に屬せしめて使用するものも亦少なからずと雖も此には單獨に之を使用す
 るものゝみを記さんとす而して其單獨に使用するものは竹を細く劈りたるを細
 若くは蔓を以て編みて筒状となし一端は繩を以て緊束し一方に口を開くこと第
 八十三圖甲圖の如くし圖中……點を附したる位地に於て乙圖の如き逆鬚を其
 内に設け以て魚をして入るに易くして出るに難からしむ之を筍の原形とす
 然れども之を裝置すべき水中の模様と捕らんと欲する所の物とに隨て變形のも
 のを生せざるを得ず即ち上下の幅殆んど同じきものあり逆鬚を施さず外部に口
 を開き此に扉を設くるものあり所謂蒲鉾狀に作れるものあり方形にして烏籠の
 如きものあり其他猶多し而して形の變するに由て名稱も亦同じからず或は「ドッ
 或は「ウロ」若くは「モンドリ」ヒ「牢屋」地獄等の稱謂あるに至る當さに各條下に就て
 説述すべし
 又劈竹を以て尋常の策の如くし或は他の形に作り之を一條の幹繩に吊下し水中

圖三十八 筍



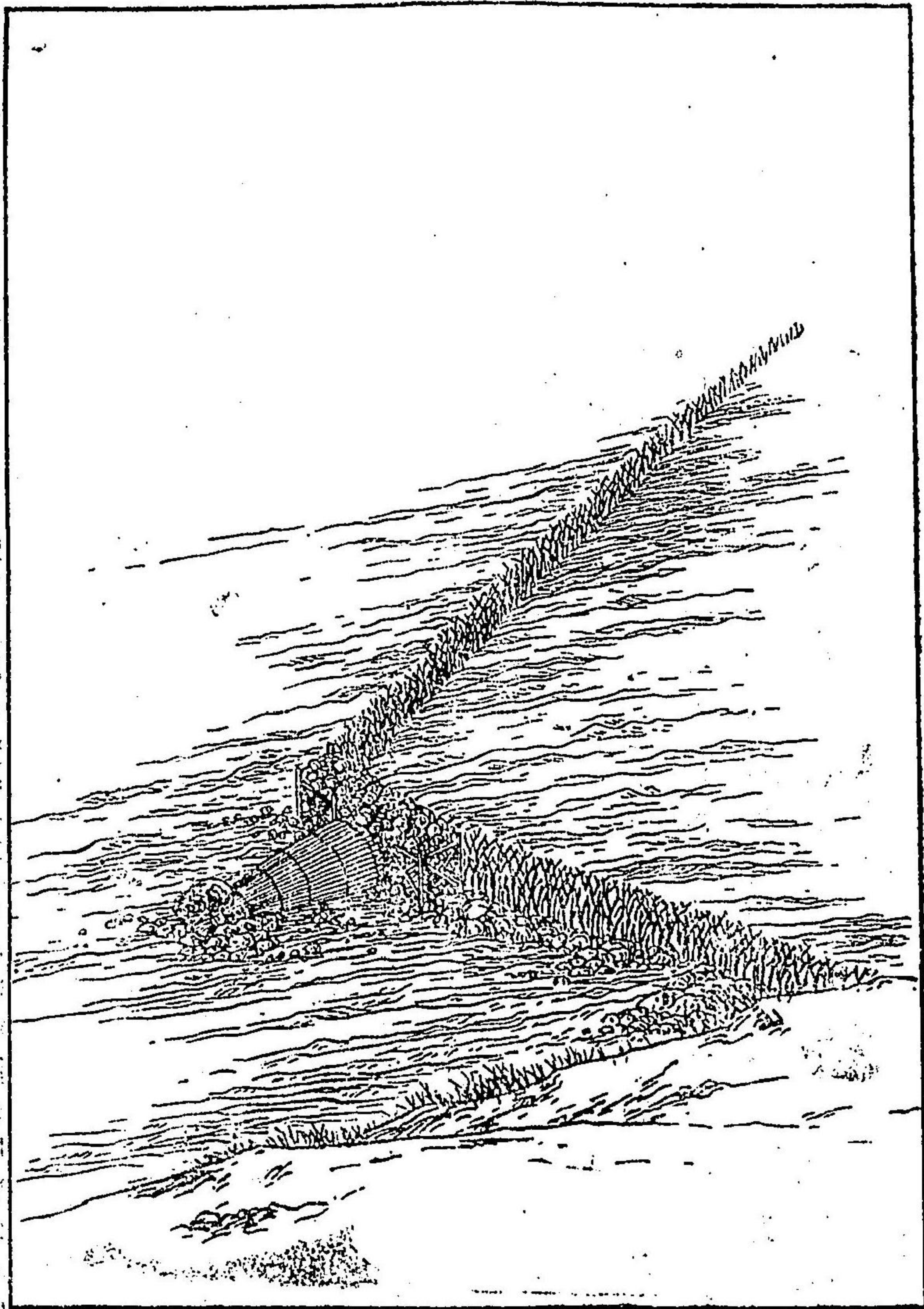
に延へ亘す
 こと釣魚の
 延繩の如く
 するものあ
 り又陶製の
 壺を海底に
 沈め置き其
 中に入りた
 る蛸を捕ふ
 るあり壺に
 代ふるに介
 殻を以てす
 るあり箱を
 用ゐるあり

又竹を割らずして筒となし鰻を捕ふるあり桶を以て小魚を漁するあり是等の種類少からず形状も一ならずと雖も要とする所は水族を其器中に陥らしめて以て捕るに至ては筍と其歸を一にす因て此類のものを概括して筍類となす但た蝨の如き箱の如き桶の如きは其物質竹器にあらず形状も筍に似すと雖も其趣向の相同じきのみならず別に類を分つ程の數なきを以て仍ほ此の類中に收む

第一 筌

筌は所在用ゐる所のものにして之を装置するに流水に於てするあり止水に於てするあり今其形式尋常にして支川溪流等幅員狭き水中に装置するものを記す安藝地方に於て鮎及び洲蟹鰻いた等を漁するに用ゐる筌は其製作前に記す所の如く尋常の形式なるを以て別に説明せず其劈竹を編むに葛蔓を用ゐる或は棕梠繩を以てす中に挿入する逆鬚は小舌と稱へ唯一重を用ゐるのみ大さは口徑四尺長さ六尺底徑一尺位に作るを通常とす底には紐を附け之を装置するに當り緊括し以て入りたる魚をして脱出するを得ざらしむ

筌の装置圖 第四十八圖

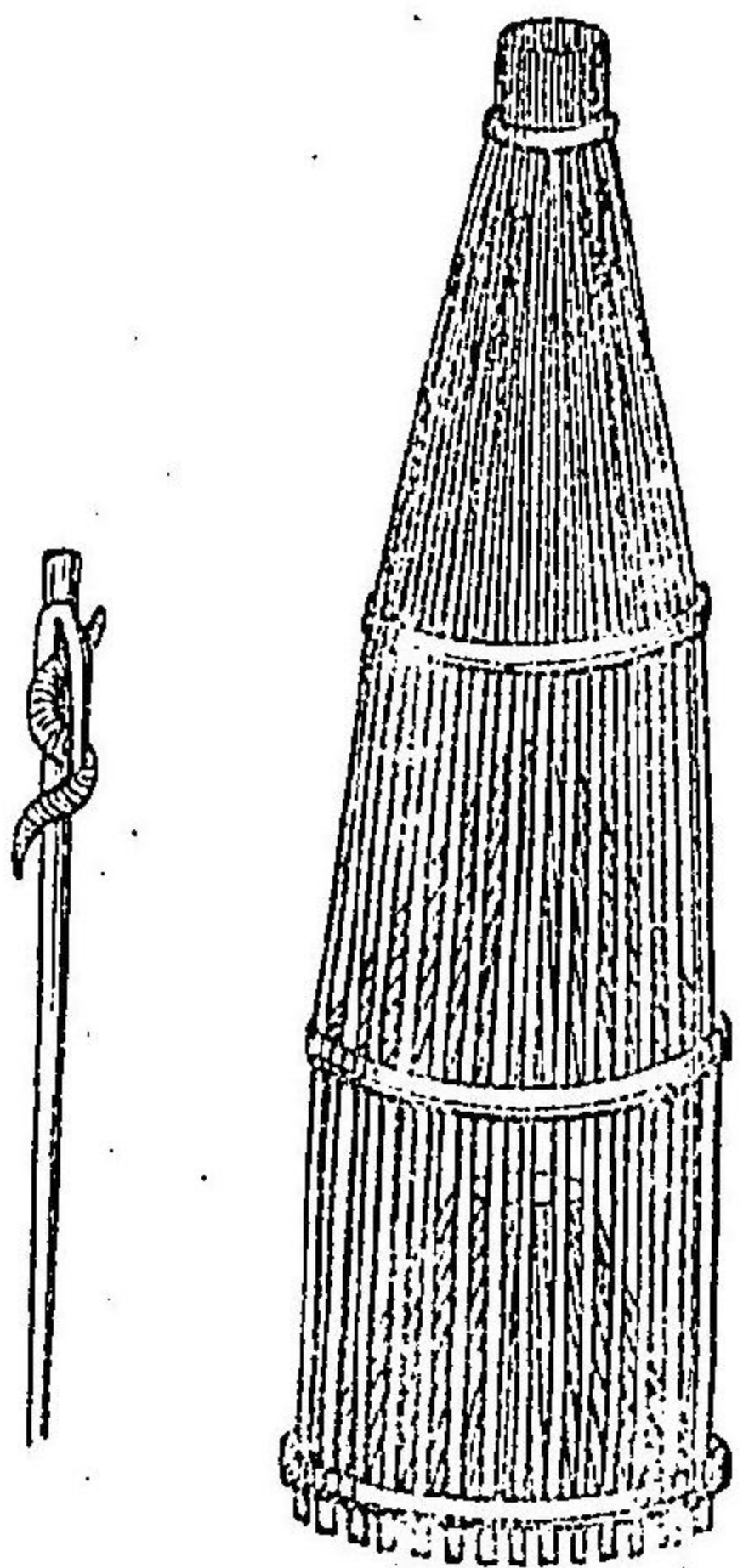


此の漁業は小暑より秋分までの間を季節とす筥を装置するには狭き川流の中央に位置を定め其左右に木枠を設く枠は松材四本を立て其上下に横木を貫き周圍には松材を亂植し枠の中には石を累積す又筥の上には木を横たへて之を鎮壓し上流には石を疊みて筥より高さこと凡そ一尺五寸許ならしむ斯く装置すれば流勢は木枠の左右を衝き激して魚筥ある凹處に向ふや忽ち急奔して弦を離れたる箭の如く游泳し來る魚は此に至りて身を支ふること能はず勢に壓せられて悉く筥中に陥るなり因て漁者は時々巡視して撒網若くは籠を筥尾に受け括りたる紐を解きて其魚を收め復た前の如く紐を括り置くなり

第二 鰻ドウ

下總國印旛郡印旛沼及び其近傍に於て鰻ドウと稱するは専ら鰻を捕る所の筥を謂ふものにして鰻の大小に應じ其筥も亦大小二様あり其大者は三年を経たる竹を撰び長さ三尺一寸づゝに切り其節を削り細く劈り幅四分許となし尙小刀を以て削り又四筋に分ち細き棕梠繩にて之を編成す其中に挿し入るゝ逆鬚を方言小

第八十五圖 鰻ドウ



口徑七寸九分許小舌は二重に挿入し口の方のものは長八寸四分許奥の方のものは長一尺許とす
小鰻ドウは高さ二尺二寸口徑三寸八分小舌は口の方長七寸奥の方六寸五分許にし

舌又「アゲ」とも云ふ小舌は幅四分に劈りたる竹を善く削りて薄く尖らし猶之を四筋に分ち細き棕梠繩にて編み又其末を銅線にて編み「ドウ」の内に挿入し外より繩を嵌め尙内部には張繩を入れ各銅線にて之を接着せしむ其總長三尺一寸五分許

て其製作方は凡て前者に同じ

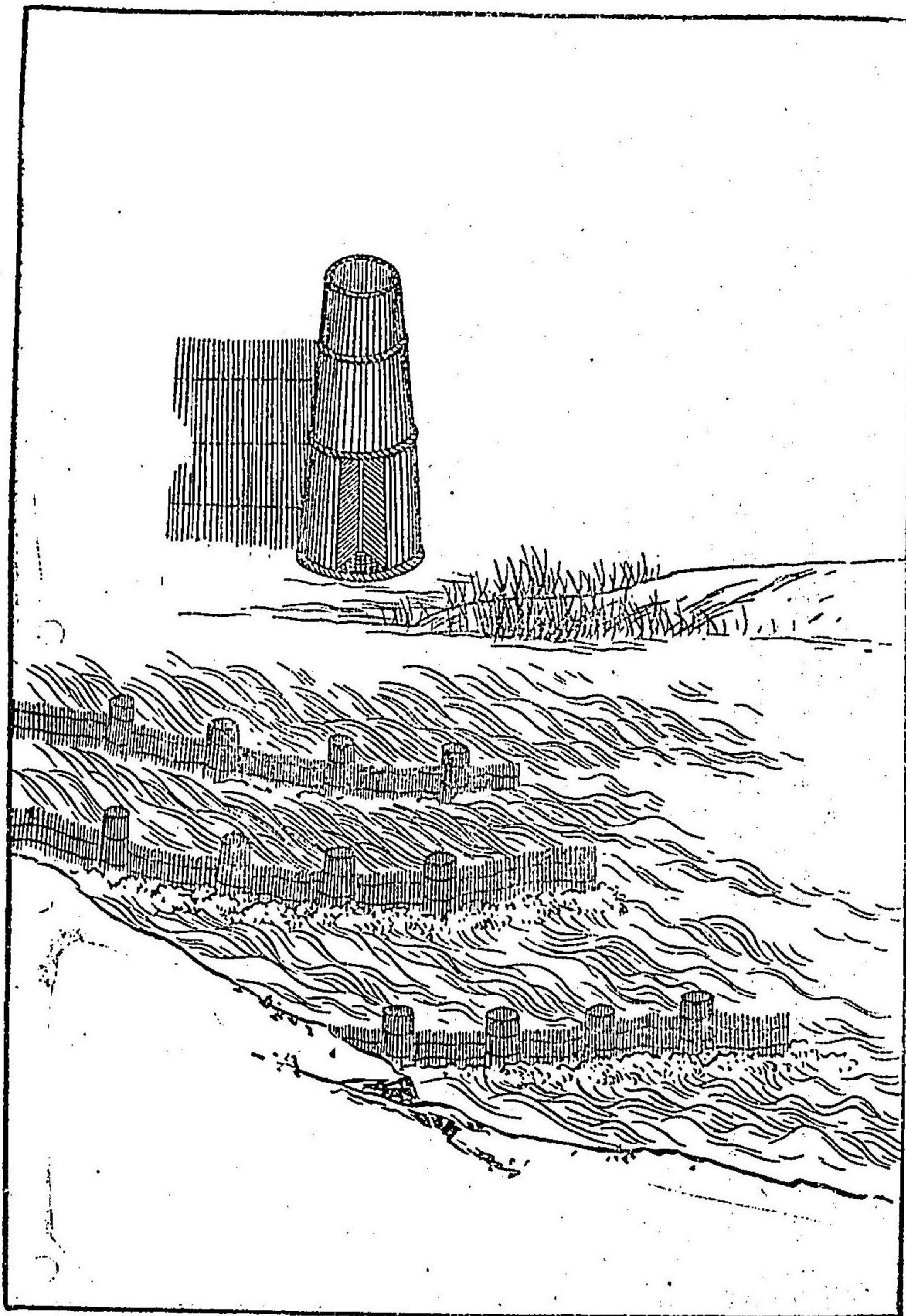
漁業の季節は大鰻は五月八十八夜頃より十月中旬に至り小鰻は五月上旬より十月下旬に至る漁法は方言「ボウタラ」と稱ふる蚯蚓を第八十五圖に示すの如き竹に刺す此竹をば方言「挿餌竹」と云ふ之を「ドウ」の中に納れ薄暮池沼中の泥裏に沈め置

き翌旦を以て之を引揚げ入りたる鰻を捕獲するなり

第三 豎 笠

豎笠は利根川筋及び其附近の池沼河川に於て多く用ゐる所にして主として鰻を漁するを目的とするものなれども其他の諸雜魚を獲ることも亦尠しとせず笠の製作は概ね前に記す所に異ならざれども形状第八十六圖上圖の如く下の方一面の空隙ありて入口となし其入口の左右に割竹を横さまに編みたるを附け宛も門扉を半開せるが如し兩扉の間僅かに罅隙を存し以て魚鰻をして入り易くして出で難からしむ夫れ此如くなるを以て笠中別に逆鬚を設けず又上端を括るとをも爲すを要せず其大さは水の深淺等に依りて一定ならずと雖も大抵高さ三尺より四五尺に至るを普通とす之を装置するには河岸又は支流溝渠等の流に沿ひ岸より中流へ斜に凡そ六七個を並列し笠と笠との間には三四尺許の竹篁を建て如斯するもの數層に及ぶ方言之を止め廻し又は建て廻しとも云ふ之を装置するの後漁者は時々其處に至り笠の上口より搦網を下し中に入りたる魚鰻を抄ひ捕るな

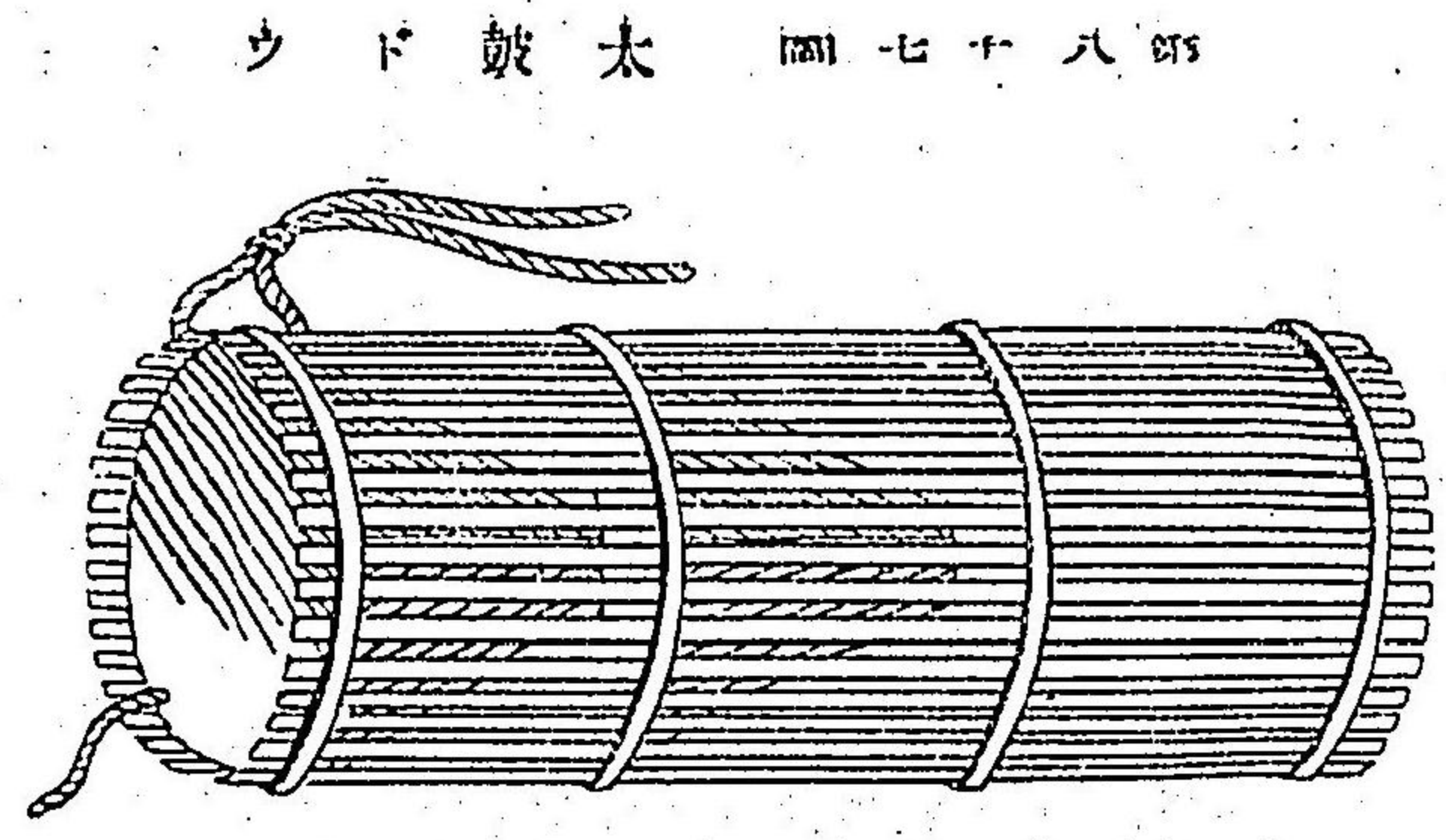
豎 笠 圖 六 十 八 第



此の漁業の季節は陰曆三月より五月迄及び八月より九月迄の間とすたゞ此の具は細微の魚と雖も脱逃するを得ざらしむるものなるを以て漁村に依ては其の蕃殖上の害を慮り之が装置を禁せる所ありと云ふ

第四 太鼓ドウ

太鼓「ドウ」は下総國印旛沼其他に於て専ら蝦を捕ふる所の笠なり一名「横ドウ」とも云ふ全體を横さまに水中に沈むるものにして其状太鼓の如し是れ此の名ある所以なり長さ一尺八寸口は兩方とも圓徑五寸にして上の小舌は長さ七八寸下の小舌は長さ四寸許とす構造製作は前に記すものに略ぼ同じと雖も兩方の口幅濶きを以て劈竹を編みたるを以て口



太鼓ドウ 圖七十八第

の六七分を掩ふを異なりとす之を使用する季節は八十八夜頃より十月の末までにして「ドウ」の内には米糠又は干鰯搾粕等を入れ之を水中に沈め以て蝦を誘集す其他の漁法概ね「ドウ」に同じ

第五 鯉 笠

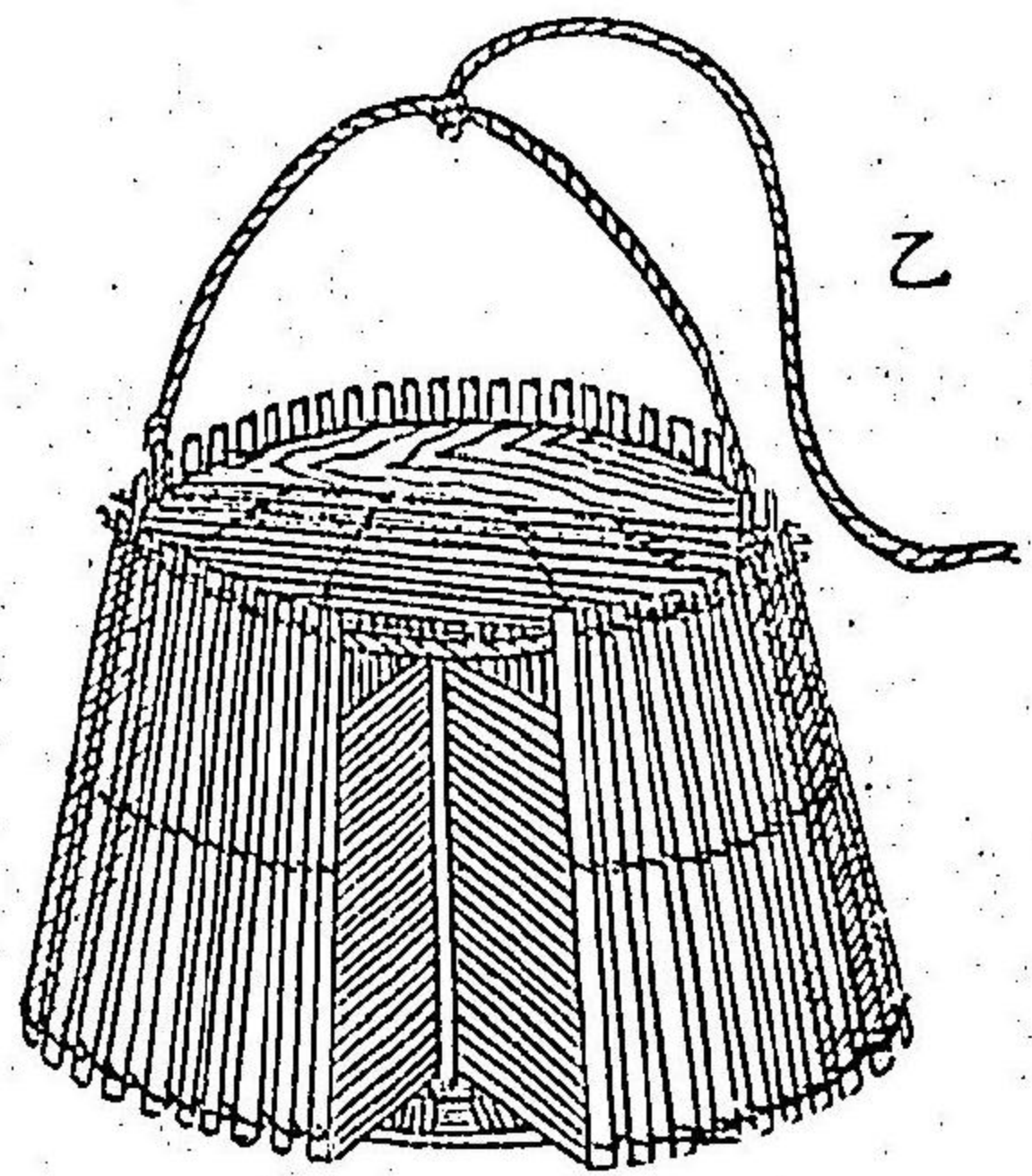
鯉 笠 圖八十八第



下總國香取郡小見川町は利根川に臨める地なるを以て該川筋に於て鯉を捕るに笠を以てす其笠は第八十八及八十九圖に示す如く長さ短くして桶狀を爲し其の一面の下方に空隙を設け此に空隙と同寸法の劈竹を編みたるを吊下すること恰も簾を懸けたるが如くし以て魚の入る處とす元來鯉は流水の淀み又は水草中に食を求むるものなるが故に河中へ水別ハネの亂杖ウシグイを打ち

流勢を殺き淀を設け此に笠を装置す笠は數十個を一筋の繩に吊り下ぐることに殆んど延繩の幹繩に枝繩を附くるが如くにし笠の中には餌料を入れる其餌は大麥を煮たるを用ゐる或は小麥粉を煉りて團子となしたるものを好しとす而して之を水

二 笠 鯉 四 九 十 八 第



する所の水草を土際より芟除して幅六七寸許の一路を開きて魚道とす是利根川の流末に於ては満潮に際すれば河水逆流するを以て諸魚水勢に乗じて河畔の水草中に溯り食を求め退潮に隨て又水を下るを以て此の際鯉をして此道に由らし

底に沈め上に瓦石を置きて以て鎮壓す日暮に之を沈むれば翌朝其處に至り入りたる魚を捕り收め更に餌を入れて又日暮に魚を收む順次に毎朝夕之を爲す專業者は五六十個の笠を使用するを常とす

又草餌と稱ふる漁法あり之を爲すには餌料を要せず其法河中に自然に生

めんが爲めなり故に其間水草の稀疎なる處あれば菰蔴蒲等を植ゑて其缺を補填す是れ魚をして他に散逸せしめざるの設けなり而して其魚道に當り距離凡そ三間位づゝに笠を沈め其入口を退水に向はしめ又其入口より二尺内外を隔て、菰の二三本立なるもの一株を植置く斯くて退水に隨ひ鯉は魚道に由りて徐々下り來り其笠に向ふや危懼を懐くものゝ如く猶豫して進まず尾を搖かし逡巡後退す此の時移植の菰に尾を觸るゝや忽ち驚愕し笠中に突進す入れば即ち籠の垂下するに遮られて復た出づること能はず而して尾して來る魚は一魚の笠中に在るを視れば直に進入するものなるが故に時としては一笠中に五六尾入ることあり漁者は時を測りて其處に至り入りたる魚を捕り收むるなり

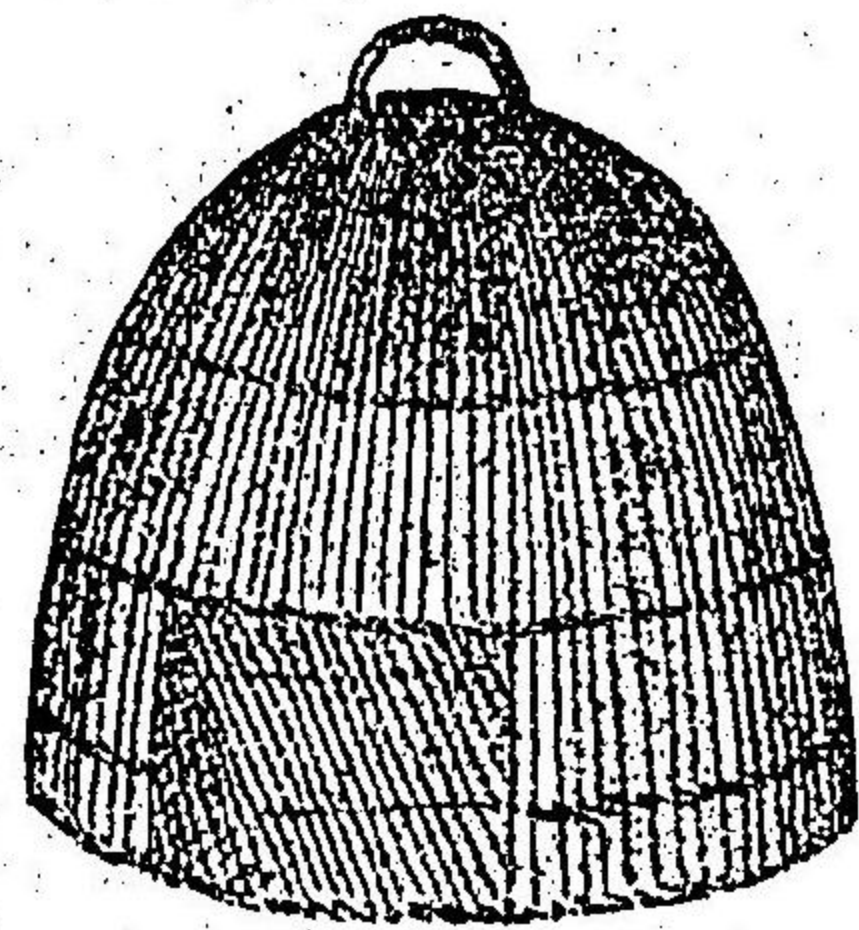
第六 鮒 笠

鮒笠も小見川町にて使用するものは前者鯉笠と形狀に於て異なるなし唯稍や小なるのみ故に漁者は五百個乃至六百個を使用す之を使用するに流水の淀若くは水藻繁茂の間又は菰蔴蒲等の叢生する處の水と草との界に沈む蓋し鮒は是等の

處に集りて食を索むるものなるを以てなり餌は粟と稗とを煮て一筥毎に小盃に一杯程を入れるものとする此漁は春夏の間にて爲し得べしと雖も此の時節は筥を早く朽廢せしめ易く且捕獲多からざるを以て仲秋より大寒の間に於て専ら之を爲す

第七 ムロ

石見國津和野川吉賀川其他の池沼に於て鹹鮒等を捕るに用ゆる「ムロ」と稱する器



第十九圖 ムロ

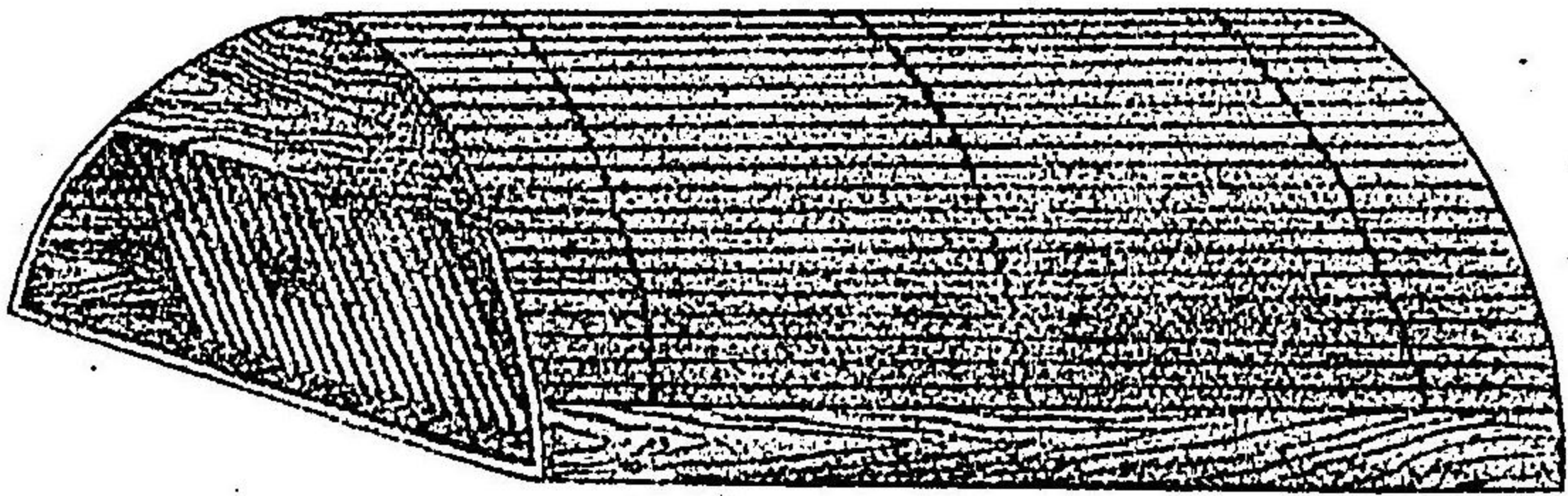
は其形狀前者下總國の鯉筥に似たれども材は多く柳の細枝又は萩の類を用ゐる竹を以てする事もあり葛蔓にて編み入口の扉は竹を用ゐる麻糸にて編む器の高さは二尺底の徑一尺七寸口は高さ六寸幅八寸とす之を使用するには内へ餌料を苞フクロに入れたるものを繋ぎ込め石を錘となし水底に沈め口を下流に向け細を以て陸上に繋ぎ置けば魚は餌料の香を逐ふて中に入る而

して餌は苞の中に在るを以て食するを得ず口より出でんとするも扉は流勢に壓せられ復た出づること能はず因て之を捕ふるなり季節は九月より十一月迄にして夜間を好しとす

第八 ヒビ

肥後地方に於て「ヒビ」と稱するは筥の謂にあらずして亦筥類なり其構造は第九十一圖に示す如く底及骨格は板にて作り之に竹篋を編み付け其狀俗に謂ふ所の蒲鉾形と爲し其大さは長さ三尺口の幅一尺五寸位とし口には竹にて作りたる返りを設け一たび入りたる魚は復た出づることを得ざらしむ此の器の中に焼酎粕に粘土を混和したるものを盛りて餌となし河中に沈め口を下流に向け置くときは諸多の雜魚香を追ふ

第十九圖 ヒビ

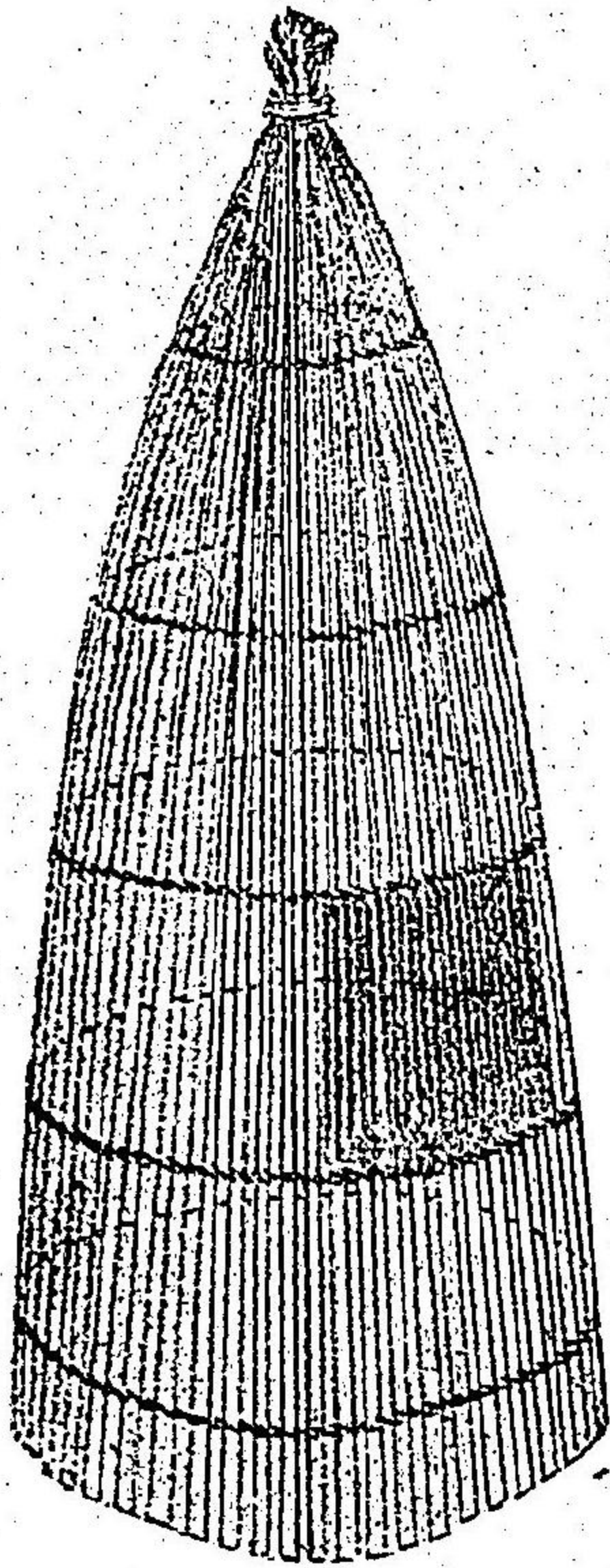


て來り遂に籠中に入る因て數日を経釣竿を以て籠を引揚げ入りたる魚を捕獲するなり之を使用する季節は秋季より初冬に至る間を良とす

第九 ユサ突

ユサ突とは肥後地方に行ふ處のものにして割竹を長さ四尺許に切り繩を以て五個所を横に編み一端を細くし末を繩にて括りたるものなり其狀尋常の笠の如く唯内部に逆鬚なし而して其中央より少しく下に偏して割竹を切り取り竇を穿ちて窓の如くならしむ之を持ちて河口又は海岸の淺處水藻の叢生する處を見立て籠の口を下に突込みて攪擾すれば藻中に潜伏する魚類は驚き出で、水面に浮ぶ此時竇より手を

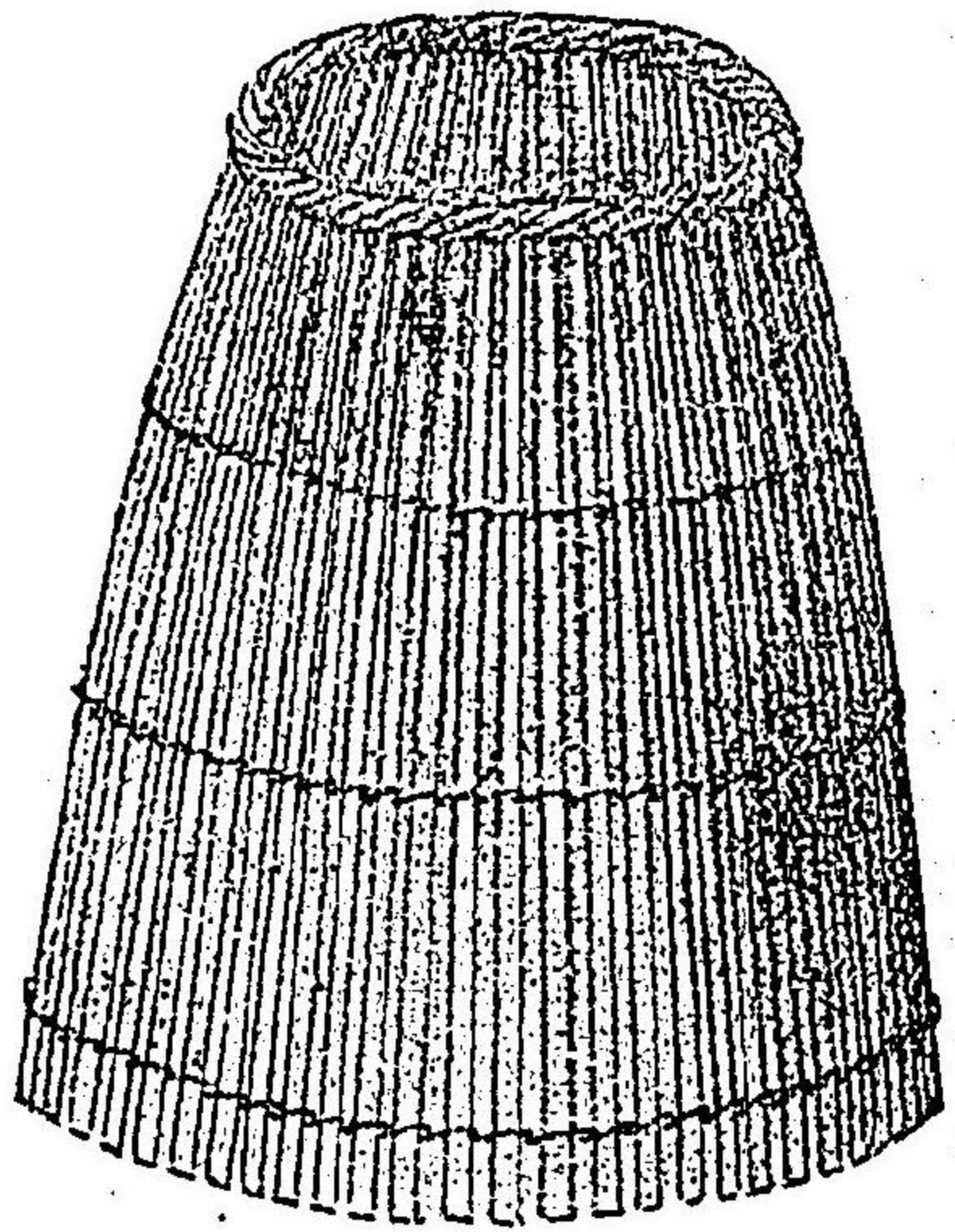
キツサウ 圖二十九第



差し入れて其魚を攫み捕獲するなり

第十 イタギ

ギタイ 圖三十九第

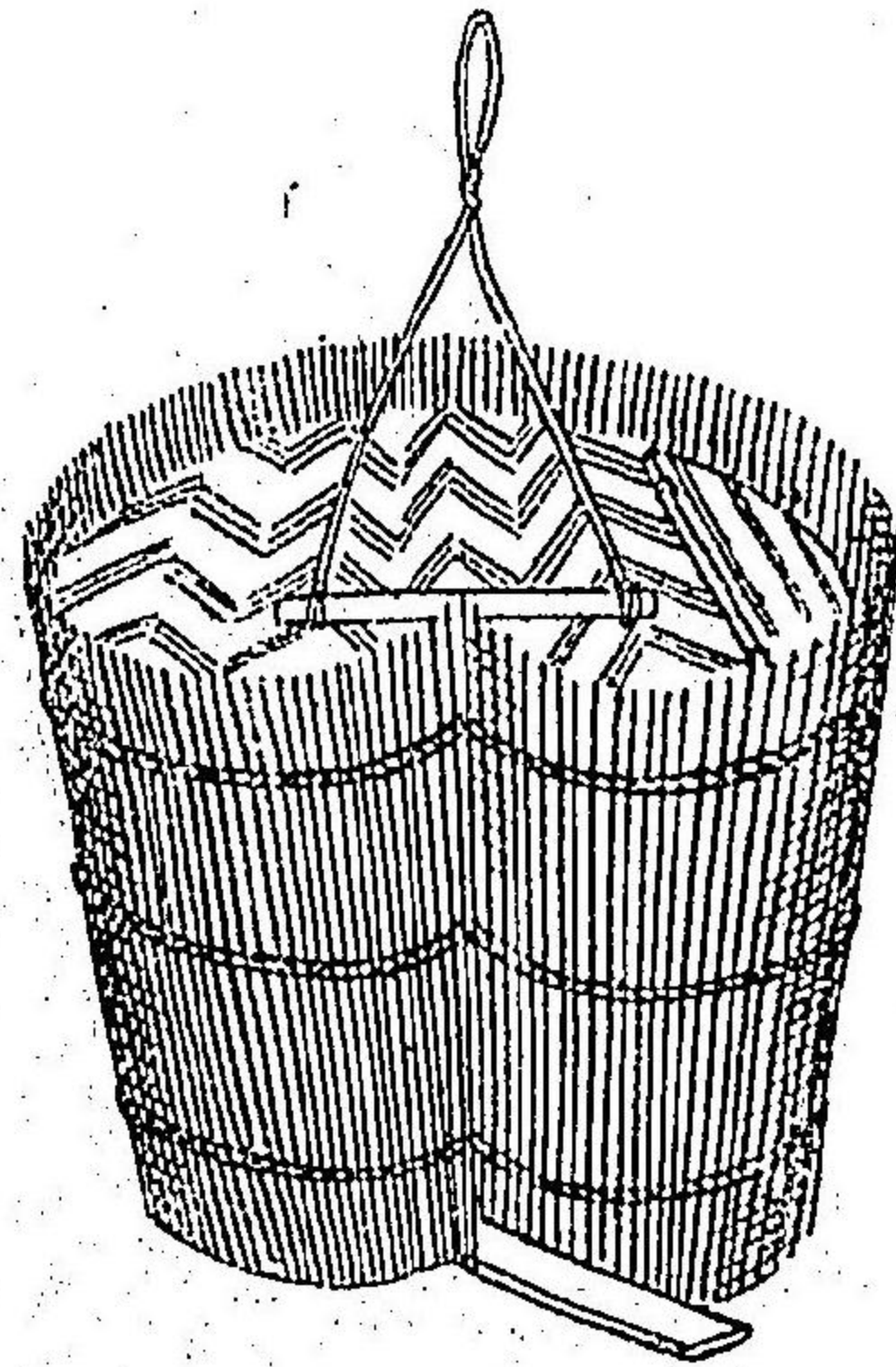


此の漁も前者「ユサツキ」と同趣向のものにして唯僅かに其具の形狀を異にするのみ今伊豫地方のものに就て記さんに長さ一尺八寸に切りたる劈竹凡そ六十五本を繩を以て横に編み筒の如くし上口の徑八寸下口の徑二尺位とし上口の縁は竹を以て尋常策の縁の如くに製す之を水淺き池中に携へ徒歩して魚の潜伏すべき水藻ある處を擇びて之れを伏せ魚驚きて水面に浮び出るを上口より手を入れて其魚を攫み捕るなり

第二節 筒類

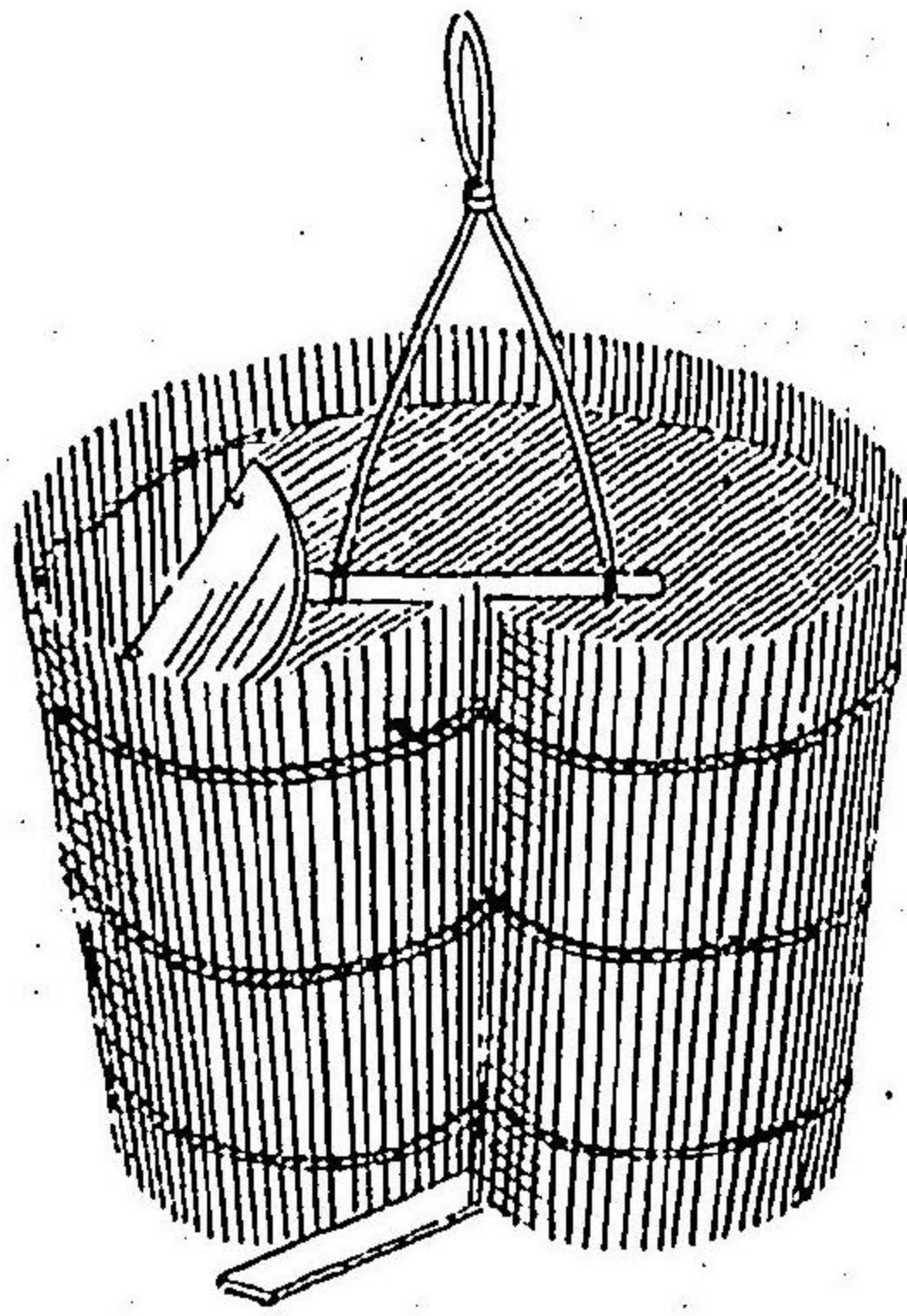
第一 蝦筒

一筒蝦 圖四十九第



面は上面に對して凡そ一寸狭くし中央より長さ五寸程の扁平なる劈竹を出し蝦をして此の筒口より入り易からしむ筒の丈は六寸七分又は六寸に作り上

二筒蝦 圖五十九第



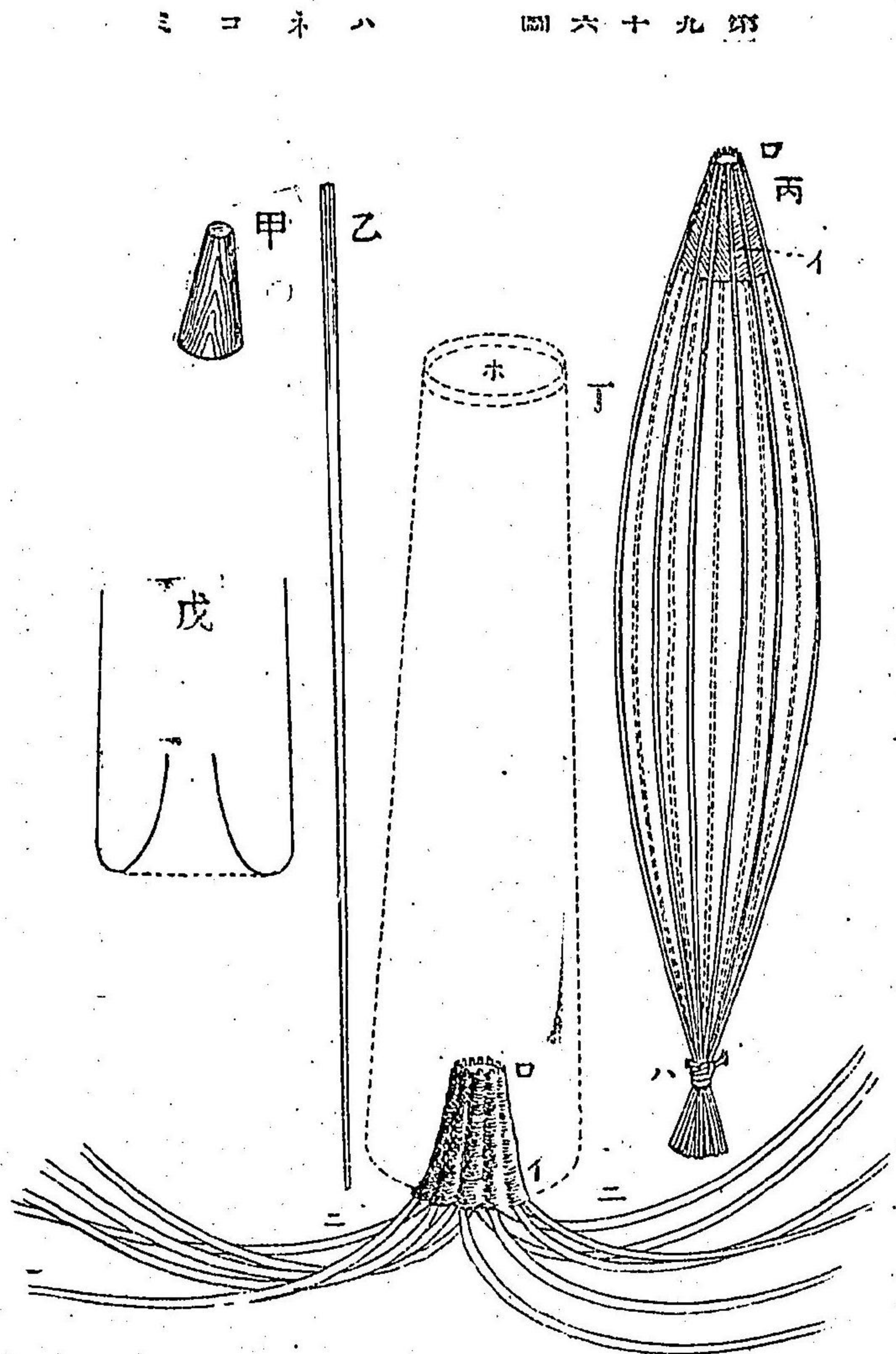
陸前地方にて蝦筒と稱ふるは第九十四及第九十五圖の如く上面は縦横一尺にて中央の徑は四寸七分下

面に横竹を附け麻繩を以て結び之に手繩を附け筒中に螺類を潰して其肉を入れ餌料とし水中に沈め置き時を計りて引揚げ筒の上の左端の蓋を開き入りたる蝦を捕るなり。

第二 八ネコミ

武藏國北埼玉郡にては「ハネコミ」と稱する器を以て泥鰯を漁獲す其器の構造は第九十六圖中甲の如く上徑五分下徑二寸の木形を作り乙の如く青竹を薄く劈り其上部一寸二三分は細割して縁となすに便す又其下部の端は幅一分以下とし其下り三寸位に至りて幅三分許とす之を十一本を(内五本は皮付の儘(イ)の木形に丙の如く排列し其(イ)(ハ)の部を細繩にて縛り別に皮付の竹の幅二分以下長さ五六尺幅二分以下に薄く劈り長さ五六尺とするは編み廻しに便なるに由る(を)を以て其(イ)より編み始め右に編み廻し(ロ)に止む(イ)(ロ)の間は凡そ二寸五分位とす爰に於て木形二分及び(イ)(ハ)部の括り繩を解き丁の如く劈竹を地上に散らし並べ其(ニ)の部を兩足にて踏みながら皮付竹の極細割したるものにて凡そ二十回位も右に編み廻

第九十六圖

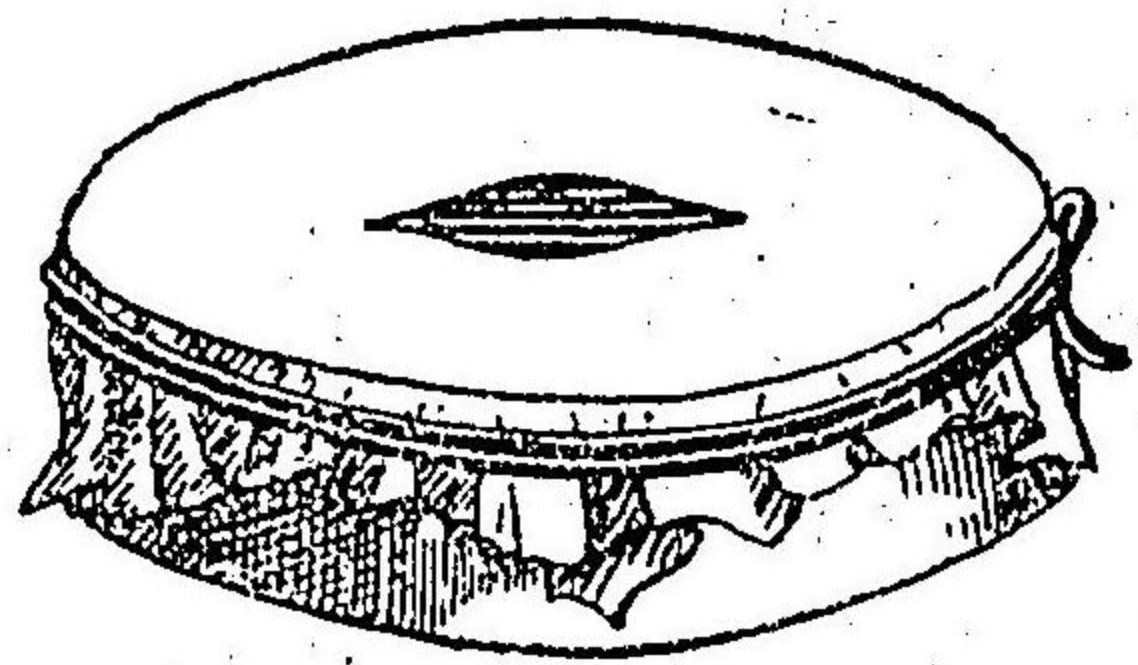


せば漸く竹骨を反曲するの準備成る因て是より手に取り殊に注意して竹骨を折らざる様にして反曲せしめ其反曲部の間凡そ三寸とす夫より四寸位は皮付竹を以て其後は中身竹を以て一尺八九寸位編み末端に至れば順次隣れる竹骨に曲げ付け其外部に縁となすべき劈竹を當て幅三分位の極薄く削りたる皮付竹にて巻き丁の如き全形をなさしむ尙完成したる器の下部即ち反曲部の横断面を示せば戊の如し

之を使用するには潰したる田螺と煮りたる米糠とを混和したるものを入れ溝渠の流れに従ひ斜に上部を溝岸に掛け下底を水底に挿して据置き一時間許を経て引揚げ中に入りたる泥鱒を捕り収むるなり

第三 桶 漬

桶漬は肥後國加勢川上流及び白川坪井川等に於て夏時遊漁の一として多く之を爲す其法鐵葉板製の大盥又は劈竹を以て編みたる筥の内に米糠を煮り土に混和したる餌を入れ白木綿の中央に楕圓形の小孔を穿ちたるを以て其上を蔽ひ糸若



漬桶 圖七十九第

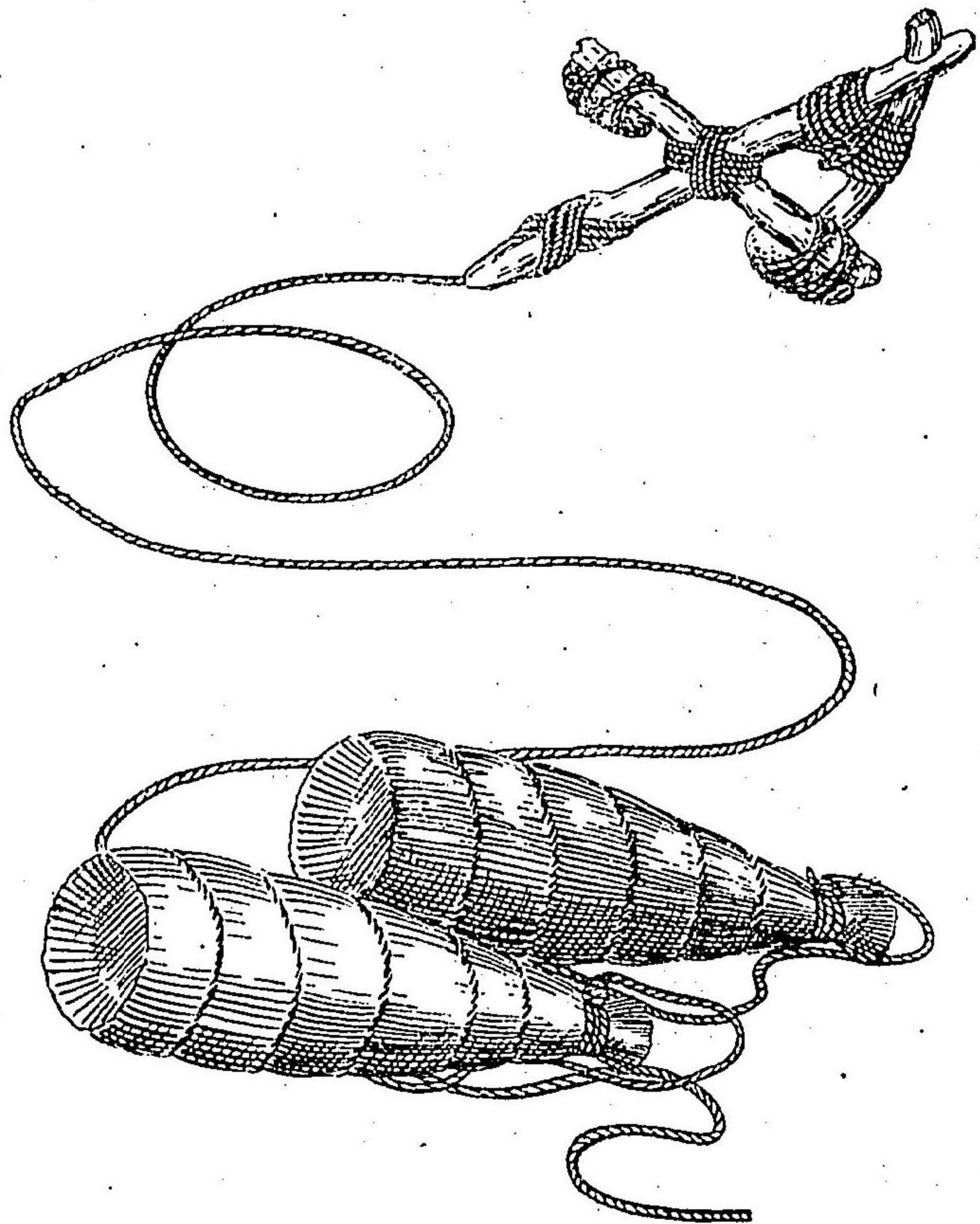
くは繩を以て周圍を括り河底の泥沙を掘りて之を埋め置く時は各種の小魚其上に集まり漸く孔より桶の中に入る因て二三分間を経て之を引揚げ魚を收め復たもとの如くに沈め置き幾回も斯くの如くするなり此漁は他地方にて爲す所も大抵皆同じ

第八 八ツ目筒

越後國新潟市信濃川の末流及び其他に於て使用する八ツ目筒は主として八目鰻を漁するを以て此名ありと雖も旁ら鮭鱒類其他の雜魚を獲ること亦少からず其筒の構造は材は荻を用る上下を平分して六段に細き藁繩を以て横に編み成し圓錐狀となす其長さ四尺七八寸乃至五尺位とす而して一方の頭は繩を以て堅く縛り之に長さ四尋半許の繩を繫く一方の底は口を開き其口徑二尺八九寸乃至三尺位とし内部にも亦荻を編みたる返りを設く之を方言「アケド」又は「カド」とも云ふ凡ての趣向前に述べたる釜に異ならず又別に藁繩三

八ツ目筒

圖八十九第

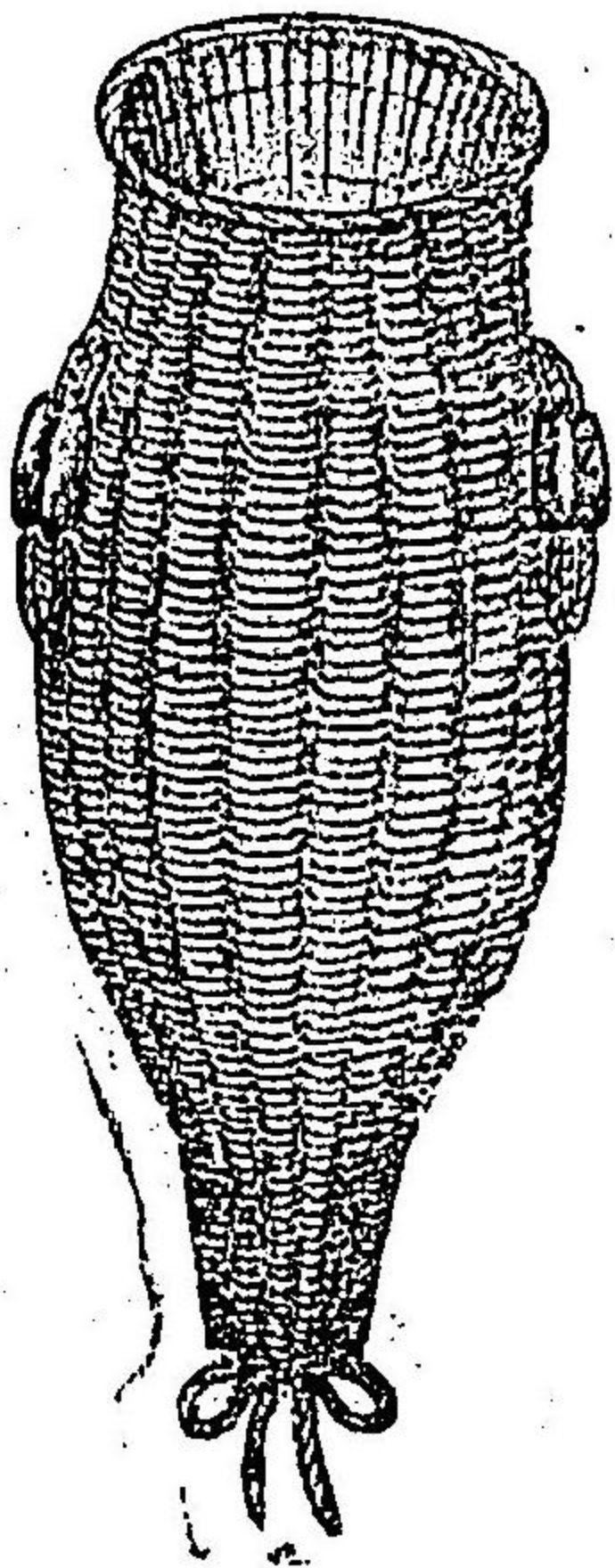


筋を撚合せ綱を作り長さ四十四五尋を一總ツミとし一總毎に筒四個づゝを筒の頭より出したる繩を以て結び付くること恰も延繩の枝絲を幹繩に附くるが如くす筒の數は四個を普通とすれども水勢の強弱に依り増減することあり之を使用するには漁船一艘に漁夫一人乗にて繩十七總即ち個數六十八個を積み載せ而して信濃川にては字白山浦と云ふ漁場に至り繩の兩端に方言「カイデ」と稱ふる木錨を附けて下流に向ひ彎曲狀に延へ沈め筒口を下流に向はしむ十七總を順次繋ぎ合せて繋ぎ目毎に木錨を附け已に延へ沈め畢れば繩の中央へ浮樽を附けて目標とす斯く爲し置けば筒中別に餌料を置かすと雖も下流より洩る魚は自然筒中に陥り返しの爲めに遮られて復た出づること能はず因て十二時間毎位に巡視し鈎を以て筒を引揚げ魚の入りたるあれば之を收め筒は元の如く沈め置き日斯くの如くして漁獲するなり

第五 狀鰻籠カヘリ

備前地方に於ては狀鰻籠と云ふを使用す其狀恰も竹製の挿花瓶の如くにして全

第九十九節 狀鰻籠

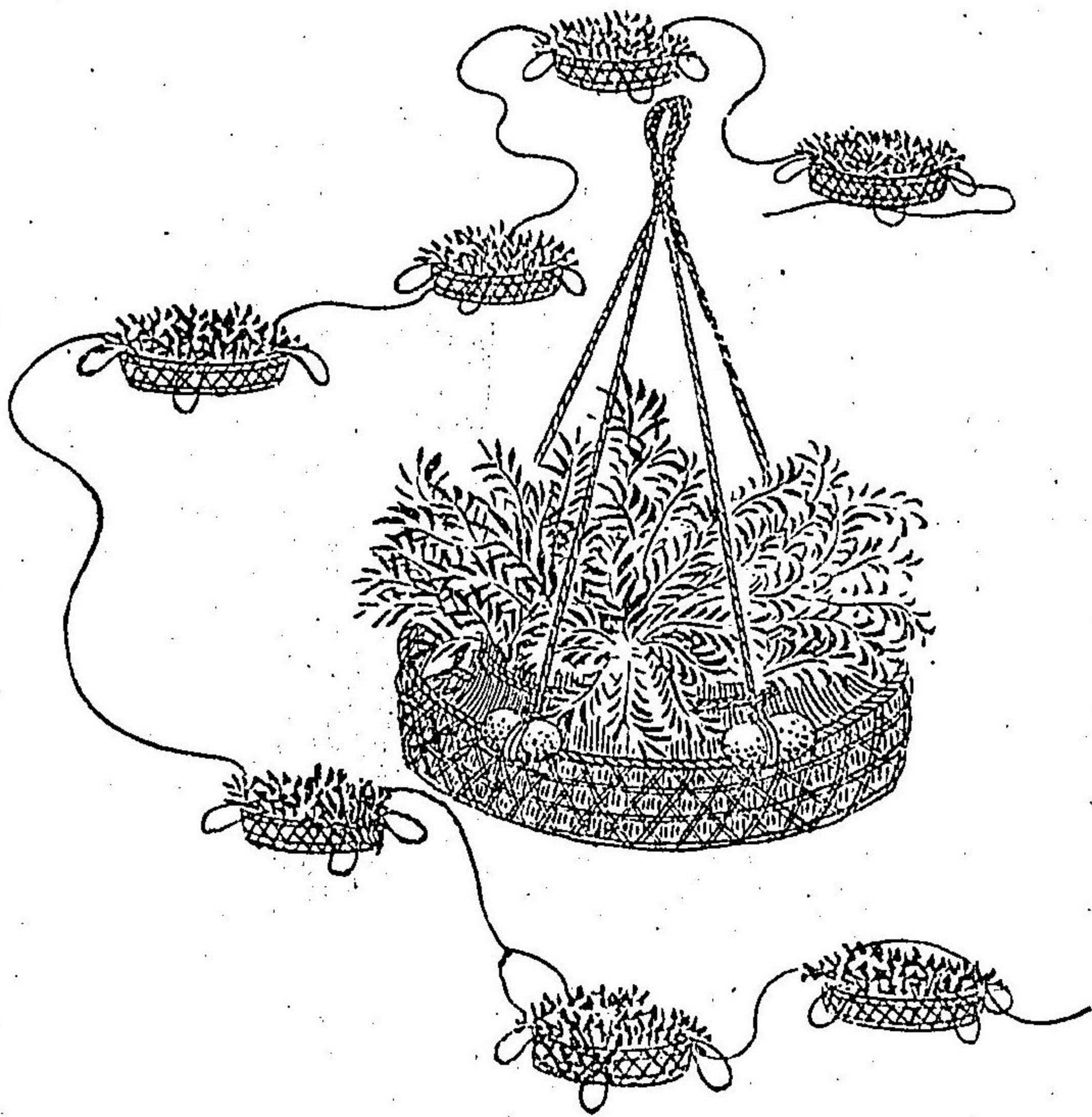


長一尺七寸上の口徑五寸五分胴の徑七寸下の口徑二寸にして下口には紐を附け以て之を締括す又籠の左右に繩を附け之に鉛製の錘二個づゝを貫く其長さ一寸五分周圍六分とす籠の中には漏斗狀の逆鬚カヘリを設くること猶筒ツミの小舌の如し之を一條の幹繩に一尋距離に枝繩を垂れ其先きに括り附け而して籠の中には玉筋魚イカナゴを餌とし海底に延べ下し置けば狀鰻は餌を食り籠の中に入り逆鬚の爲めに遮られて復た出づること能はず依て一日一二回づゝ引揚げ下口の紐を解き入りたる狀鰻を捕獲するなり漁業の季節は陰曆三月上旬より四月下旬までなり

第六 烏賊籠

一 筑後地方に於ける烏賊籠

籠 賊 烏



烏賊籠は専ら九州地方に行はれ他地方には多く之を見ず今筑後地方のものに就て記さんに該地に於ては此の漁業を又烏賊漬とも云ふ其季節は雨水の頃に初まり夏至の頃に終る漁場は沖合深さ七尋乃至十七尋位の處とす

籠は周圍は苦竹クダマの劈りたるを以て編み底は繩にて俵の小口の如く荒く掛け烏賊の脱せざる位の目に結び附け其中央に犬槻の枝を堆積し以て烏賊の産卵するに供す之を幹繩七百尋に枝繩十二尋のもの十六筋を結び其末に各一個の烏賊籠を附くること第百圖の如し而して中央なるは其廊大せるものなり
漁法は潮の平穩なる時を測り漁船一艘に漁夫二人乗にて漁場に至り潮の流れに直線に幹繩を延へ枝繩は左右に延べ分け籠を海底に沈む而して幹繩の兩端には錨を沈め浮標を附け置き凡そ三日位を經過すれば烏賊來りて籠内に設けある柴の中に入り卵を産み之を巢窟となし棲息す因て晝間潮の平穩なるとき漁船一艘に二人乗にて出漁し浮標を取り幹繩を手繰り枝繩を靜かに引揚げ籠を船中に移し烏賊を捕りて復た元の如く海底に沈め置くなり此漁は海底平沙の處にては多く「カツイカ」を捕獲し泥土なれば「マイカ」を多しとす

二 肥後地方に於ける烏賊籠

肥後地方の烏賊籠は中に盛る所の柴を水木犀又は楊桃ヤモモ躑躅等の枝を以てし肥前國南高來郡多比良村にては方言「カタバミ」と稱ふる灌木又は萩を束ねたるを以て

又籠は底までも竹を編みたるを用ゐ來りしが底も編竹なるときは海底高低甚しき場處にては覆へるの恐れあるのみならず時としては繩を繰り揚ぐるに際し籠傾きて鳥賊を漏すことあるを以て近來底を網に改めしものありと云ふ蓋し網底なれば猶此の餘に引揚ぐるるとき重量を減ずるの便あるべし

又肥後國八代にては近年工夫し大に手数を省くことを案出せり其法初め樹枝の束ねたるものゝみを沈め置き日數を経て一たび引揚げ之を検し其卵の附着したるものゝみ更に籠に入れ猶其處に沈め置き後籠ともに引揚ぐ故に空籠を引揚ぐるの徒勞なきを得るなり

鳥賊籠の製最も大なるものを使用するは同國宇土郡戸馳村とす其籠の周圍五尋以上深さ七八寸位あり捕獲も亦隨て多し此の地は島嶼の一村にして寛文年間藩主寺本八左衛と云ふ者此の島の領主たり當時開墾の業を起し多くの耕地を得たりしかば領主島民を犒らはんが爲め藩主に請ふて鳥賊籠專行漁場の許可を得此業を繼續する所なりと云ふ

肥前國南高來郡島原港以北の各浦に於ては從來鳥賊籠を使用するに其鳥賊と

卵子とを併せ捕り卵子は漁夫の食料に供し而して樹枝は乾枯せしめて薪材と爲すを例とせり然るに數年以來鳥賊の捕獲漸次に減少し漁民の生計窘迫に赴きたるより管轄郡衙は種々考索を遂げ其減少の原因は全く卵子を併せ捕るに在るを察し素より卵子は漁夫の食料に止まり別に收利あるに非ざるを以て之に諭して卵子を捕るを禁じ其已に鳥賊を捕り了るに及んで樹枝は海中に投棄し以て卵子の孵化を助けしむるの法を設けしに數年にして其漁場に於て鳥賊の大漁あるに至れりと云ふ此の事たる頗る當業者の參考に資すべきものなるを以て因に茲に附記す

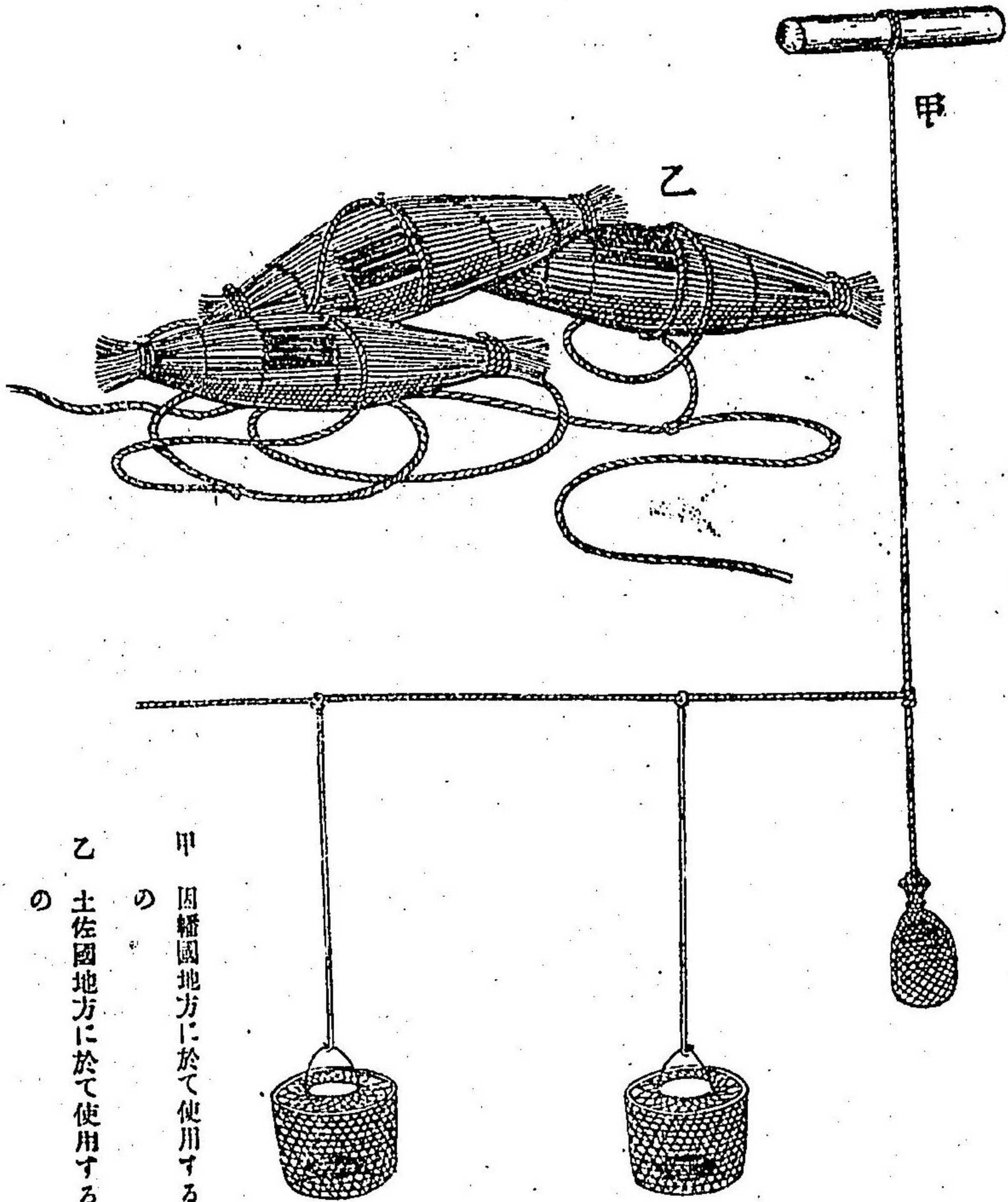
第七 油螺籠

一 因幡國地方に於ける油螺籠

因幡國氣高郡賀露港に於ける油螺籠繩漁業の季節は五六月の頃を最とす漁場は陸を距ること三百間の海中深さ十尋の處とす

籠は劈竹を以て周圍二尺許深さ五寸許に作り籠口の周邊には藁心製の網を附け

油螺籠 第一圖



甲 因幡國地方に於て使用するもの

乙 土佐國地方に於て使用するもの

中央に入口を設くること第一圖中の甲に示すが如し籠の底には石を入れて鏝となし之を長さ五百尋の幹繩に五尋距離に吊り下げ其吊繩は長さ三尺許とす繩は皆藁製なり餌料は人の食餘の魚骨又は鹽漬の魚肉等を炙りて籠口に結び附く幹繩の兩端には沈石を附け之より綱を出し其一端には浮標を附け之を海底に延べ下すこと猶釣の延繩の如し晝夜とも延べ下し置き時々浮標より繰上げ入りたる油螺を収むるなり漁獲多きときは一舉に三百個も得ることあり

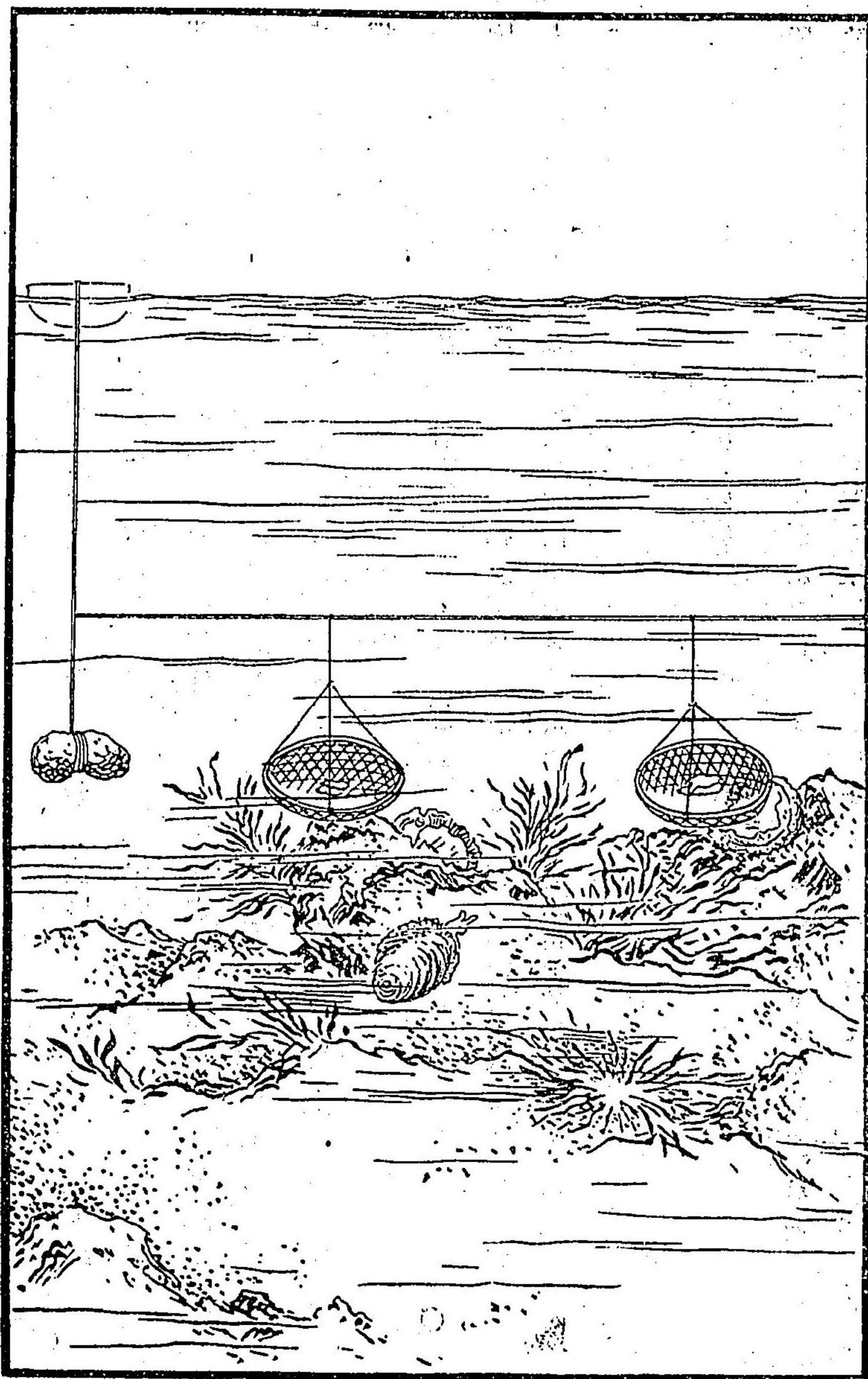
二 土佐國地方に於ける油螺籠

土佐國にて用ゐる油螺籠は劈竹を編みて筒の如くし兩端を繩にて括り中央に穴を穿ちて入口を設くること第一圖中の乙に示すが如し使用法は前者と概ね異なることなし

第八 鮑延繩籠

陸奥國下北郡に於ては鮑を捕るに刺網を以てするものあれとも亦同國三戸郡にては鮑延繩籠と云ふを用ふ今同郡白銀村にて使用するものに就て記さんに此の

鮑延縄籠 二百四第

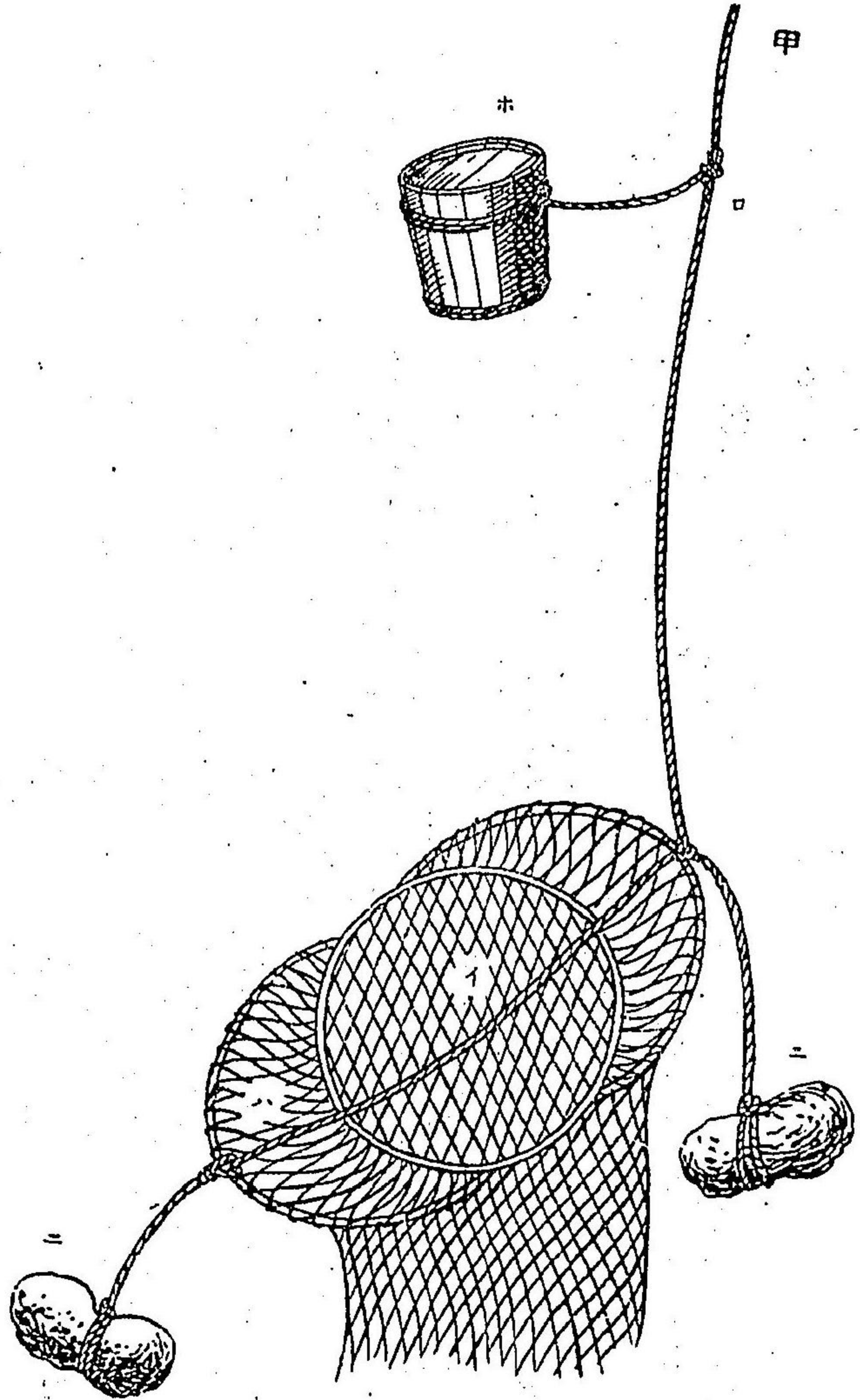


具は藤蔓又は山葡萄或は細き灌木を以て徑九寸許の輪を作り之に細繩にて一寸五分目位に編みたる網を結び附くこと撻網の底の淺きが如くす其中央に重量七十匁位の石を細繩を以て移動せざる様に結び附け又其石の大きと同じ位に昆布を束ねたるを結び附け鮑の餌となし輪の三方より細繩二つ合せにしたる長さ二尺位のものゝ以て吊手となし末端を合せ束ねて一條となし而して更に之を藁繩二つ合せ徑四分の許幹繩に凡そ一尋距離に附け之れを海底に延べ下すこと猶釣の延繩に於けるが如くす

此の漁業は夏土用より八月十日頃までの間を良しとし漁場は深さ十尋以上の海底岩石の處を擇ひ専ら夜間に使用するものにして晝間には漁獲なし延べ下してより三時間許を過ぎて引揚げ入りたる鮑を捕り收め復た延べ下し置き大抵日没より天明に至るまで兩三回折返すを通常とす
此の籠の周圍は大に過ぐるときは使用に不便なるを以て徑九寸を超へざるを可とし又底は深からざるを良しとす大抵中央に結びたる錘石の上面と周圍の輪と平均なる位にて可なり

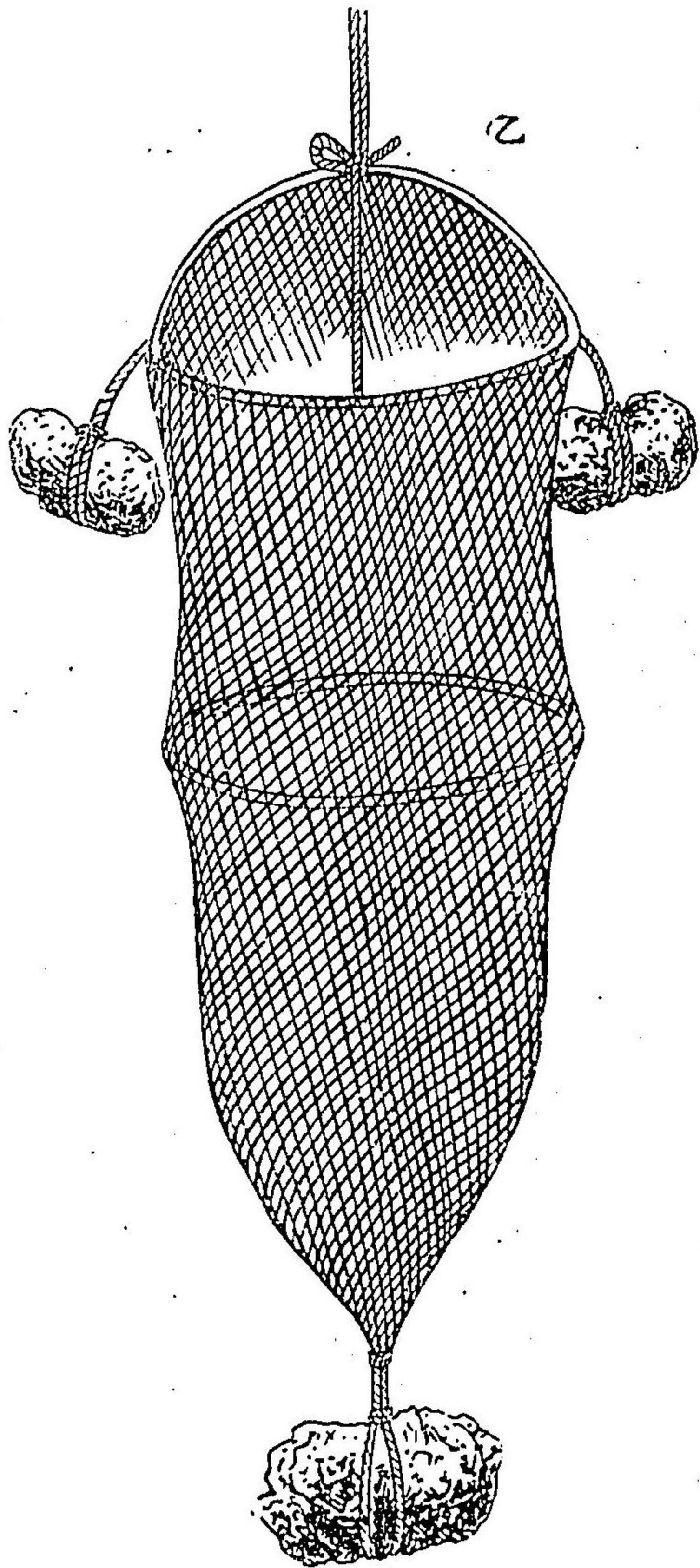
第九 アブラコ籠

一籠コラプア 圖三第



北海道及び陸奥地方に於ける「アブラコ籠」は其構造一ならざれども第百三圖及第百四圖に示す所のものは渡島國龜田郡尻澤邊村にて使用する所なり其製法陸奥

二籠コブラア 圖四第



地方のものに比すれば網囊の稍や長きを異なりとす即ち第百三圖は此の器を海底に下したる形状にして其(イ)部には餌料を盛り魚來りて此に入るとき船上の漁

夫(ロ)の引網を取り急に之を引くときは(ハ)の兩片忽ち合閉し魚をして復た出づるに道なからしむ(ニ)は沈石にして(ホ)は浮樽なり又第四百四圖は引網を取り半は引揚げたる状にして上部密閉し全體伸張せる所を示せるものなり

第三節 壺類

第一 章魚壺

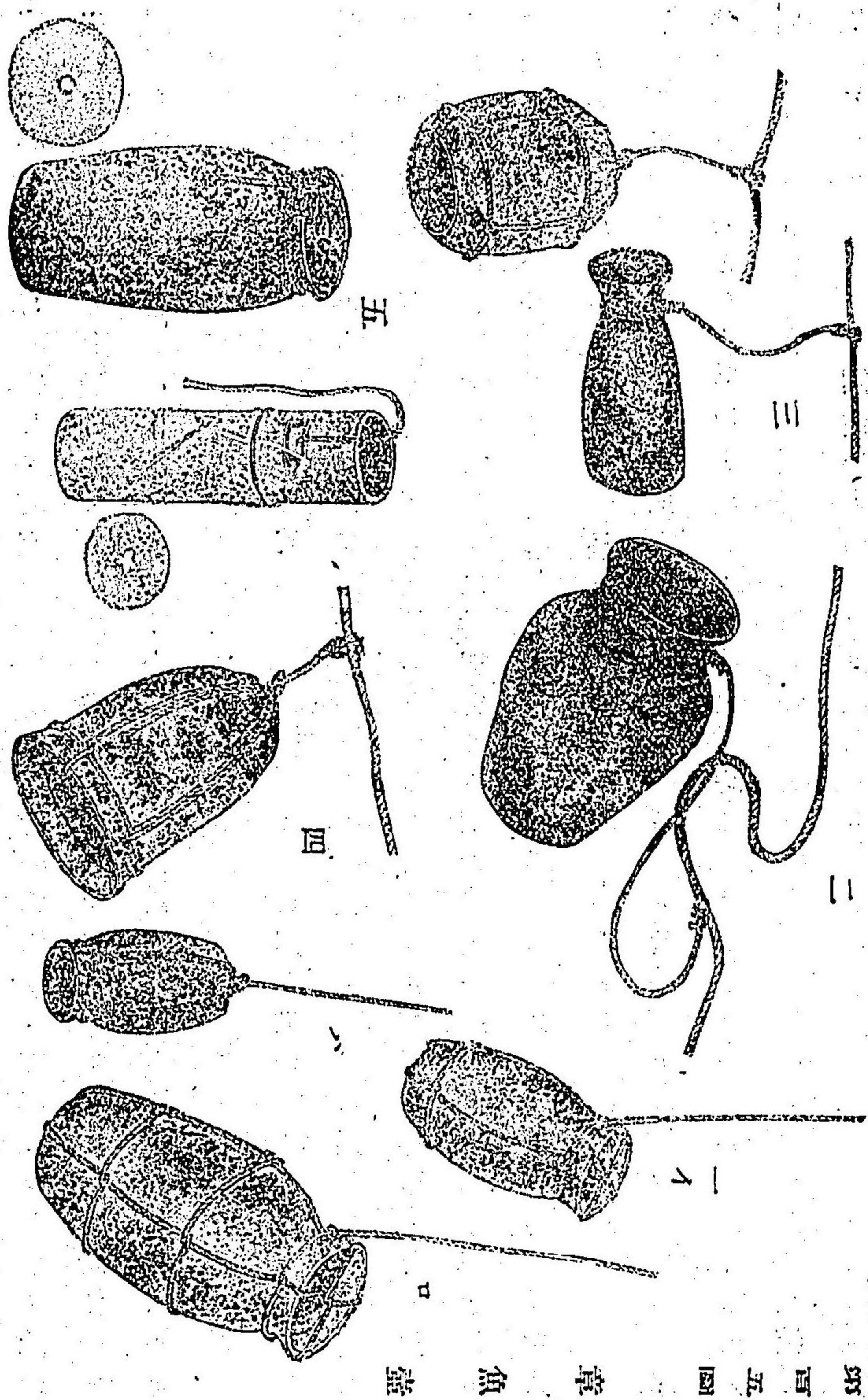
章魚壺は主として眞章魚を漁する具にして全國中大抵用ひざるの地なし蓋し章魚の漁法は種々ありて其海底岩石多き處にては壺を用ひるも波浪の動搖により岩石の爲め破碎せらるゝの恐れあるを以て釣獲するを多しとすれども海底泥沙の地に在ては壺を用ゆるなり其具は「タコツボ」と稱ふる地多けれども又「カメ」キ國ヘイジ「尾張等」と稱ふる地も之れあり其漁季及び漁法の如きは各地互に異同あり今章魚に於て最も盛漁の名ある備後國御調郡三原町のものを記さんに漁場は海岸を距ること五十間乃至百五十間深さ十六七尋乃至二十等の處にして漁業の季節は陰歷七月の頃より十一月頃に至る凡そ百五十日間とす漁法は藁製の幹

寸五分長さ五百尋のものに五尋距離に細繩の長さ僅に一尺内外なるを附け其枝繩毎に壺一個づゝ凡て百個を附け幹繩の一端には浮樽を一端には錘石を附け之を一具とす而して一艘の漁船に漁夫二人乗組み此の器二具或は三具を載せ蝸の群集すべき位置を測り一人は舳を押し一人は繩の一端より漸次延べ下し畢れば其儘歸るなり蝸の性穴居を好むか故に皆壺中に入り潜蟄するを以て一夜乃至三夜を経て次の拂曉に漁場に至り繩の浮樽の方より徐々に引揚ぐるも蝸は恬として覺らざるものゝ如し依て之を船中に揚げ章魚を引出して捕獲するなり

壺の形狀は地方により頗る差異あり右に記す所の備後地方のものは口濶く其下に凹處あり肩張り底稍や窄まり恰も酒店に備ふる酒瓶に似て小なるものなり是れ各地方多く用ゐる所なり又伊豫國には前者に似て肩張らざるものあり播磨國には徳利の如き狀のものあり又上下窄く中部張りて太鼓の胴の如き形のものあり周防國には牽牛花狀のものあり薩摩國には俗に「ズントウ」と稱ふる花瓶の如きものあり其他異狀のもの甚だ多し今其差の著しきもの二三を次に圖出す壺の大きさも亦地方に依て差あり然れども深さ七八寸口徑四寸乃至六寸位を普通とす而

して底に孔を穿ちたるあり穿たざるあり前に記したる備後のものには孔なければ
ども伊豫國其他のものには徑六七分の孔あり安房地方のものは孔殊に大なく徑
一寸許あり孔を穿ちたるものは水切れを善くするの便ありと云ふ
壺を枝繩に附くるの法も亦地方に依り差異あり口の下の凹所を繩にて括り之を
枝繩に繋ぐを多しとすれども中には壺の周圍を繩にて搦めたるものあり而して
之を枝繩に附くるに壺口を上にしたるものと下にしたるものとあり口を下にし
たるを一見すれば其引揚ぐるに方り章魚は中より逃れ出でざるやを訝からしむ
ると雖も章魚は其壺の動搖するに隨て壺底に吸着するものなるか故に逃出の憂
なし而して口を下にすれば引揚ぐるさき中に水を保たざるに由り幾分か軽く覺
ゆる者なり又壺の側面に孔を穿ち是より繩を通すものあり大に簡便なるを覺ゆ
壺を引揚げたる後章魚を中より出すの方法も亦各種あり安房地方に於ては底の
孔より焼火箸を突き込み章魚をして自ら躍出でしむ又竹串を挿し入るゝ地もあ
り底に孔なきものは木片を以て底を打ては章魚自から出るなり若し容易に出で
ざれば木灰少許を壺中に向て振り掛くれば輒ち出づるものなり

章魚壺の製は概ね土焼なり關東にては大抵尾張の常滑トコナカより製出するを用ふ此の
壺は幾回も使用し介殼の如きもの多く附着したるを宜しとす但た薩摩國に於て
は釉料ウツクを施して焼きたる壺を使用す中には壺に使用者の姓名を刻したるものあ
り是れ急に古色を帯びすと雖も容易に破毀せざるの利あり此の壺は介殼の附着
するも土焼のものゝ如く葉々層を爲すに至らず故に用に堪ゆること久しとす
幹繩の長さも亦地方に依り差異あり備後のものは長さ五百尋に過ぎざれども是
れ該地は海峽の間にして漁場の面積狭きが故に繩も亦甚だ長からざるなり他地
方のものであるに阿波地方にては幹繩の長さ二十尋を一總フツとし五六十總を使用
す即ち總長さ千尋乃至千二百尋なり又筑前地方のものは凡そ千五百尋肥後地方
のものは殆んど一里を延亘す是れ畢竟漁場の濶きに依るなり
繩を引揚ぐるの時期も筑前地方にては處暑の頃より秋分までは朝夕兩度秋分以
後は一日一回とし安房地方にても午前七八時に下せば午後五六時に又午後五六
時に下したるは翌拂曉に引揚ぐる等の差あり其之を引揚ぐるるとき船上に轆轤を
備へ是にて巻くあり阿波地方の如きは則ち然り



第五百五圖 章魚壺

- 一は備後の國に於て使用せるもの
イは口徑四寸胸徑五寸深き八寸にして
外側に一の孔あり
- ロは口徑五寸胸徑七寸深き一尺二寸に
して底部に一の孔が穿つ
- ハは口徑三寸胸徑四寸深き六寸にして
底部に一の孔あり
- 二は波阿國にて使用せるもの
- 三は幡摩の國にて使用せるもの
- 四は周防國にて使用せるもの
- 五は薩摩國にて使用せるもの

第五百五圖の説明

此の漁に嫌ふ所は風波及び霖雨にして風波劇しきときは海底には壺の動搖するが爲め章魚は壺に入らず又霖雨の爲め潮水に淡水多く混ずるときは章魚は散亂するを以て漁獲なし故に近傍に大河の注入する漁場に在ては霖雨洪水ありたるときは多く休業す

漁場の遠近は地方に依り差異あるは勿論なれども概して薄暑の候には章魚は近岸に在り暑氣加はるに随ひ漸く沖に出づるものなれば漁場も亦之に従はざるべからず

章魚の産卵期に方れば壺中に卵を産み附くるとあり之を採收する地少なければも播磨地方にては必ず之を採り醃藏して販賣す是れ海藤花ウツクサと稱へ酒家の下物に供し珍貴する所の物なり

章魚壺漁業は經濟上有益のものなれども延縄釣との關係より往々紛議を生ずることあり何となれば既に他の延縄を下したる上に章魚壺を置かるゝときは其重量の爲め延縄を揚ぐることに能はず又章魚壺を沈ためる上に延縄を下したるときは章魚壺を揚ぐるゝとき延縄も共に引揚げらるゝを以てなり斯の如き關

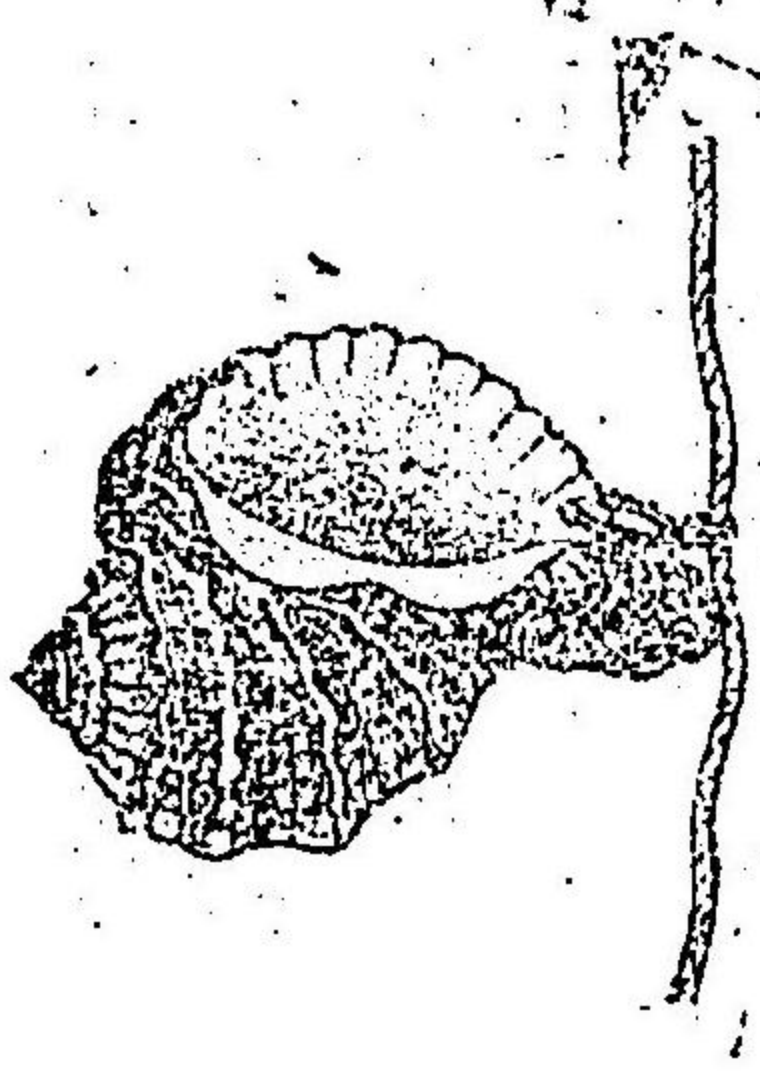
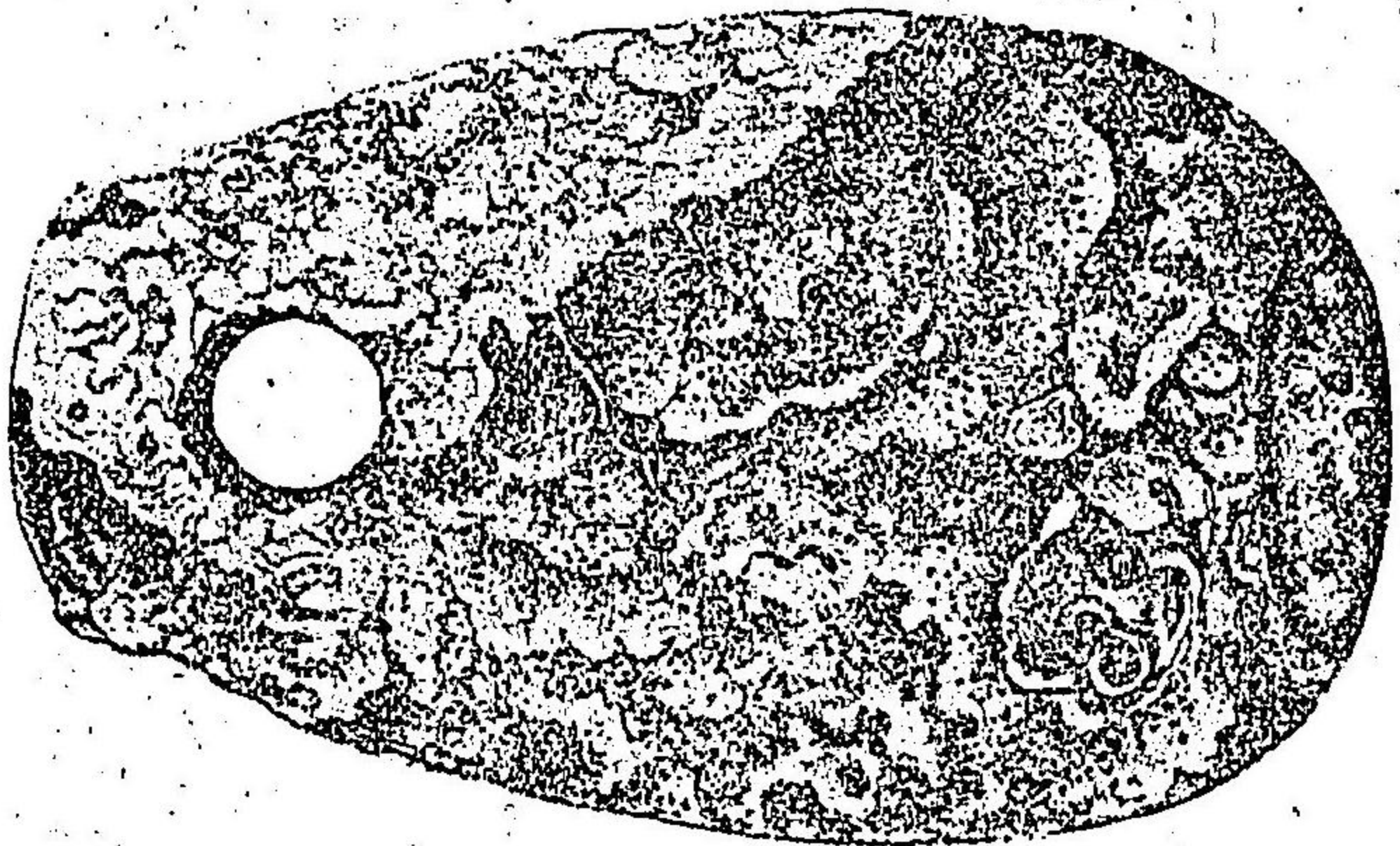
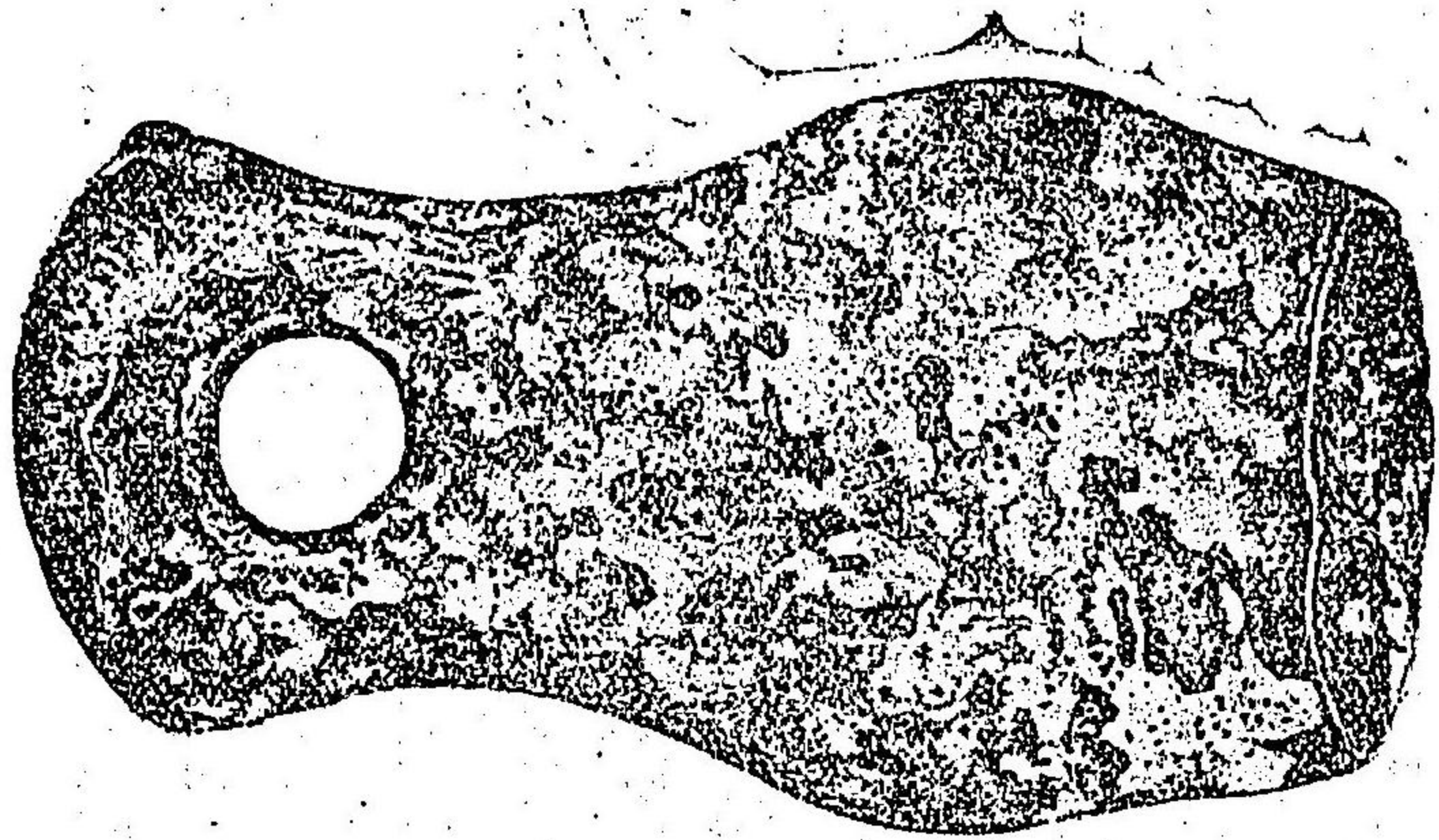
係あるを以て延縄章魚壺共に使用する漁村に在ては豫め規約を定め使用の場所を區劃するか又は季節を分ち斯る紛議を豫防せんこと必要なるべし

第二 飯鮪壺

飯鮪の漁法は略は前者に同じきも其體の小なるを以て壺は自ら異ならざるを得ず今上總下總の内海に用ゆるものに就て記さんに該地にては此の具を「マコツルベ」と云ふ壺に代用するに蓼螺シロの殻を以てす其季節は十二月より翌年二月に至る漁法は小船一艘に漁夫一二人乗組み幹繩の長さ千尋乃至千二百尋の蓼製なるに三四尺の細繩を一尋毎位に附け其末に蓼螺殻を結びて延へ下すなり其延へ方等は前記「マダコ」の漁法に同じ

地方に依り蓼螺殻シロに乏しき地にては土燒の壺を用ゐることあり播磨地方に用ゐるものは高さ三寸五分口徑一寸三分胴の太き所の徑二寸四分許口より少しく下左右に孔あり此に繩を附けて以て杖繩に繋ぐなり

蓼螺殻を用ゐることは各地大抵同じと雖も羽前地方にては鮑殻を二個重ね細き

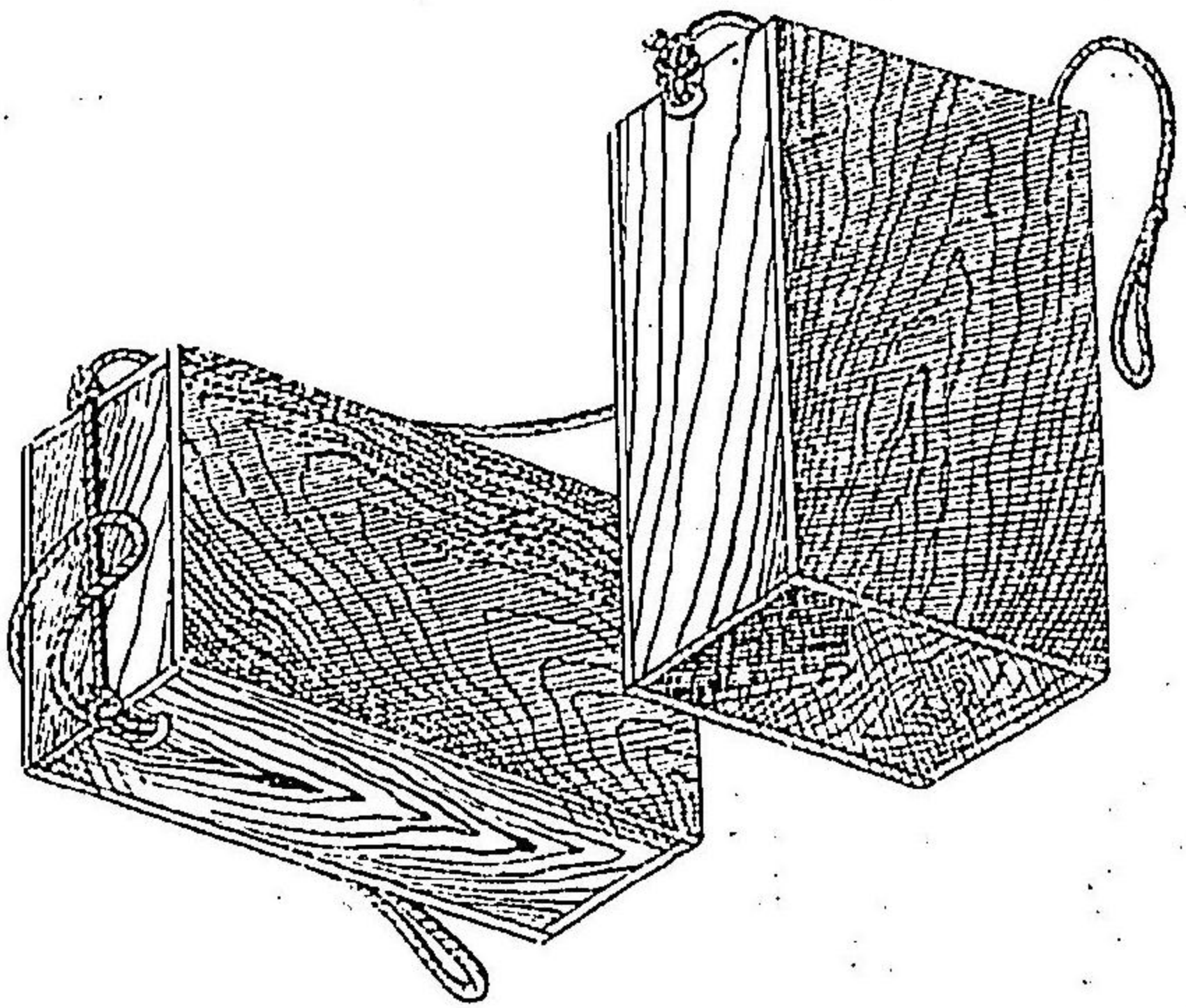


藁心繩にて括り一方に一寸五分位の孔を穿ち入口となしたるものを用ふ此の具は飯鮒の外猶「十夜メコ」と稱ふる小鮒の類を漁するにも用ふ

第三章 章魚箱

北國筋にては章魚を捕るに箱を以て壺に代用するの地往々之あり是れ蓋し波浪高く動搖烈しきが爲め圓形なる壺にては頻に輾轉して鮑の入らざるのみならず毀傷し易きを以てなり今越後國三島郡寺泊村邊に於ける章魚箱を記さん
に其木は杉又は椴等の類を以て堅七寸五分横五寸五分厚さ四寸許に作り其一方に入口を設くること第百七圖の如くし一方を幹繩に取り附け此に適宜の重

箱魚章 圖七百第

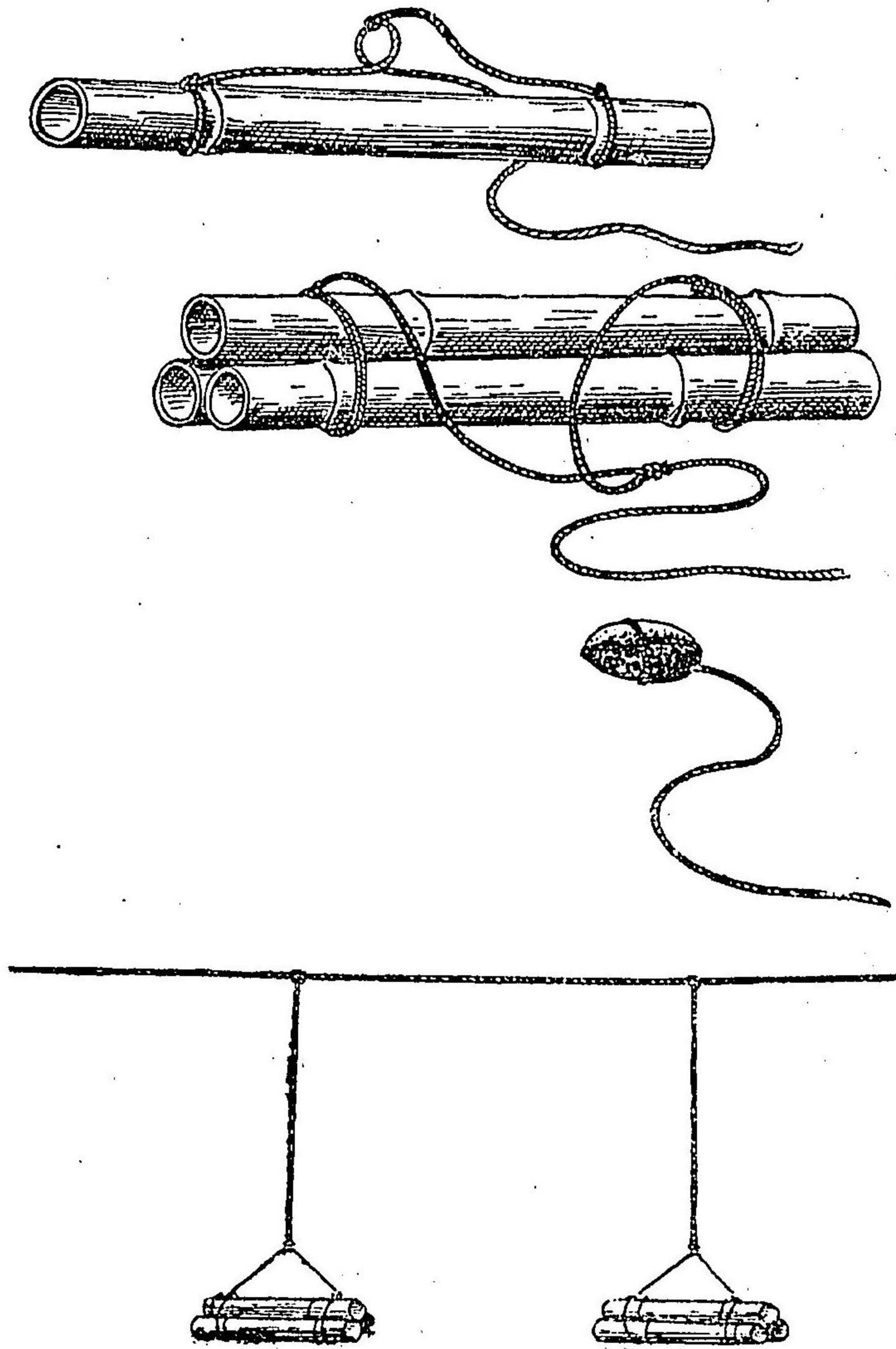


量ある石を括り付け錘となし以て其輾轉するを防ぐものなり使用法は凡て章魚壺に同じ

第四 鰻筒

鰻筒は又鰻漬とも云ふ所任行ふ所なれども就中近江國琵琶湖に於ては最も古くより行はれ遠江國濱名湖伯耆國東伯郡東郷池等は之に倣ふて現今盛なるものなり今其構造を記さんに周り七八寸長三四尺許の竹筒の節を抜きて内部を黒くせしもの一本若くは細きものは三本を纏めて一本の長からざる繩にて前後二ヶ所束ね其繩の中央に猶一本の繩を結び附くること第百八圖の如くし此もの許多を一本の幹繩に取り付け恰も延繩の如くに作りたるものにして數所に適宜の石を括り付けて錘と爲すものなり之を使用するには漁夫湖中泥底の淺所に入り徒歩して延繩を曳く如くに竹筒を泥中に沈め置き時刻を許りて之を引揚ぐ鰻は竹筒の内に潜伏するを以て漁人は引揚ぐるには豫め竹筒の兩口を兩手にて塞ぎ其一端を傾けて鰻を籠に收むるなり

第百八圖 鰻筒



第三章 梁類

説文に梁は水橋也とあり然るに淵鑑類函には梁者以木絶水取魚と曰ひ陸龜蒙漁具詩序には横川曰梁と曰ひ和名抄には梁魚梁なりと曰ふ狩谷望之の和名抄箋註に其説を載せて曰く按説文梁水橋也是本義棟梁之架南北柱魚梁之互兩岸其形如橋梁遂以轉注也と此説當れりと謂ふべし詩の谷風篇に母逝我梁母發我笱とありて傳梁魚梁笱所以捕魚也と云へば支那に於ても上古より爲せし所なるを知るべく其用法は周禮に敷人掌以時敷爲梁とありて鄭衆注に梁は水堰也堰水爲關空以笱承其空疏に笱者葦薄以薄承其關孔魚過者以薄承取之とあるを以て見れば本邦に於ける普通の梁と異ならず本邦に於ては神武天皇東征の時既に大和國に梁を架する者ありしこと古事記日本記にも見へたれば由來最も舊きものなるを知るべく西洋に於ても古昔は亦爲しこと各書に散見す而して本邦の梁は所謂以木絶水堰水爲關空以薄承其關孔が如きは是れ普通のものにして猶其空處に笱を設くるものを空梁と謂ひ網を設くるものを網梁と云ひ繩を張りて魚の行を遏む

るものを繩梁と云ひ槿を作りて魚を導くものを槿梁と云ふ其他趣向の異なるものは一にして足らずと雖も水を横絶して終に一路を設け其路に當り機器を設け魚を此に陥らしめて以て捕ふるに至ては皆同し此装置を舟筏を通すべき河川に爲すときは舟筏の通路を阻碍し運輸の便を妨げ其舟筏を通せざる河川に於てし又は舟筏の通すべき空間を設けたるものと雖も本來の趣向たる魚をして殆んど遁避の路なからしむるものなるを以て其蕃殖に害あること太甚し故に西洋各國に於ては大抵之を禁止せり本邦に於ても近世に至り蕃殖上の害を慮り之を禁止し又は制限を設けし地方もあれども又舊慣に従ひ漫然として放任せる地方も一二に止まらず凡そ梁を架するは河川に於てすべくして海洋に行ひ難し是れ其捕らんと欲する魚類は鮎を最とし鮭、鱒、鰻等都て時に隨て河川に上下するものを獲べきものなればなり故に梁の装置は巧なるに従て蕃殖上の害大なる者なれば其最も機巧と稱するものは最も擯斥せざるを得ず夫れ此の如くなるを以て本篇之を記すは編者心に喜ばざる所なりと雖も然も其是の存する以上は故なく闕如することを得ず是を以て止むを得ず其二三を左に記す讀者其蕃殖上に意を注ぎた

るの装置は之を参考に資するも可なり其の然らざるものは敢て之に倣ふことなからんことを要す

第一 梁

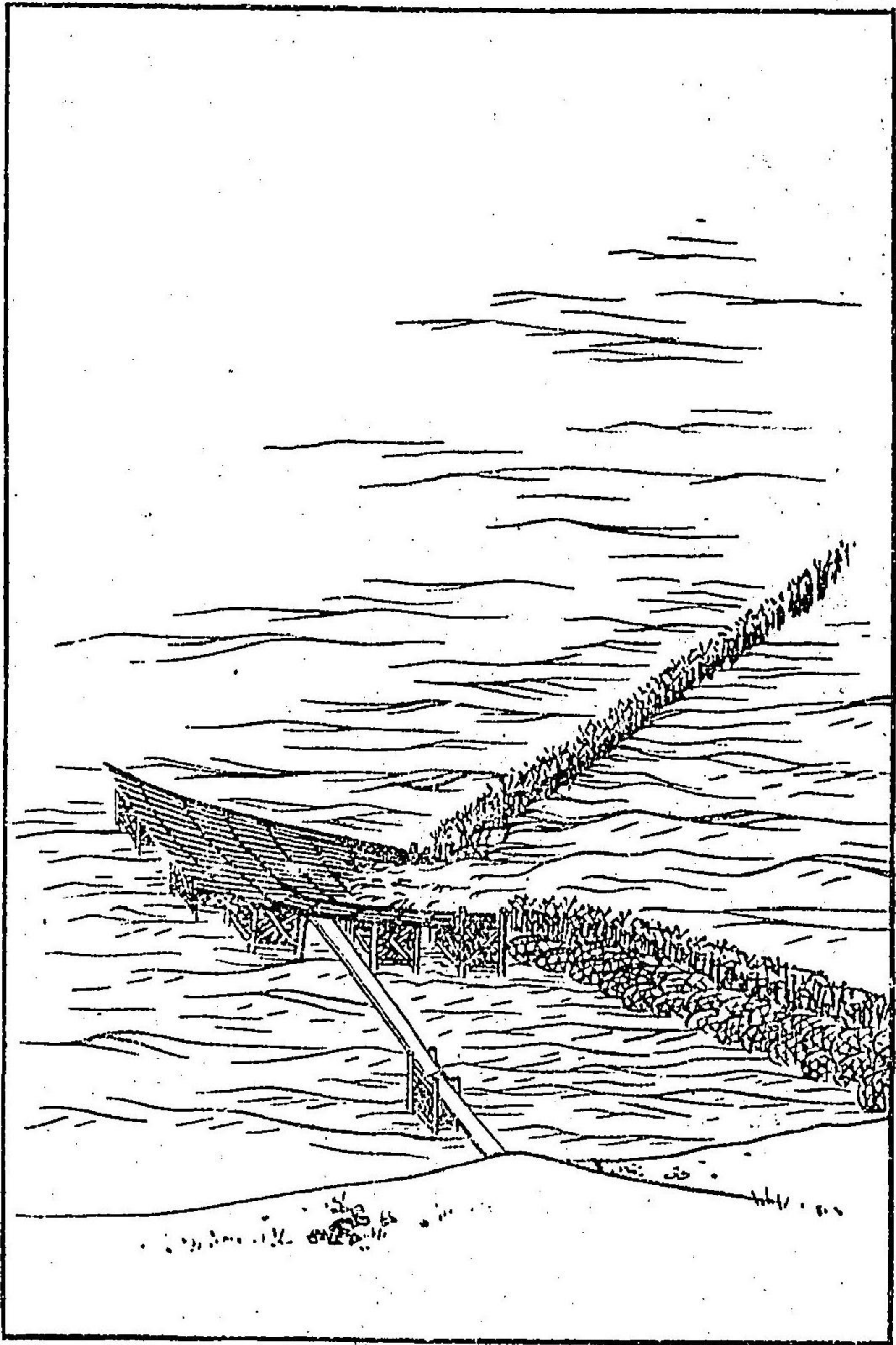
一 安藝國に於ける梁

安藝國太田川の上流山縣郡坪野村字築地に於て架する所の梁は構造完備且堅牢にして漁利の豊饒なる近國に其比稀なりと稱す然れども其趣向は普通のものなり其位置たる上數丁の間深遠あり下數丁の間急端にして梁の在る所は河幅殆んど二百間兩端急瀬を爲し中央は巨石磊砢一朝降雨出水あれば滿川頗る激灘となる而して梁を架するは其中央に於て木杵八個を左右に分設す杵は樹皮を剥かざる松材を以てし其徑凡そ一丈杵中石を重疊して以て堅牢ならしむ其杵の第一は左右高さ各八尺第二は七尺第三は五尺第四は四尺とし第一の杵より第二の杵に至る距離凡そ五間第二と第三との距離凡そ四間第三と第四との距離凡そ三間にして長さ凡そ十二間とす而して其中流なる魚道及び杵と杵との間隙を深く浚疏

し以て流勢をして迅速ならしめ其上に周圍凡そ五尺の松材八本を横ふ之を大床木と云ふ又其上に周圍凡そ二尺の松材五本を縦列す之を「はね木」と云ふ梁口には方二尺の松材を横たへ之を床木と稱へ其床上に周圍八寸の竹三百五十本を縦架し其竹根は周圍凡そ五尺の松材を以て鎮壓す之を地獄木と云ふ其地獄木の上に蒲柳と石とを交錯重疊して高さ二尺とす但し梁は口狭く裾濶くして狀恰も箕の如く竹の根元は左右より上部に向ひ緊く屈撓して木に結束す之を波卷と云ふ又竹の屈撓を弛緩ならしめざるため其波卷の外側に松材を亂植す之を重狀と云ふ梁の左右に高さ五尺横一丈に松材を排植し延いて岸に達せしめ其長さ左右三百五十間とす又梁上に竹簀を敷きて以て小魚の脱溢を防ぐ其完成の形狀は第百九圖の如し

此の梁は主として鮎を漁し旁ら鰻イダ等を捕ふ鮎漁の季節は八月より十月の間なれども殊に八九月の交を最とす此の時に至れば鮎は肥大し脂膩全身に滿ち漸く下降せんとするの兆あり故に一雨霽れ河水張濁するときは鮎は波に随つて下流に赴き其梁口に來るや忽ち兩側の波卷に激せられ奔水と共に梁内に陥り復た

梁 圖九百第



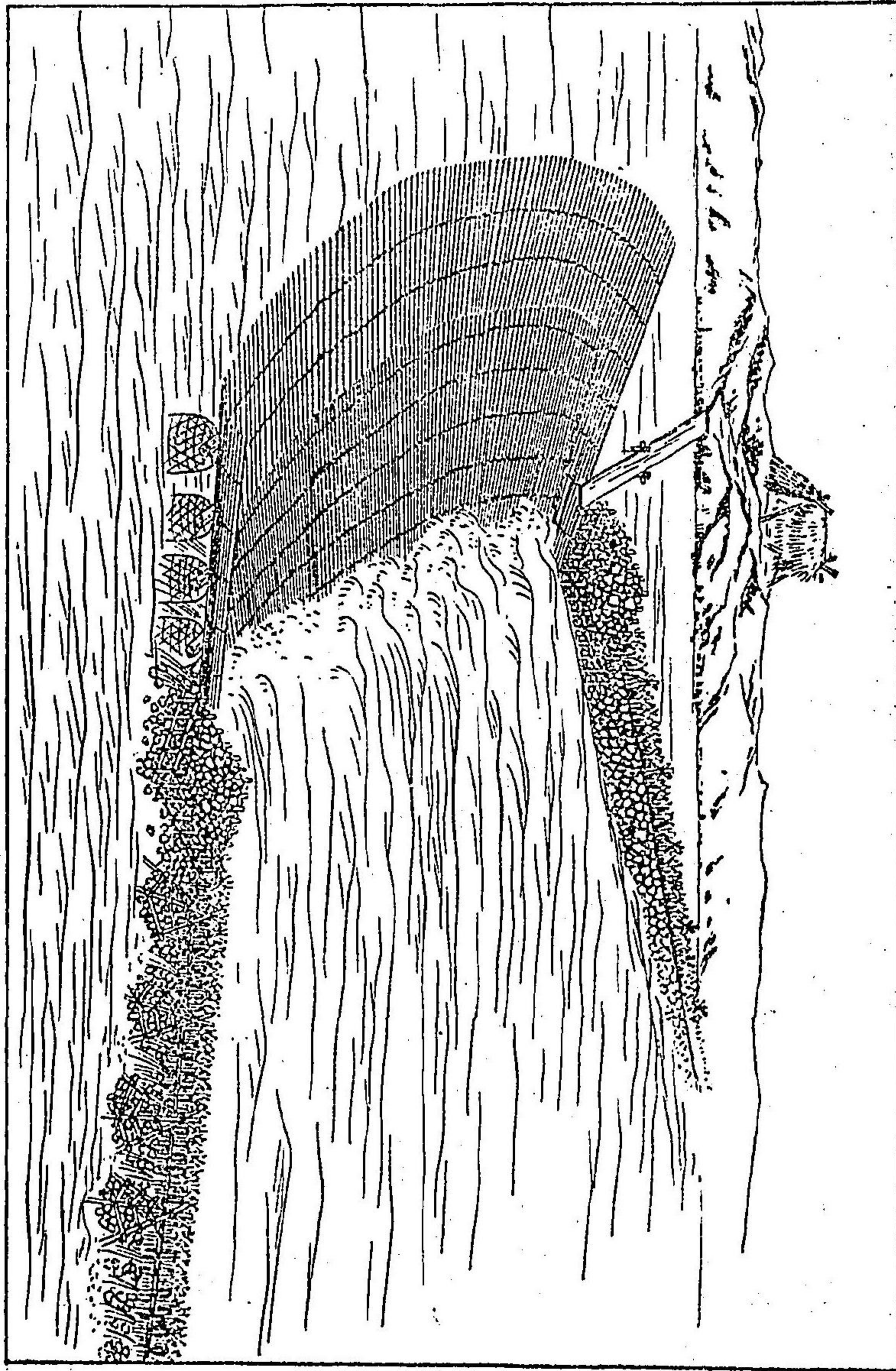
逃るゝ能はず因て漁者は時々梁内を窺ひ其の魚の多く止まれるを見て之を捕獲するなり

此の梁は明治革新以前に於ては藩廳の直轄にして太田川筋は坪野より以て高宮郡龜山村字四日市に至る里程六里の間は毎歲八十八夜より川止と稱して一切の漁業を禁止し猶夏土用入より吏員を派遣し監視せしめ若し禁を犯す者あれば假令一竿の釣一投の網に於けるも尙且捕へて獄に下す等の制あり故に梁漁の苛酷なるに拘はらず年々敢て魚の減するを見ざりしも明治以降斯る制は廢止し而して梁漁は民業に移り依然として之を爲すを以て近年漸く魚の減少せんとするの傾向ありと云ふ

二 越中國に於ける鮎梁

越中國神通川に於ける鮎梁は八月以降十月の間下り鮎を捕るものなり此の川の水源は飛彈に發し宮川高原川の二川となり飛越の堺にて相會し神通川と稱し富山市街を貫き東岩瀬港より日本海に注ぐ飛彈の間にて長二十里越中に入りてより屈曲して長三十里許其淵き所は幅四五町の間在り斯く流域長きが故に流末

梁 圖 十 四



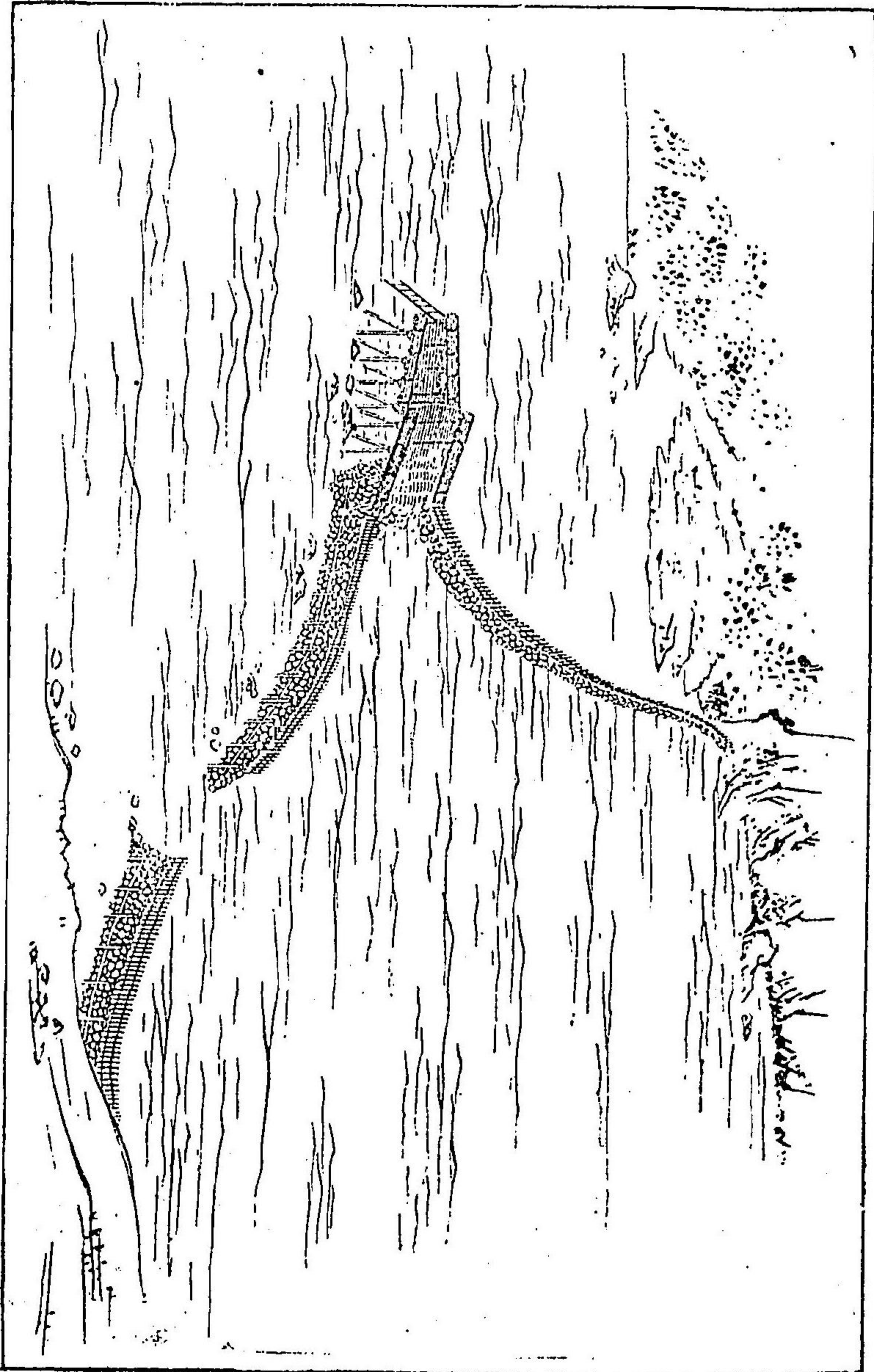
は稍や緩流にして海口より七八里の間は舟楫を通じ水量多くして水底は概ね細礫なり梁を架するは海口より四五里の處にして水流分岐し其一派は舟楫を通ずる所にして其一派に架設す其法先づ川の中央に周圍二尺許の木材を長さ二間餘に切りたるを方三間に打立て横木を架し藤藁にて結び枠を作り其中に石を實す此の如きもの中間凡そ二十間の距離を置き左右二個を設け是より左右の岸に至るまでの間亦周圍二尺許の木を長さ三間に切りたるもの三本を鼎足に打立て其頭を合一し是に數本の横木を架し亦中に石を實す此の如きもの三間距離に若干を設け其上方に又長二間許の木を密に打立て柵を設け之に柴枝を結び附け尙其背面に無數の石を累積して之を固む其狀左右岸より中央に向つて斜にし中間二十間の處は水底を掘し段階を爲さしめ其上段より落つる水をして恰も瀧の如くならしむ其下には左右と中との三行に蛇籠に石を實したるを壁に据附くること一行に五個づゝ則ち蛇籠の總數十五個とす其蛇籠より蛇籠まで横さまに木を架す此の如くして其高さ上にて九尺下にて二間許とす而して臺簀と稱へ唐竹の周圍三四寸のものを藁心繩にて編み長は竹の長さを限とし幅は凡そ二十三間許と

之を蛇籠の上に載せ横に架したる木に結び附くれば其面は上方に傾き恰も瀑口に當る又魚を捕らんとするときは別に細竹の長二間許なるを細き麻繩にて篋に編みたるを臺篋の上に置き漁夫は籃及撻網を携へ其上に登り鮎の水勢に壓せられて瀑より篋の上に落つるを或は抄ひ又は手攫みにして捕獲するなり

三 肥後國に於ける梁

肥後國球摩川の上流に架する所の梁は主として鮎を漁するものにして其の構造は河の中央に凡そ二間の距離を以て大柱二個を雙方に据へ付く其柱は杉檜松材にて末口周圍二尺位の丸木四本を角に立て上下四方に貫木を通じ柱幅四尺長さ八尺位に作り周圍五六寸廻りの丸木を駢立し内に石礫を填む之を梁の柱とす而して此の柱より川下に向け二間許の處に數個の短柱を立て周圍一尺位の丸木を柱より架し尙其上に六七寸廻りの丸木數本を横たへ之を梁の床とす梁は一二寸廻りの小竹を編み漸次川下の方を狭くし其兩邊に同様の竹を以て高さ一尺位の牆を設け尻の方四尺を上げ床に据附け水口には石を積て竹を抑へ梁枕とす之を上棚と云ふ其次に一段の棚を架す同一の製にして長さ三間尻幅三尺位とし之を

梁 圖 十 四 三

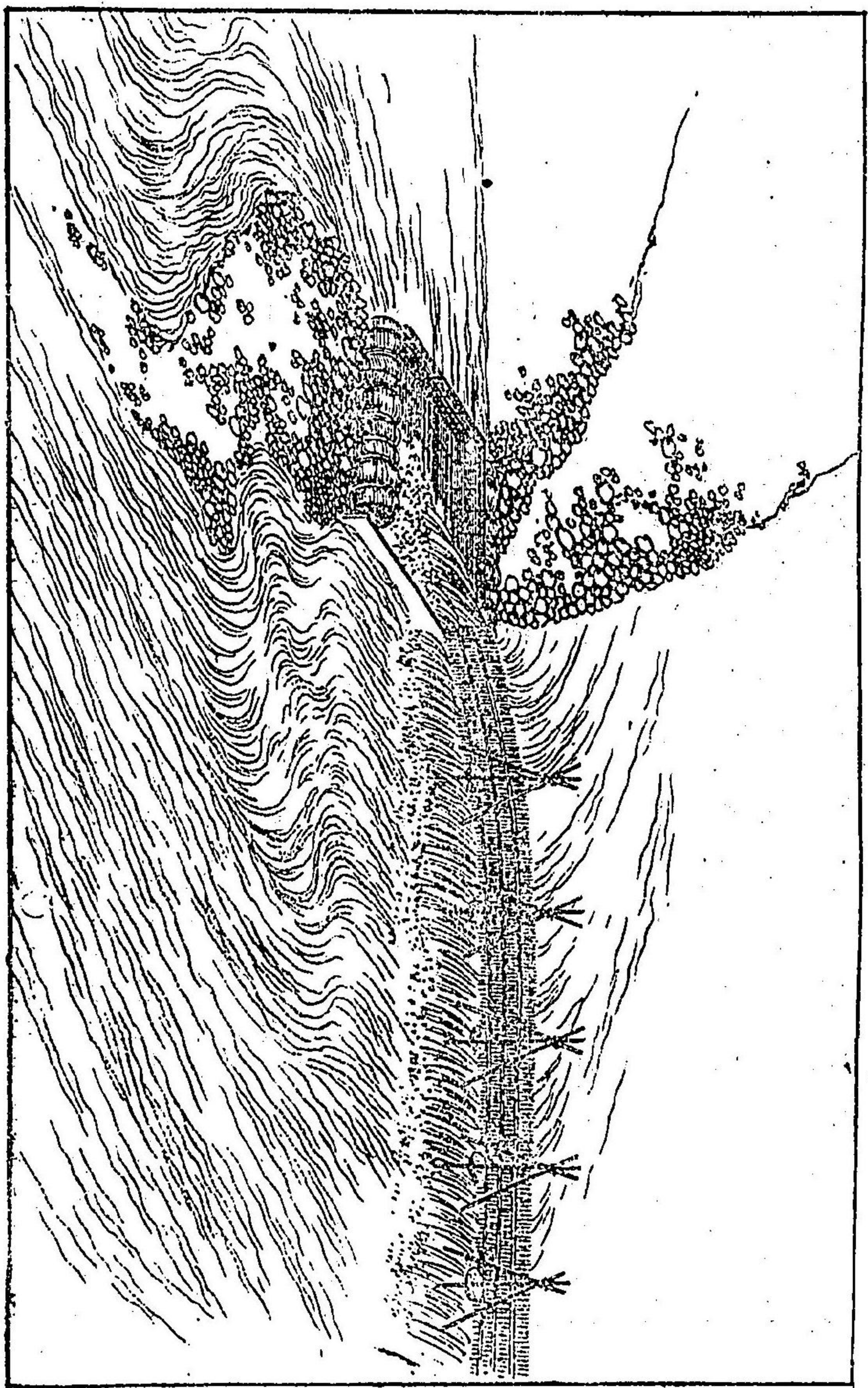


下棚と稱す上棚は即ち魚の陥る所下棚は漁者之に居て其魚を捕ふる處なり而して築の兩側より斜に川上に向ふて石を積み竹簀(ハジ)を張り魚の下流に赴くを遮り以て築に導く其簀を支ふるには片馬と稱へ丸木三本を括りたる杵を一間毎に建て竝べ上下二段に横木を架し杵足を強固ならしむ又簀際には裏表より石を積み立て魚の通路を塞ぐ之を永手と稱す斯く装置すれば夏秋の候増水に際し魚の流に従ふもの上棚に陥るを以て此築は鮎サユの外仔鱸ウヰ鱒マユ鯉カ鮒フ鰻ウ鯰サ蟹等をも多く獲ることあり

四 加賀國に於ける梁

加賀國能美郡手取川の末流に於て架する所の梁は専ら鮭を漁するものなり此の川は白山に發源し頗る大河の稱あれども流域僅に二十里許にして海に入る其白山の雪の解る頃より梅雨の候までは水屢々暴張すれども其餘平日は流勢急激なりと雖も水量は多からず大抵二派若くは三派に分流し秋末の如きは深き處も六七尺淺きは膝に過ぎず河底は舉て拳大より合抱に至るを以て成る此に梁を架するは陰曆九月下旬以後にして水量最も少なき時節に在り其場處の海口を距るこ

加賀國能美郡手取川に於ける梁

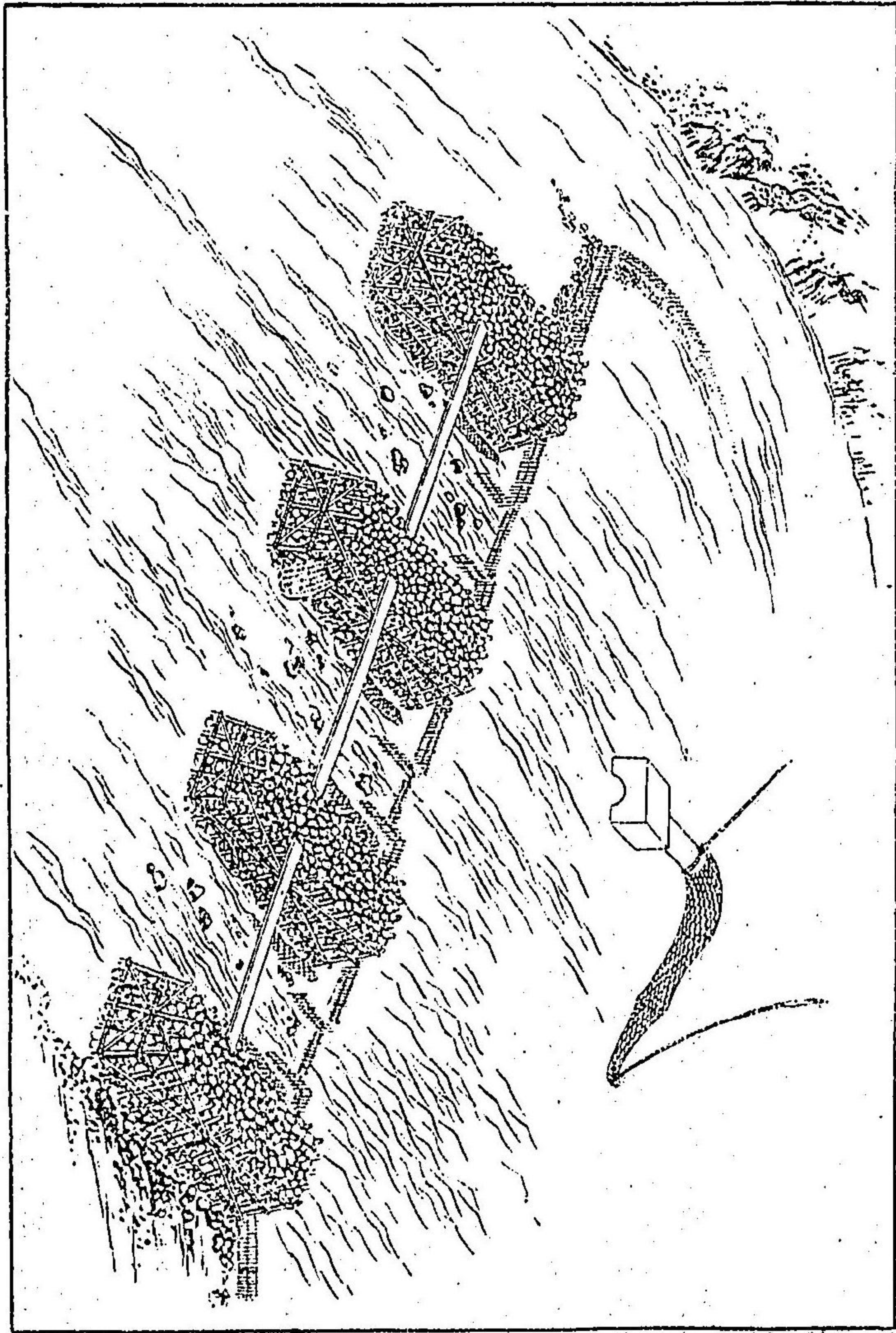


と一里に満たざるの地なり其梁を架するの法先づ川幅の一方に石を積み又三又の杙四十を組み之を川底に打立て斜に川幅を横断す其杙の太さ徑五六寸長さ七尺許の雜木を用ゐる其中央に石を吊り下げて鎮となす其石は必らず水面より上にあらしむるを要す是れ其石を水中に没せしむるときは水勢に激して杙を押し倒すを以てなり斯くの如く凡そ六尺距離に四十組を打立つれば大抵川幅を遮る而して杙より杙に連続して間渡し木と稱する太さ徑五六寸の木を中央より以下に横たへ之に竹箆を張り渡し水面を出ること四尺許ならしめ横少しも間断なからしめ唯纒に張箆の一端と川の一方に石を積みたる處との間に少しの空隙あるのみに至る因て其空隙の處より下方の水底一尺五寸許を掘り一道の堀の如くし段階を設くれば水は上段より小瀑の狀を爲して瀉き落つ斯くて其底には口幅五尺長さ六尺深さ一尺五寸許の杙の底に三本の竹を渡し之に竹箆を編み附けたるを沈む之を箆箱と云ふ其左右には杙を打立て確と之を固め尙其外には米俵に石を詰めたるを据附け尙其一端と張箆の一端との間に堰板セキイタと稱へ厚さ一寸三分長さ七尺許の板を挿むときは張箆を漉して來る水は板に遮られ箆箱の中に入らずし

て下に流れ又小瀑を爲して落る水は箆箱を潜りて下に流るゝを以て箆箱の底には水を蓄ふることなし又箆箱の尾端には柴を積みて口を塞ぐ此の如く装置すれば鮭は河に溯り來りて先づ張箆に遮らるゝを以て別に路を求めんとして彼の堰板を跳り越へ自ら箆箱に入る然るに箆箱には水を蓄へざるを以て鮭は驚き潑漉するを石を積みたる上に漁夫ありて間髪を容れず打鉤を以て引懸け又は撻網にて抄ひ陸上に引上げ捕獲するなり

第二 網 梁

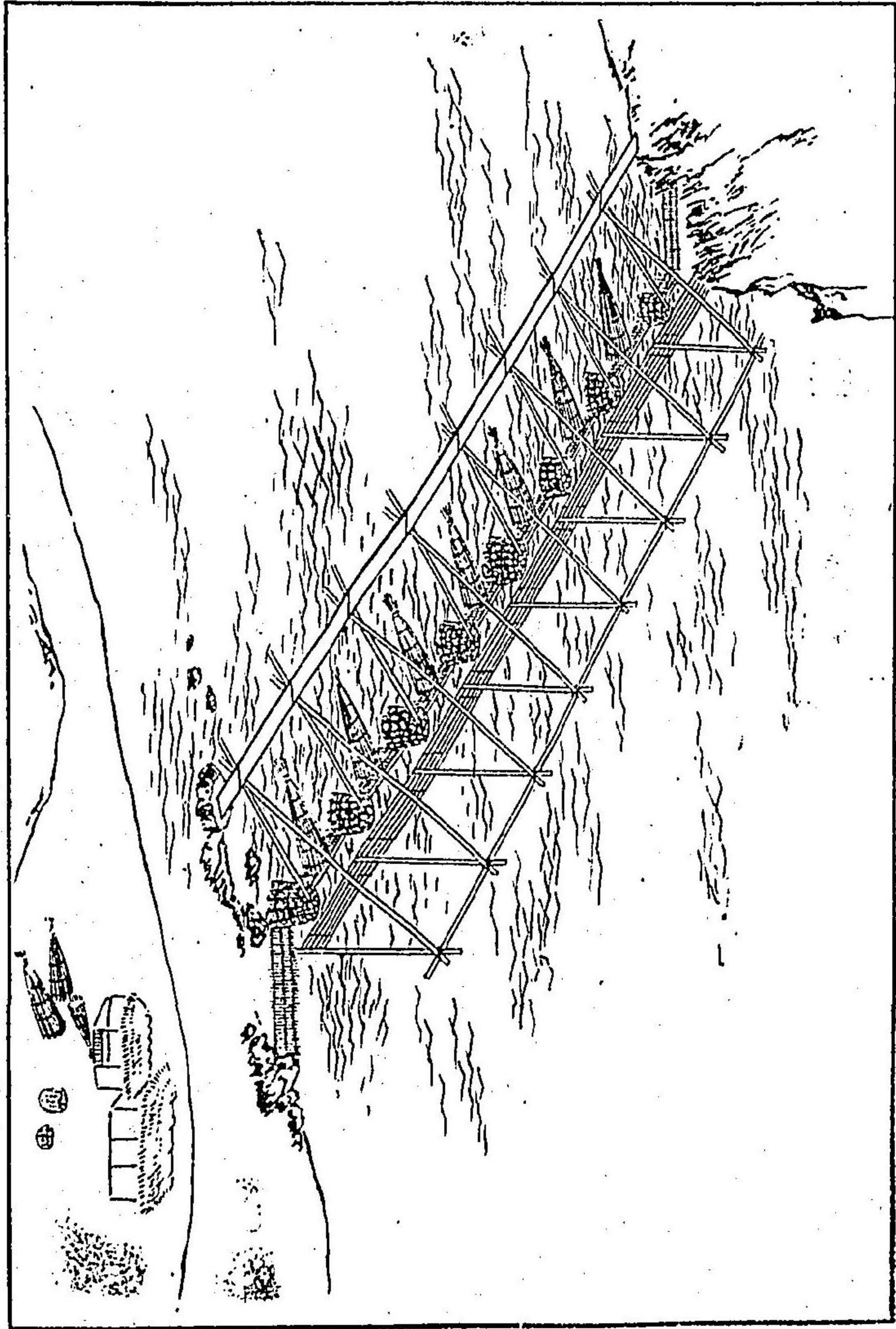
肥後地方に於て竹筒釜と稱するは網梁の類にして網口に竹筒を附くるを以て蓋し竹筒釜の名を得たるならん是れ専ら河川に於て鮎を漁するの装置なり之を結構するには河中瀬の稍や緩なる所を擇び方言「シマ」と稱へ杙を設く其杙は頭幅四尺底五尺長さ一丈にして高露出せしむるを準とす杙の中には石を充たし此の杙を二間距離に數個を設く而して杙間の水底には丸木を架し之に篠柴等を積み束ね以て水勢の爲め河底の掘り去らるゝを防ぐ又杙の上流水中に上下二本の横木



を渡し之に小竹を編みたる簀を張り以て魚の通路を遮断し其下横木に枠側より凡そ二尺許を距りて又二本の杵を立て此の材の間に竹筒を挿む是れ即ち魚を網に陥らしむるの門なり筒の長短大小は季節の早晚水勢の強弱等に依り差異ありと雖も大抵徑三四寸長さ五尺位を普通とす筒口の下には方言舌石と稱し平坦なる圓形の石を敷き上には方言「クラワ」と稱し鞍形の石を置きて筒を鎮壓し其周圍の間隙は砂礫を以て塞ぐ筒尻は筒口よりも少しく高くし此に網を附く網は麻糸製五分目にして長さ一丈許中に竹箆を入れ首尾は徑七八寸胴は一尺位に張らしむ其網底は細繩を以て括り締む又枠上に板或は丸木の橋を架し漁者往來の通路に備ふ斯く装置すれば増水の際上流より下り來る鮎は筒口より入り遂に筒網に陥るを以て時々網底の括りを解き之を捕獲するなり此の漁は雨後水量二三尺増加し雲霧れ西風吹くときを良とす晩秋より初冬までは平水に於ても使用するこ
とあり

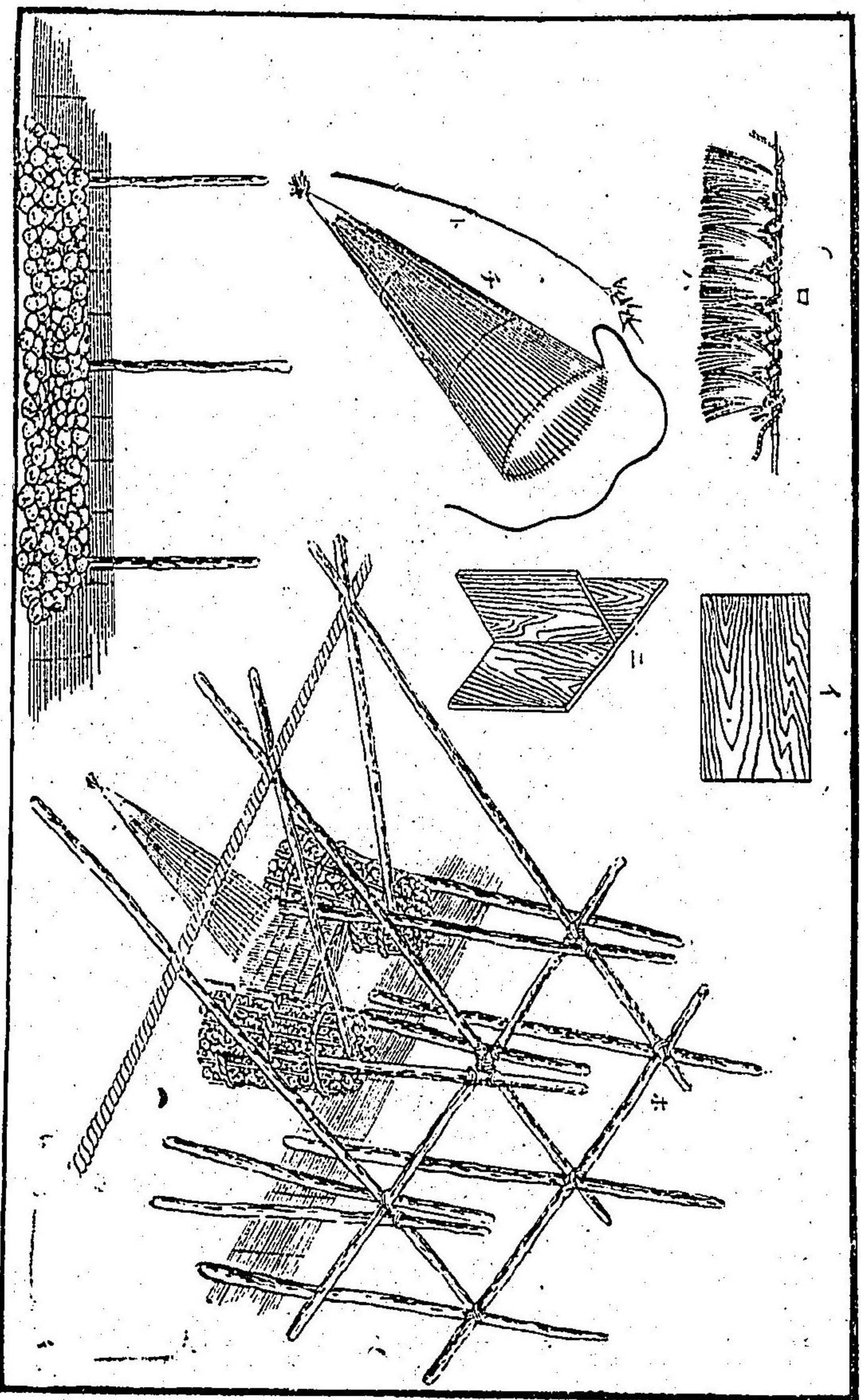
第三 筌 梁

釜梁築置の圖 圖四十四



肥後國球磨川、川邊川に架設する處の釜梁は専ら鮎を捕るものにして其構造は先づ河中に上徑四五尺下徑七八尺なる圓形の杵(方言「シマ」)を設く高さは水の深淺に應ずるものなれども其上部五尺位を水面に露出せしむるを普通とす杵の内邊に長さ一丈許の丸木を立て是に「ナメシ」と稱し長さ二尺八寸位の竹に藁若くは麥稈を附けたるもの(第百十五圖中ロ)數箇を段々に偲め上げ上端を水面より三寸許低くす是を偲むるには其間隙より魚の通過し得ざる様注意を要す又此の「ナメシ」より上流五六寸許に薄板を以て丁字形に作りたる方言「コシライ」と稱するもの(第百十五圖中のニ)を偲め魚をして其下を潜りて容易く落口に進むべくす又杵より三尺許上流に方言「ヨド」と云ふを作る其法杵に一本づゝ持木を立て杵の下流より扣へ木を渡し又杵側に二本づゝ持木を立て杵の上流にも數本の木を立て是等の持木と支木とに横木を括り合せ相支持して動くことなからしむ而して杵の前面なる木の根へ丸木を編み附け(第百十五圖ホ)其上端を水面下二寸許の處に及ぼし上流の方に石を堆積し其杵と杵との中間に相向ふ處に下底に一尺二寸位の竇を通し魚をして下流に赴かしむる路となし(第百十五圖ヘ)杵と杵との間即ち石を堆積

笠梁 圖五十四

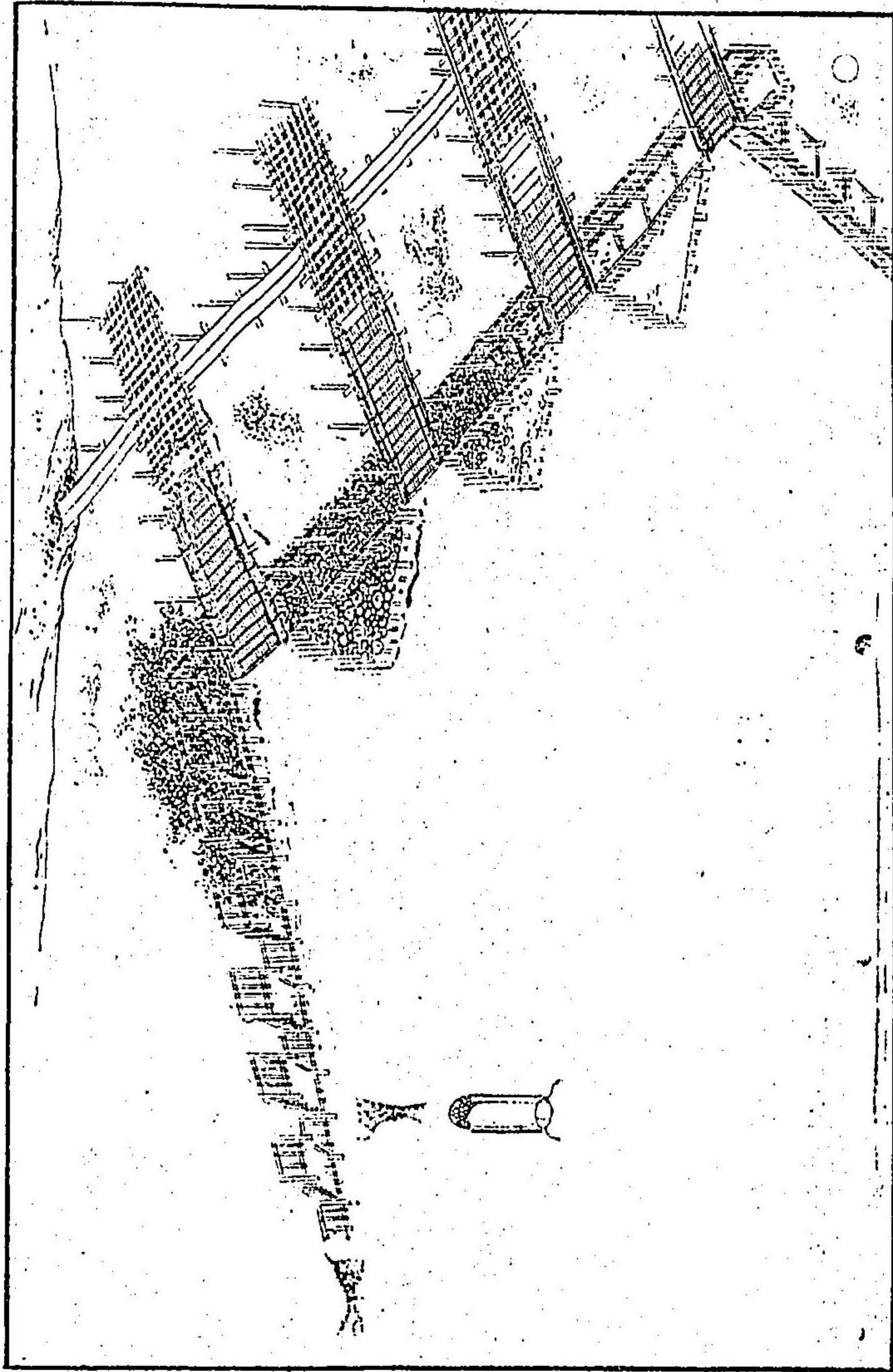


したる下底の竇に相對して笠を裝置す笠は丸木を曲げて作りたる大小三個の箍に竹數十本を集め頭の箍は内側より其他は外側より編み附け其末尾を結束す索は葛等の強きものを用ふ(第百十五圖トチ)此の構造を晩夏より初秋までに成し畢れば爾後降雨増水毎とに鮎の流れに従て下るもの先づ「ヨト」に遮られ通路を求めて彷徨する中積取の下なる竇口に到り水勢に壓されて自ら竇を通過して「ヨト」と梓さの中間に陥り終に復た上流に返ること能はず因て又「コシライ」の下を潜り「ナメシ」を越へて笠中に入るを漁者は時々笠の末尾なる索の括りを解きて其魚を捕獲するなり此の漁は水の適度を得るを緊要とす大概二三尺増水の時き漁獲最も多し

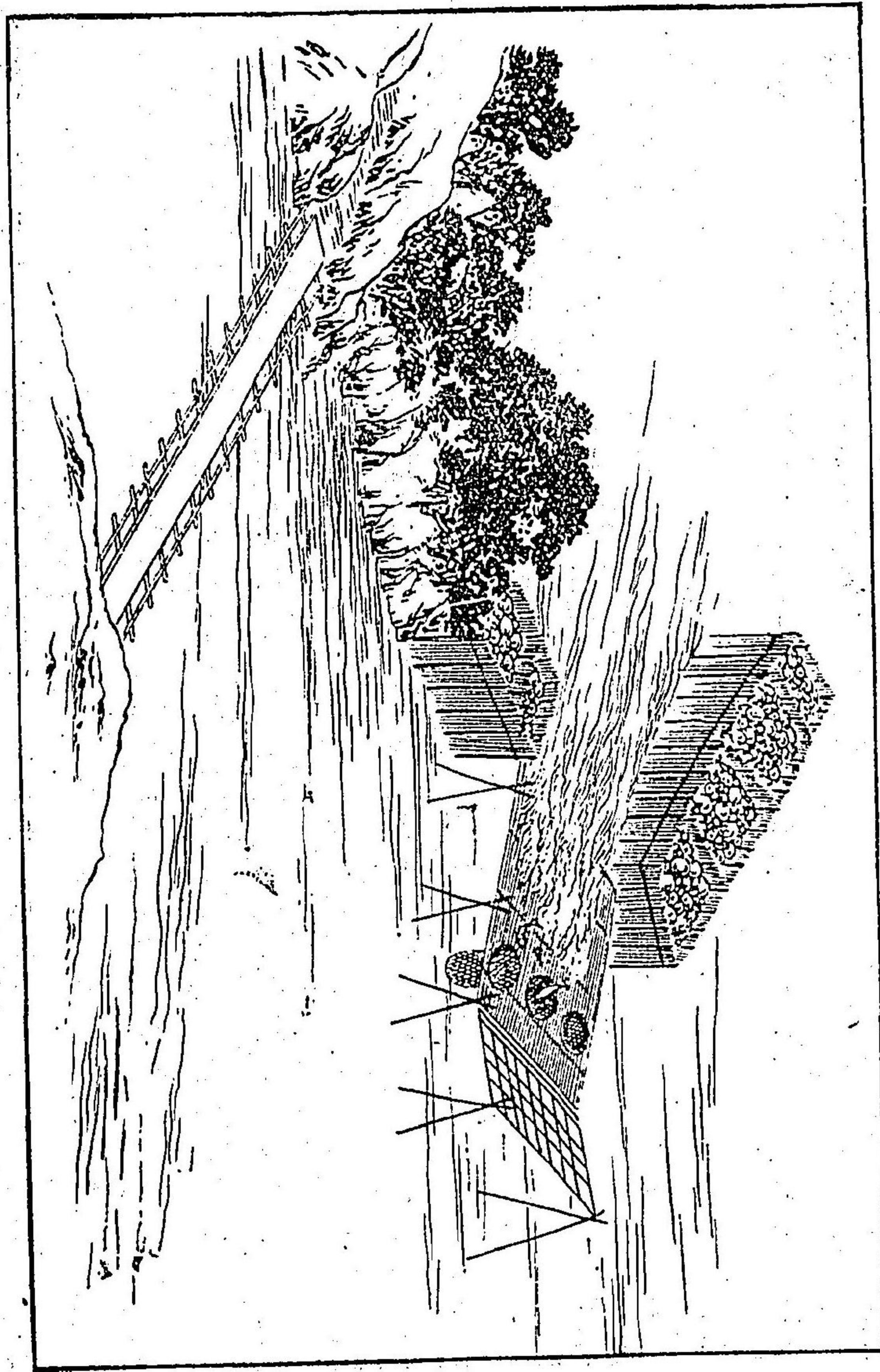
第四 囊 梁

信濃國諏訪湖水の落口即ち天龍川の上流に架設する梁は裝置の最も大なるものにして各種の魚類を捕獲すれども就中鰻は其主なるものにして大雨増水の時に當ては一晝夜間に能く價三百四五拾圓の鰻を得ることありと云ふ其構造は先づ

葦梁の構造



川の兩岸より斜に下流に向て木を方形に打立て榍形に作りたるを若干となく列ね横木を架して之を連接し其中に充分に石を實し梓の間にも亦石を盛る又川の中央は横へ一直線に榍形を連接し唯三ヶ所許魚道を開き其餘は盡く石を實し尙其上方に於ても材を打立て柵を設け頭を劍先形になし上流に向はしむること第百十七圖の如し其中にも亦石を盛る魚道には左右に木を打立て其上に桁を架すること恰も棧橋の如くし尙其上に竹を縦横に結び附け格子状をなさしむ但し其棧橋は上流の方を低くし下流の方を稍や高くす而して格子状の上に竹箆を敷き竹箆の左右邊には竹數本を結束したるを括り付け其下の方へ亦竹束を左右より下に向て斜に括り付け僅に中央を開く其中央の開きたる所の下端には粗く織りたる麻布の囊を括り付け囊口を上流に向はしむ囊は長さ四尺五寸口徑一尺一寸にして底は布に代ふるに細目の網を以てす是れ水を排泄し易からしめんが爲めなり又別に兩岸より棧橋へ向け獨木橋を架し人の往來に便し漁人は時々此に至り囊を検し入りたる魚を捕獲するなり若し多く増水せしときは竹箆を下の方へ敷き伸ばし其下に囊を設くるものとす



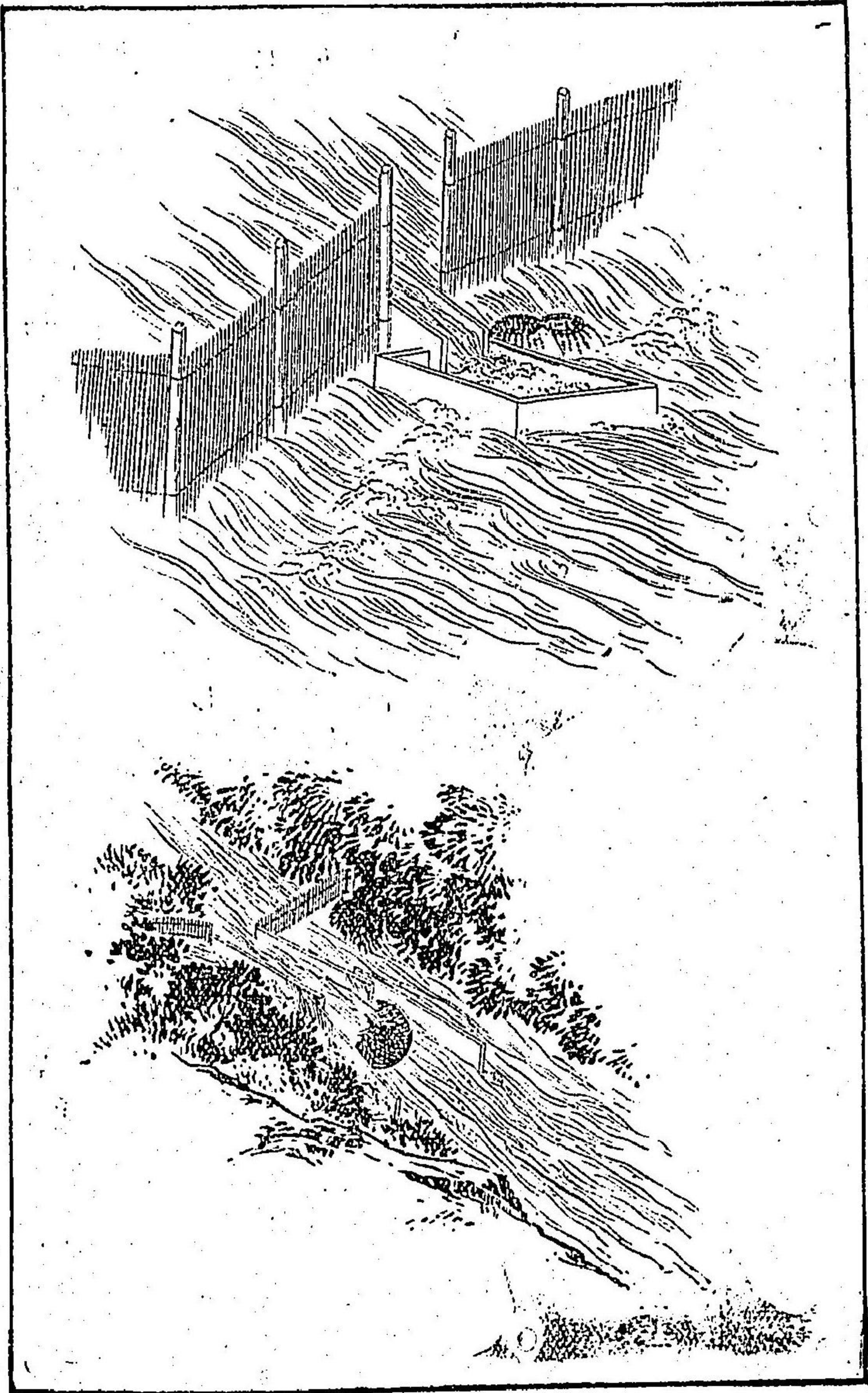
第五 壺 梁

此の梁も亦信濃國に於て架する所のものなり趣向は前者に同じと雖も構造は尤も小にして且簡單なり則ち左右より築出したる堤の中間の下流左右に二木の材を又に結ひたるを數本打立て上に竹箆を敷き其箆に數ヶ所圓形の孔を穿ち孔の下より網囊を垂下し魚の上流より下り來るもの爰に至り孔より下に陥り網囊に止まるを捕獲するなり箆臺の末端は下流の方を斜に高くし以て魚の脱するを防ぐものとす

第六 樋 梁

樋梁も亦各種の河魚を漁する具にして其構造は小なる川に在ては第百十八圖上段の如く先づ兩岸より斜に下流に向て木杭を打ち立て、柵を造り以て水を堰き止め僅に其中央を開き其口より下流に向けて短き樋を設け而して樋の直下に木にて作りたる方形の桁箱を備へ置き流を下り來る魚は皆此桁箱中に入るの装置

梁 樋 圖 八 十 百 第



にして時々此中より魚を収め捕ふるなり
 又一種稍大なる河の流を分ちて細き支流を作り前者と同じく支流の兩岸より下流に向て斜に柵を作り僅に中央を開きて其口より下流に向けて稍長き樋を二段に設け其一段の直下に受網を設置すること第百十八圖下段の如くし流を下り來る魚を此に受け捕ふるの装置をなすあり又此の支流の落尻を樋にて引きて稍瀧の如き姿と爲し其直下に受網を設置するもあり

第七 鰻待梁

近江國勢多川は著名なる琵琶湖の落口にして即ち宇治川の源なり此に産する鰻は佳味にして京都等にては勢多鰻と稱し殊に賞美する所なり之を捕ふるに待梁と云ふを以てす其法川の兩岸より中流に向て長さ八尺の杙を三尺距離に打立て之に高さ五尺の竹箆を結び付け中央四間半を開きて魚道とす其左右の兩端の下流の方に小船二艘を繋ぎ留め船へ板を架し而して長さ五間の丸木三本を組合せ手元に横木を架し之に扇面狀の網を結び付け魚道より上流に向て沈下す其丸木

の頭には繩を結び付く之を脈繩と云ふ兩船の舳部に漁夫一人づゝありて脈繩の端を持つ之を脈取と云ふ鰻の網の中に多く入りたるときは此脈繩に感ずるを以て其機を計り双方より繩を曳き他の四人は船上及船に架したる板の上とに在りて之を引揚げ摺網にて抄ひ捕ること殆んど四手網の漁法に似たり此の網目は上の方は一寸二分目手元に至り稍や密にす斯る疎目の網を用ゐるものは若し極めて細目なるときは水底に抵抗して引揚げ難きを以てなり而して疎目なるが故に大魚を獲るに適して小魚を獲るに便ならざれば蕃殖を害するの憂ひなし此の漁を爲すには暗夜を良しとし月色及び火光を忌む雨後泥水混流の時を最も漁利多しとす從來は單に此の待梁のみを以て漁獲せしか尙往々鰻の逃脫する憂ひあり因て明治十五年以來魚道の下へ竹簀を設け其内へ竹筒を置き逃るゝ鰻を捕ふるの装置をなせしかば收獲二割を増加するに至れりと云ふ

此漁の起源は在昔本州大日山の麓に栗の大樹あり其實熟すれば毛毬破開して湖中に落つ之を拾ふもの藁繩にて製したる粗網を以て抄ひ取りしに時として鰻を獲ることあり因て黒津村の住人某と云ふもの始めて麻繩にて網を作り漁せしより漸く變遷して現今用ゐる所の待梁を工夫するに至れるなりと云ふ

第四章 簾罾類

本邦「エリ」と稱するもの往昔より其物あり然れども和名抄等の書之を載せず故に世人適當する字を知らず漫に舳の字を製作して用ゐれる地方あり蓋し「エリ」は水中魚の通行すべき衝に當り木竹を列植し若しくは簀を建て廻はし中に陷罪を設け外に一路の空所を開き魚をして迷ふて其空所より入り遂に陷罪に落ち復た出つることを得さらしむる装置のものにして舳の字を製作せるも恐くは此の義に取りしものならんか但た舳の字も未だ遍く世間に通用するに至らず因て諸書を按ずるに字貫に「簾」海中取魚竹器「簾」同「簾」按左傳九扈爲九農正註「扈」也今「簾」可通作「簾」所以止魚之行故魚之不率行者曰「扈」也又陸龜蒙漁具詩序列竹干海塗曰「簾」註吳人謂之「斷」也其斷の字は字貫に「斷」也吳人謂之「斷」言可斷魚之行而捕也と見ゆ是れ以て我が「エリ」に當つ可きに似たり而して本邦之に類するもの猶多し即ち簀立八陣波瀬と云ふものゝ如き其形狀は異なるも装置の趣向

に至ては皆同じ故に是等を概括して蘆と云ふことを得べし
 又和名抄に爾雅云霖謂之涪郭璞曰積柴於水中魚寒入其裏因以籬圍捕取也とあり
 て註に布之都介とあり然るに今爾雅の正文を検するに棧謂之涪とありて霖謂之
 涪とは言はず但た釋文には字林作霖とあり狩谷望之の和名抄箋註に曰く按毛詩
 爾雅釋文云棧爾雅舊文并詩傳并作米旁參太平御覽引舍人云以米投水養魚曰涪毛
 詩正義引李巡曰今以米投水中養魚曰涪是爾雅棧本作米故以投米養魚爲解棧古文
 棧字楷訓粒並見說文釋文又云小爾雅云魚之所息謂之楷楷也謂積柴水中令魚依
 之止息因而取之郭景純因改爾雅從小爾雅作木旁參毛詩正義又云諸家本作米邊然
 則爾雅舊註及毛詩諸家本皆作棧只詩正義引孫炎曰積柴養魚曰棧郭氏依孫炎及小
 爾雅改作棧非古義也說文霖積柴水中以聚魚也棧木長良二字不同依之似霖正字棧
 假借然爾雅釋文云字林作霖知說文無是字今本有之疑後人依字林及郭注增之也
 字の由る所は此の説甚だ詳にして棧を以て正しとすべきに似たり然れども今本
 の説文既に霖の字ありて古本には果して無きや否未だ確證を得ざるのみならず
 本邦最も舊き和名抄にも霖の字を冒頭とし註を下し由來久しく傳ふる所なれば

本篇は之に従ひ霖の字を用ふ

然るに現今本邦に於て漁業者か爲す所の装置に布之都介と稱ふるものなし爾雅
 に所謂魚寒ければ其裏に入り藏隠す因て籬を以て圍て之を捕取すと云ふより見
 れは今山城巨掠池に爲す所の株浸木の如きもの之に的當す然りと雖も今本説文
 に積柴水中聚魚也とあるに據れば魚の寒を避けて柴の中に隠るるものを捕ふる
 のみに限りとす可らず元來柴の古言はフシと謂へは現今柴漬と云ふもの之を
 古言を以てすれば即ちフシツケなり又現今は柴を魚菜と云へは是亦古言を以て
 すれば即ちフシツケと云ふべし而して柴漬又は魚菜漬と云ふものは魚の暗處を
 求め陰翳の下に集ることを好む特性あるを利用したるものにして寒を避けしむ
 るにあらず故に其陰翳を興へ魚を集むる趣向のものは共に霖と云ふを得べし因
 て此の義を布衍し築磯鳥賊柴と云ふものゝ類及び柴を用ゐるも魚の隠惹すべ
 き處を設くる鰻塚の如きものをも概括して霖の類と爲す

以上解説する所を以てすれば蘆と霖とは固より装置異なるものあるを以て各其
 類を分ちて記すべきに似たり然るに中には木竹を水中に列植し其中に柴類を沈

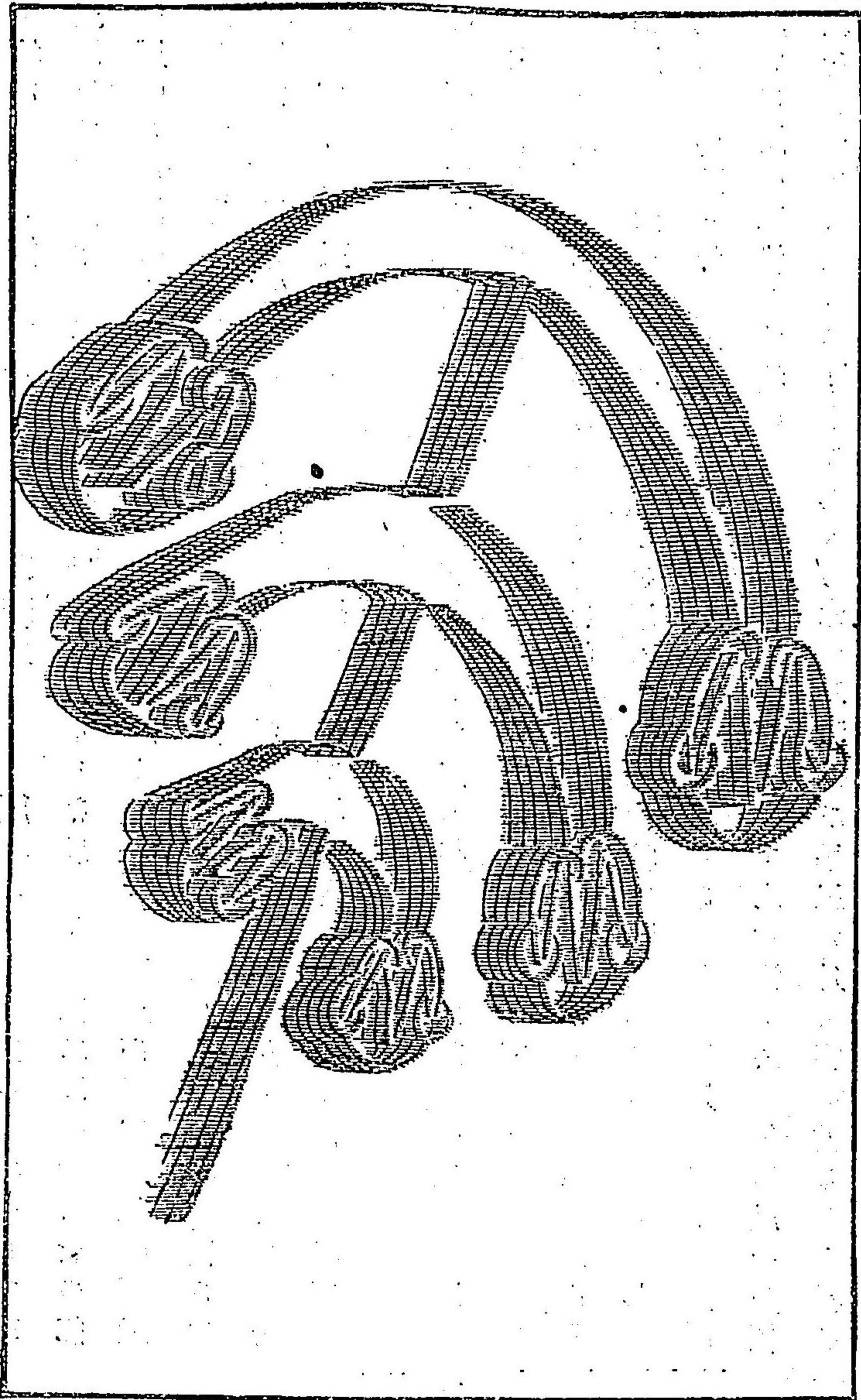
下し以て魚を集めて捕るものあり斯の如きは罾と罾との装置を兼ねるものにして兩者孰れにも偏屬せしめ難く其類を分たんこと固より得べからず故に本篇に於ては罾を併せて一部を立て部中に於て別に類を分たす

第一節 籠類

第一 籠

近江國琵琶湖中に設立する籠は大中小の三段あり其第三段は最も大にして第二段稍や小さく第一段は最も小なり其大なるを鮒ゑりと云ひ中小を雑魚ヱリと云ふ第三段の鮒ヱリはに周圍凡そ六寸の生竹(六本束を以て一駄とす)を二百八十八本に割り藁棕梠繩を取り合せ篋の目を凡そ七分に編み一枚を三間となし總計五百枚を要す篋の丈は二丈なり之を打立つる杭竹は凡そ八九寸周圍のもの篋一枚に四本づゝにして總計二千本を用ひ第二段第一段は周圍凡そ四五寸許の竹(八本括りを以て一駄とす)を二百八十八本に割り篋の目を五分に編み一枚を三間とす篋の丈は二段目は一丈七尺にして總計二百五十枚一段目は一丈五尺にして總計

籠類 第一節



百十枚なり此の簀の總計に於て每段差異あるは簀坪の多少に由るものにして即ち三段目は坪數十六二段目は八一一段目は四なるを以てなり又二段一段に竹の細きを用ゆるは漸次水の淺きに臨むが故なり斯く竹と簀とを用ひ毎年春秋の兩度魚道を見立て湖中に打立て置くときは魚其簀に沿ひ入り來りて終に坪に陥るなり其魚は春は鮎鯉鰻等の類秋は鮎ハス、ハイボナ等其他の雜魚を多く捕獲す簀を打立たる後は二三の漁夫をして亦々撒網を以て坪を撈へ入りたる魚を捕獲するなり

此坪は舊來左右四個或は八個に過ぎざりしか文政年間其製造方を改良して三段目は左右十六個の坪となしたるに費用亦隨て二倍の多きを要すれども捕獲高に至ては殆んど三倍餘を増加せり又之を打立つる杭の材は近年までは木を用ひしが暴風の爲め大に破損する患あるを以つて之を竹杭に改めしに費用僅少にして持久に耐へ某一村五十七所の釣場にして費金を減せること一歳凡そ二千有餘圓の多きに及び又輓を竹杭の根に穴を穿ち水を入れて之を沈め或は細目釣の竹簀に葎を雜へて編成する事となし、に水の増減及び暴風の爲め害を被ること稀なり

るのみならず更に其費金を減少するに至れりと云ふ

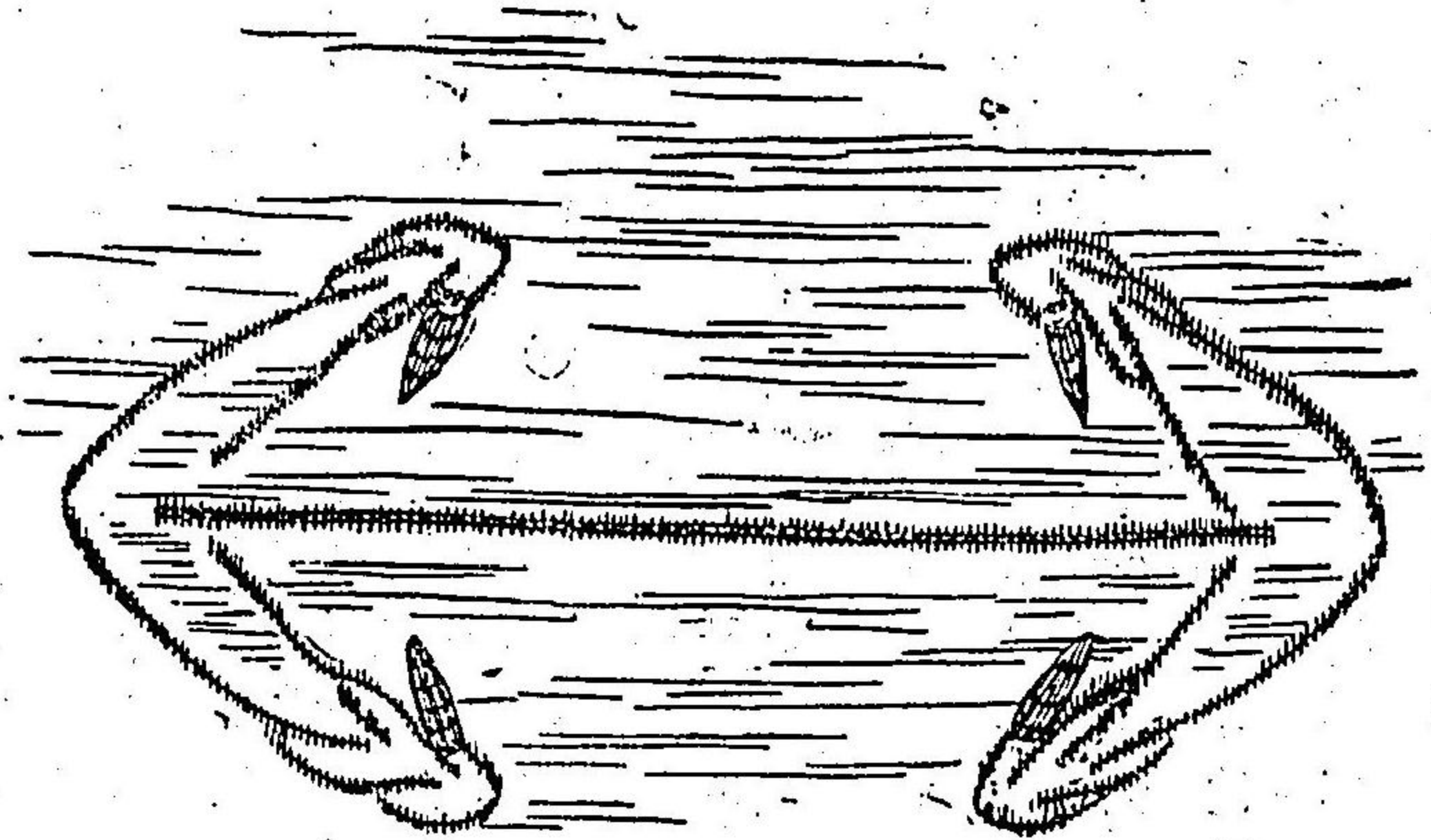
此漁法は古老の口碑に傳ふる所に據れば遠きは百年前より之ありと云ふ現に永祿四年三月佐々木定貞其臣目賀田守忠能登貞遠をして本所木濱郷釣漁業者に附與したる一書の存するあり其書に曰く木濱郷釣の事如指來永代知行不可相違由被仰出候也依て執達如件と此書の由來漠として詳ならずと雖も是より先き既に釣の存在せしや明なり

第二 簀 建

常陸國霞ヶ浦に於て行ふ所の簀建と稱ふる漁事は方言西洋グレとも云ふ其趣向は前者琵琶湖の簀と同じく構造少しく粗なるものなり獲る所の魚は鯉鮎等を首とし其他魚の何たるを問はず大小を論せず悉く此に陥らしむべきものにして四時不斷漁すべしと雖も就中春秋二季を以て漁獲最も多しとす其構造は篠竹を以て簀を編み水勢を横斷して中部は一直線に建て左右に二個の陷窠を設け其窠極の局部に笥を裝置し魚の湖中を游泳上下するもの皆其中部の簀垣の爲め通路を

圖 十二百第

建 簀

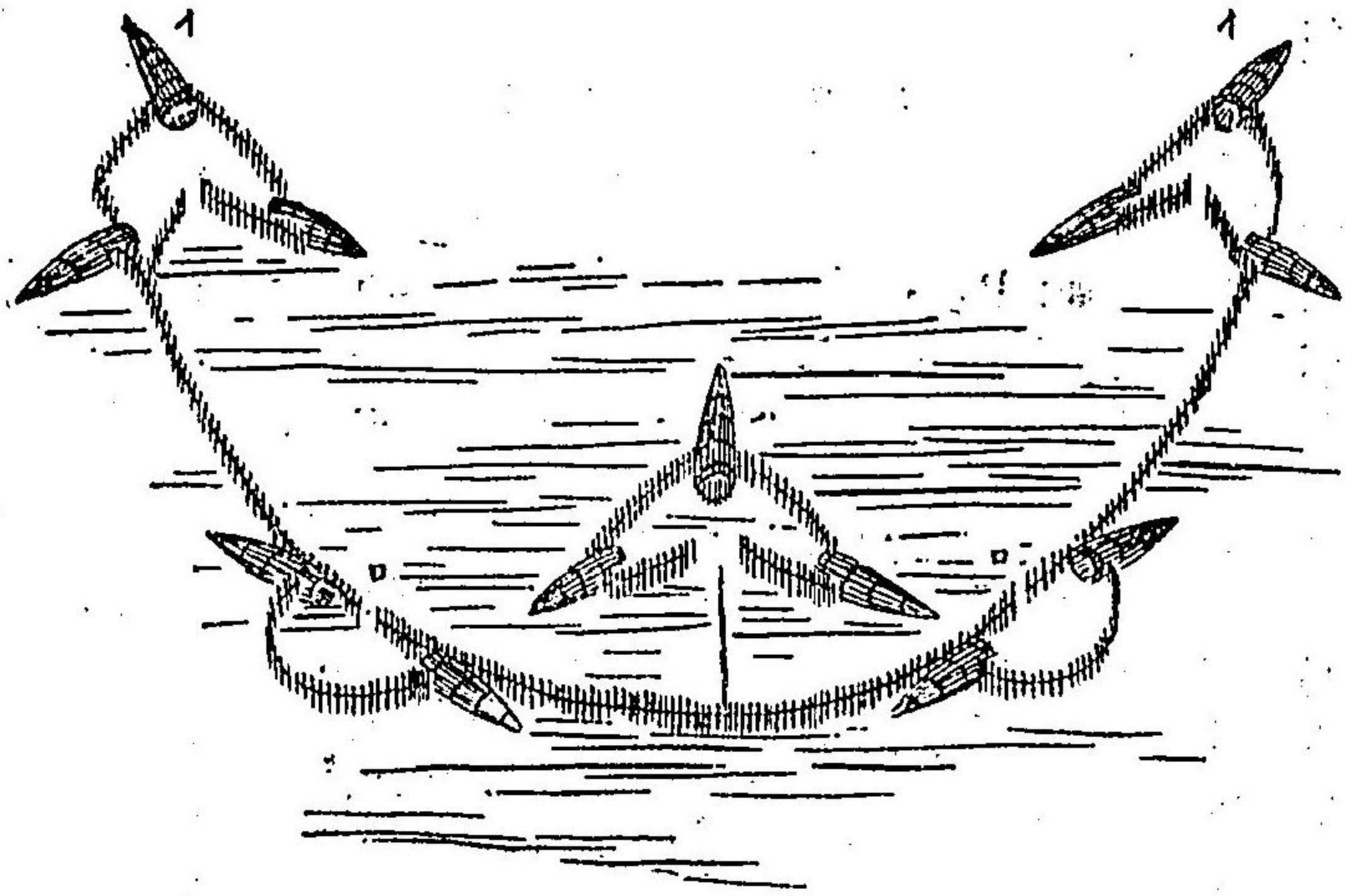


遮断せらるゝが爲め更に路を求めんとし
て簀垣に沿ひ游行して知らず識らず竽に
入り竟に笥中に陥るを待ち之を捕獲する
ものなり此の構造の規模は江湖の廣狹淺
深等に依り大小一ならず從來下總地方の
各湖沼には之を爲すもの多く大抵其湖沼
面を横断し纒かに舟路を開くのみなりし
か其魚族の蕃殖に害あるを慮り千葉縣廳
は更に湖沼川漁業取締規則を設け明治二
十二年五月より霞ヶ浦を除くの外其他の
沼川に於ては總て此の漁業を禁止し且霞
ヶ浦と雖も延長百間以内水際を距ること
五十間以上たるべきことに制限せり蓋し
霞ヶ浦に限り之を許すは其水面廣濶にし

圖 一十二百第

簀 卷

卷



て此の漁を爲すも敢て蕃殖に害なきも
のと認めたるに由ると云ふ

第三 簀 卷

簀卷も亦霞ヶ浦に於て行ふ所にして方
言「下リグル」とも云ふ其趣向前者簀建に
同じと雖も専ら魚の上流より下り來る
ものを漁するは目的とするが故に中部
の簀垣をば上流に向ふ彎曲せしむ是れ
「下リグル」の稱ある所以なり而して其陷
竽は第二百二十一圖に示す如く五ヶ所を
備へ各此に笥を設く其陷竽は局部に従
て名を異にす則ち兩端なる(イ)を(トモ
エ)と云ひ次なる(ロ)を(オトシ)と曰ひ中

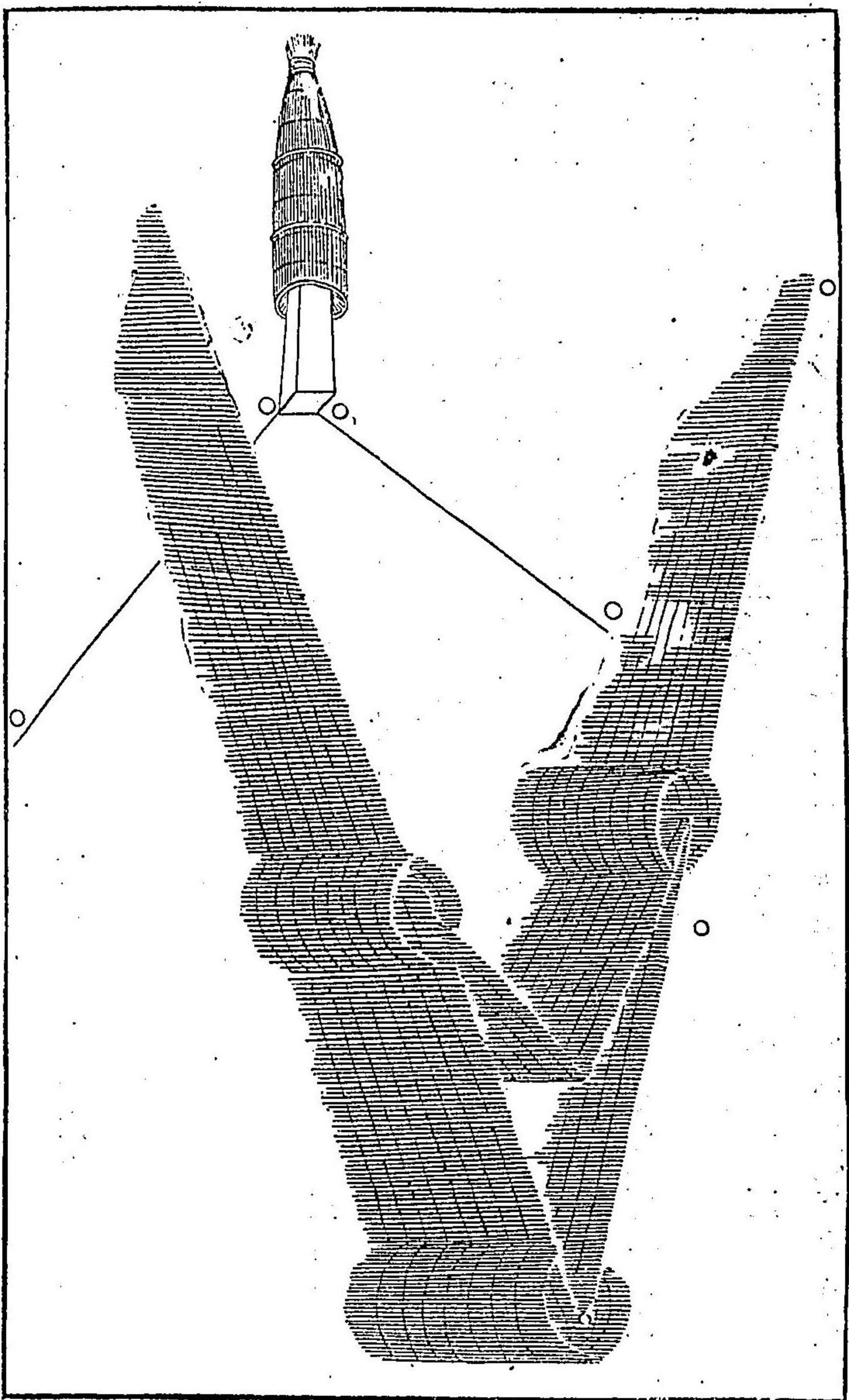
中央なる(ハ)の部を「アゲ」と云ふ此の装置は從來なるものは延長三百間にも及ぶものあり且各湖沼に多く用ゐたりしか魚族蕃殖上の害を慮り千葉縣廳は前者簀建と同一に禁止又は制限せり漁季漁法等は凡て簀建に異ならず

第四 沖波瀨^{ハセ}

筑後國山門郡柳川方面に於て行ふ所の漁法なり其季節は春分の頃を始め立冬の頃に終る此の「ハセ」とは該地方にて竹にて物を編みたるもの、方稱なり之を建るには春分の頃潮の干瀉に當り洲脇深さ四尋以内の處を撰み先づ圖中に記す所の方言「イツヲー」の部より建始め簾に及び夫よりシトミ下を建て逆簾に至り左右の翼に及ぶものとす圖中イロハ三方の位置各三百間左右又三百間イツヲーは十七八尋とす凡て「泥深き所は一、二尋餘も泥中に突入るが故に六七間位の眞竹を用ゐる間隙ある處は小竹にて之を塞く

簾は右イツヲーの建て始め一尋外より圓形に建て左イツヲーの一尋外に建て附く小繩にて十六七段も横に編み中央のみ編まずして綴り置き魚を捕ふる處とす

沖波瀨圖



籠廻り四尋竹長さ一丈五尺建込み三尋

シトミ下はイッヲーを建て終りの所より凡そ一尺位を隔て建つ十六七段編む左右共に同じ竹高さ一丈一尺

逆籠はイッヲーの建て終り二尺外より建始め圓形にヲトミ下の建終り二尺距離の處まで建て附く其廻り二尋竹高さ一丈一尺十六七段も編む

左右翼は方言コーテ又手先とも云ふ逆籠圓形の外部の中央より建始め三百間にて建終る竹高さ一尺但し手先は編ます二三寸と間を置く尤も以上に記する間敷を伸縮するは各自の適宜とす故に波瀬に大中小あり

籠は凡て皮瀬外に口を設く其口は大繩を以て綴り合せ開閉に便にす而して波瀬内籠に魚の陥る處を設く其處は左右の竹を綴り置かざるを以て潮の流動に依て

排開平穩なれば自ら鎖す故に潮の流動に随ひ游泳し來る所の雜魚左右翼に遮斷せられシトミ内に入り竟に籠に陥るなり

魚を捕るには晝夜一二回一艘の船に二人乗にて漕ぎ出し波瀬外に廻り籠の綴り合せを弛め摺網を以て抄ひ或は簞を以て突き捕るなり獲る所の魚は鱧マナカタ、

鞋底鱧大刀魚

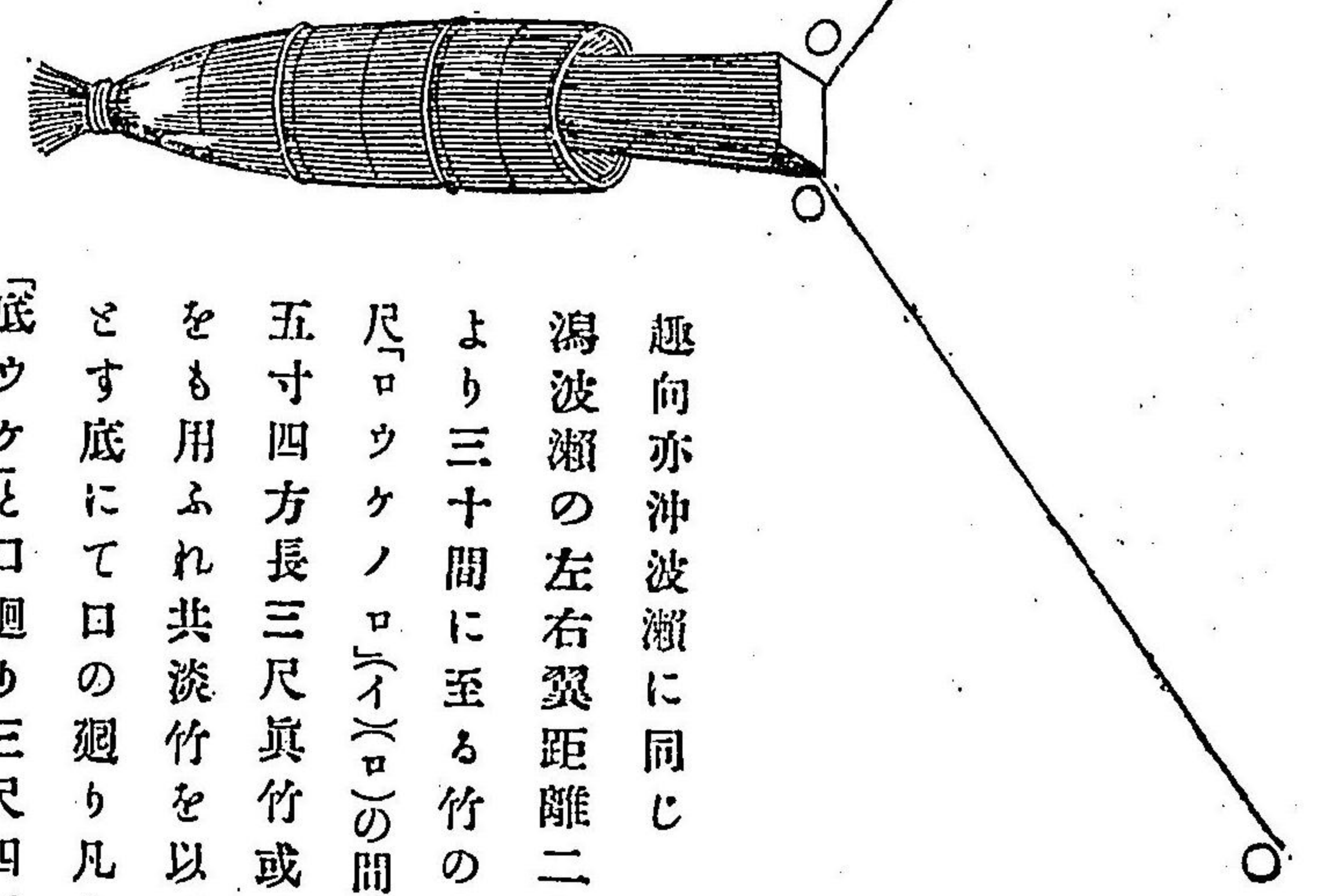
黒鯛等其他の

雜魚なり

第五 潟波瀬

潟波瀬も亦同地方に行ふものにして海濱深き一二尋位の處に地方に向て建つ建方沖波瀬に異ならずと雖も材は葭或は小竹を用ひ左右翼の中央に魚溜を設く之を「ロウケ」と云ふ魚の潮の動搖に随ひ游泳するの際左右の翼に遮斷せられ沖へ出んとして竟に漁溜に陥り其

潟波瀬 圖三十二百第



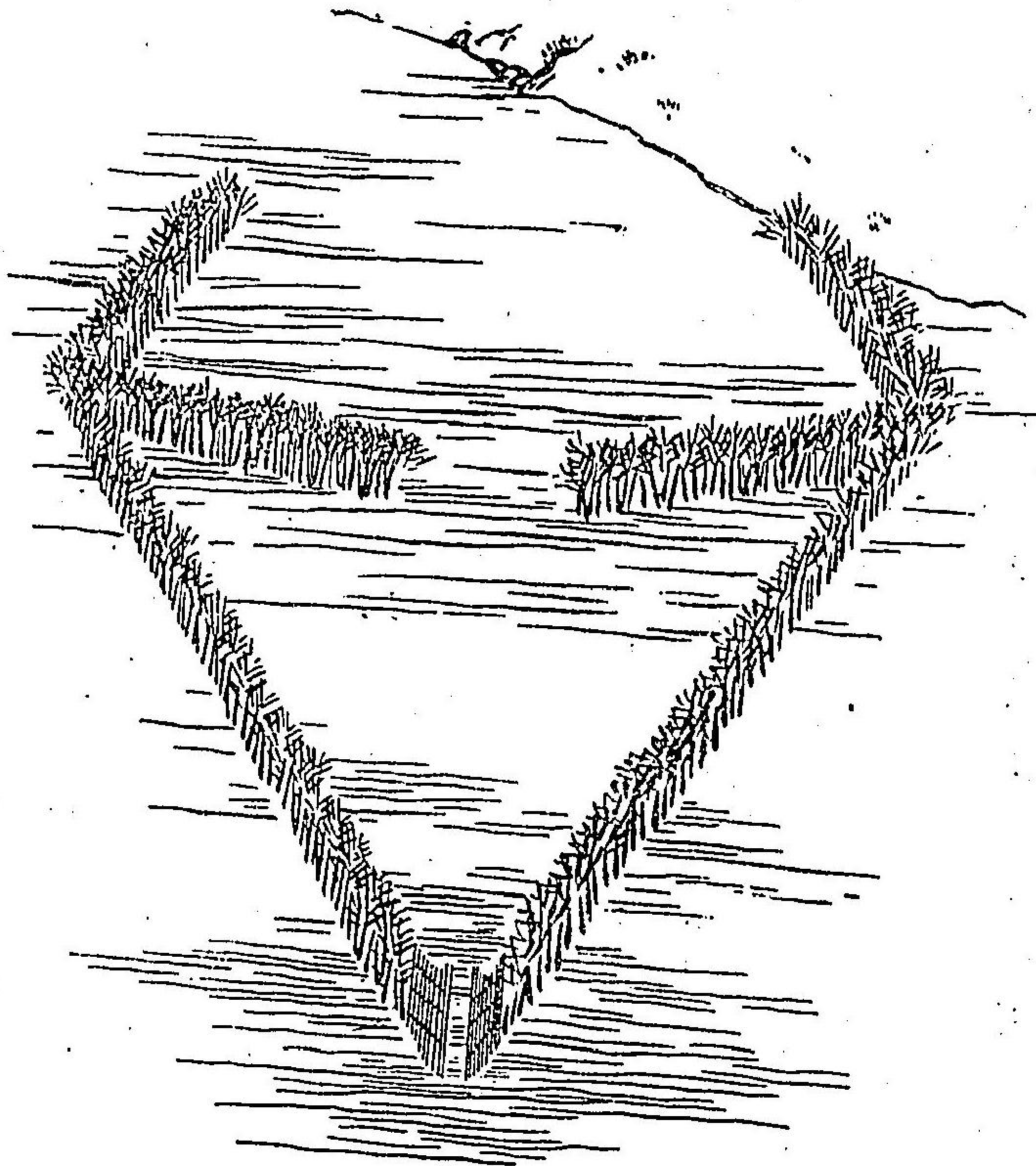
趣向亦沖波瀬に同じ
潟波瀬の左右翼距離二十五間より三十間に至る竹の高さ二尺「ロウケ」ノ「イ」(口)の間二尺四五寸四方長三尺眞竹或は淡竹をも用ふれ共淡竹を以て宜しとす底にて口の廻り凡そ二尺「底ウケ」と口廻り三尺四五寸長

さ凡そ四寸真竹を小繩にて編み竹の箍を篋ひ其口には返りを設く底は繩にて括り置き之を解きて魚を捕る處とす春夏は晝秋は晝夜潮の干方に當り一二回往きて之を捕る獲る所は蝦虎白蝦等なり

第六 八重筥

八重筥は安藝國廣島市附近の沿岸に於て多く之を装置し各種の魚を捕る所のものなり其法滿潮には水を湛ふるも干潮には底を露はす程の斥鹵にして海藻叢生の處をトし先つ淡竹の周圍三寸乃至五寸のものを最下の枝際より截斷し其上部を枝付の儘高さ一丈二三尺に密接に列植して三角狀を成す其長さ各五十間にして前後二門を設く前門を手先と云ひ濶さ十三間後門を床口と云ふ濶さ纒に一尺五寸とす斯く装置し而して退潮に際し小舟を床口に維き適宜の網を以て床口を塞ぎ以て魚の罹るを待つ魚は初め進潮に乗じ岸近く來り遊ぶもの潮の退かんとするに従ひ去らんとて偶々前門に陥り流勢に誘はれて後門に出でんとて終に網に罹るなり漁者は魚の罹りたるを見れば乃ち網を舉げ更に他の網を下す此の如

第八重筥 第四百二十四圖



くするもの一潮の間數十回に及ぶ此の漁は春夏秋の三季は大抵連日之を爲せども小潮の時は漁獲甚だ少きを以て網を下さるることあり其の最好期は毎月朔望の前後三四日間即ち大潮の候とす

其魚を捕ふる所

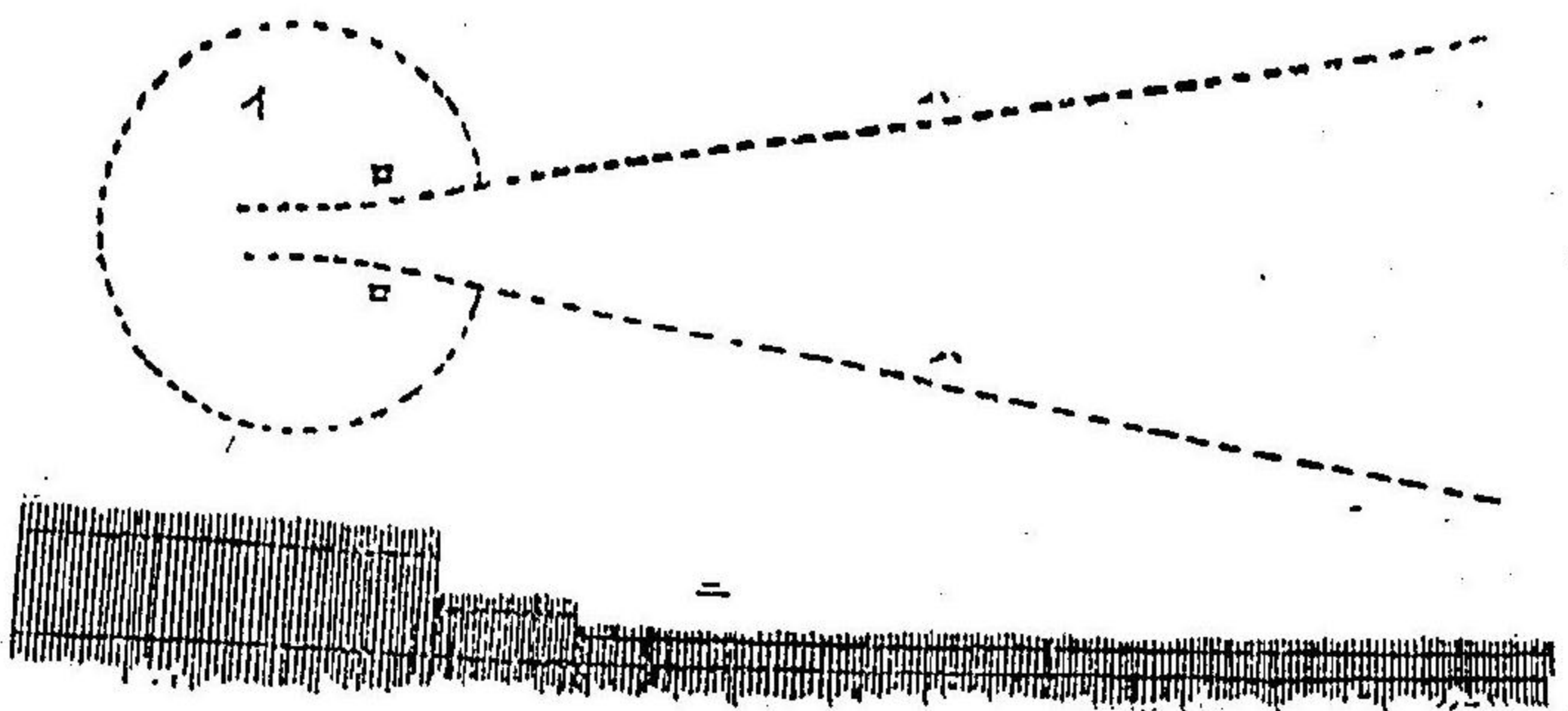
の網は魚の種類に依て同じからず即ち鯉には片目網を張りたる深さ四尺五寸周圍九尺の籠網四本を要し鱈には一寸に二節の麻網を張りたる深さ六尺周圍九尺の籠網一本と高さ七尺五寸長さ五間の張網を要し「ハマチ」には一寸一節の麻網を張りたる深さ一丈周圍一丈三尺の籠網一本を用ひ鱈には一寸三節の麻網を張りたる深さ七尺周圍九尺の籠網二本を用ひ雑小魚には手網と稱し一寸五節の麻網を張りたる深さ三尺五寸周圍九尺の籠網を以てし鱈には高さ七尺五寸長さ五間の張網と一寸四節の麻網を張りたる深さ四尺五寸周圍九尺の籠網を以てするの類なり

八重簀の装置は其目的各種の魚を捕るにあれども其海面は養蛎場に連接するが故に八重簀の竹にも亦自然に牡蛎の附着するもの少からず爲めに利する所ありと云ふ

第七 八重簀

伊豫國新居郡西條邊の沿海干潮の時水甚だ浅き場所に於て装置する八重簀と稱

圖四十二百第 八重簀



日本水産捕採誌

するは其趣向は前者八重簀に同じきも構造は全く異なり之を装置するには長さ五尺許の劈竹を藁繩にて三段に編み簀となす其幅八尋之を圖中の(一)の如く圓形に建て廻はし其兩端を(二)の如く中部に曲げ込み此に入口を開く其口の廣さ二尺許とす其曲げ込たる角より高さ二尺一寸の簀二尋を(三)の如く斜めに兩翼を出し之に次ぐに(四)の簀高さ一尺七寸の物を以てす此の長さは一定せずと雖も大抵五六十尋とす斯く装置すれば魚は満潮に乗じ汀に寄り來り(五)の口より(一)の圓形中に入る因て入口に網を張り干潮に際するも魚をして出づること能はざらしめ以て捕獲に従事し又或は(一)の圓形の下側稍や角に近き處に方一尺許の口を穿ち此

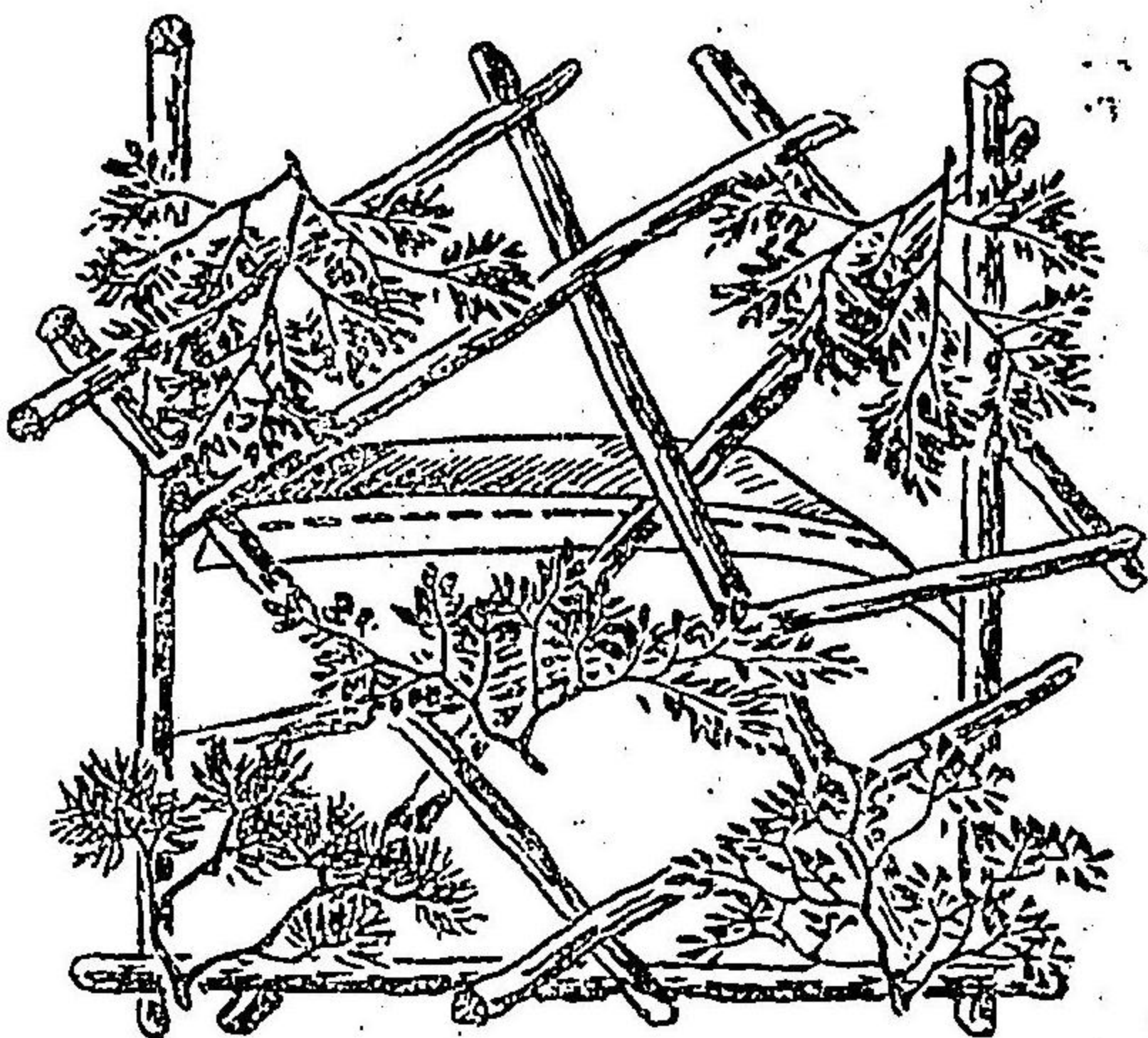
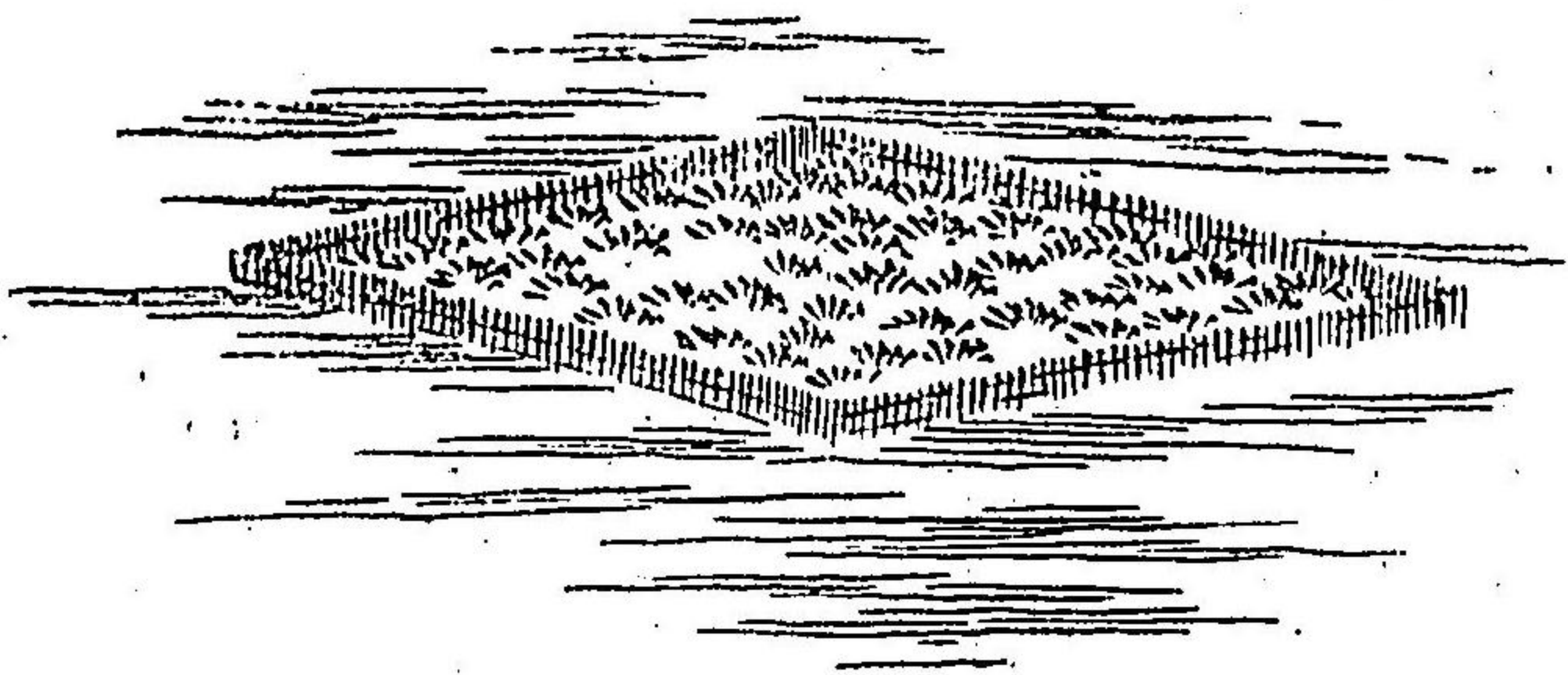
に劈竹にて作りたる徑二尺長さ五尺許なる平圓形の筥を装することあり其筥は圓形の外部に装し筥口を内部に向け筥尾は繩にて括り置き時々繩を解きて入りたる魚を捕るものとす此の漁は魚の何たるを論せず捕獲するものなれども殊に黒鯛を獲ること多く春秋を以て其好季節とす故に春季に於ては此の漁を「チヌス」と云ふ

第二節 罾類

第一 キリコミ

「キリコミ」は各地爲す所の装置なれども就中常陸の霞ヶ浦に多し該地にては之を「キリコミ」と云ひ又兪朶卷とも云ふ之を装置するには先づ湖中魚の聚まるべき恰好の場所を撰み深く泥を浚へ其中に松其他の雜木を第百二十六圖に示す如く組み立て、數層に積み重ね其上に朶卷の束ねたるを投じ置き冬季に向へば椎櫛等の枝を葉附の儘にて尙其上に覆ひ密葉の爲め水底を暗黒ならしめ以て魚類の其内に潜蟄するに便し而して周圍には竹箆を建て繞らし魚の逸するを妨ぐ竹箆の

キリコミ 圖六十二百第



周回は凡そ八間許高さは水の淺深に従ふものなりと雖も凡そ五尺位を通常とす又近年の發明にて小舟の破朽して用を爲さざるものを倒にし雜木の下に伏せ置く者あり是れ魚の聚まること一層多きを致すか故なりと云ふ斯

く装置して其儘に措き寒中に入れば鯉、鮒、蝦等を首とし其他各種の魚類其中に聚りて潜伏す因て時宜を圖り罾圍の中なる危朶雜木樹枝等のものを取除き罾網を以て其聚まれる魚を抄ひ捕るなり

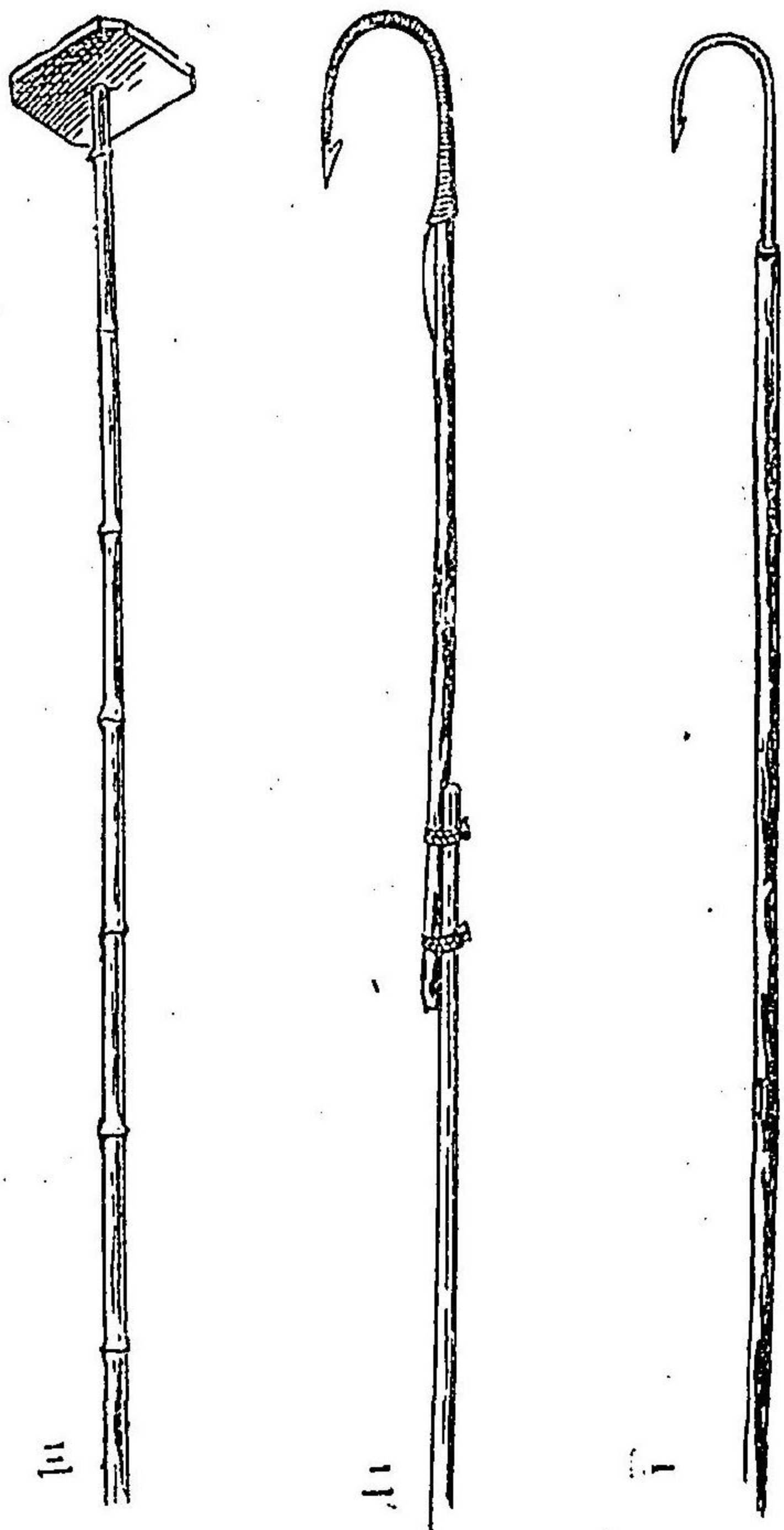
第二 固笈

固笈の字義未だ出典を詳にせずと雖も曾て水産博覽會の出品に此の字面を用ひたり因て今之に従ふ

越後國山熊田川に於て固笈と稱ふるは鮭を捕獲する爲め設くるものにして其法鮭の溯る季節に先たも豫め河中に雜木を打立て其骨格を作り上流一方のみを堅固に装置し水路に順ふて流れの緩急を調理し而して捕獲すべき季節に至り柳枝或は茅類を以て其四方を覆ひ唯向ふの一方の水底に口を存し魚の出入を自在ならしめ上面に床狀のものを架し此に甲乙二個の口を具へて捕魚に便にし時々其口より内部を掃除して清潔にし然る後葉付竹を其邊に覆ふ是れ魚をして蔭影を慕はしむるに在り又上流の水底に枝朶を入れ固笈中流勢の緩急を斟酌す此の葉

圖七十二百第

一具屬笈固

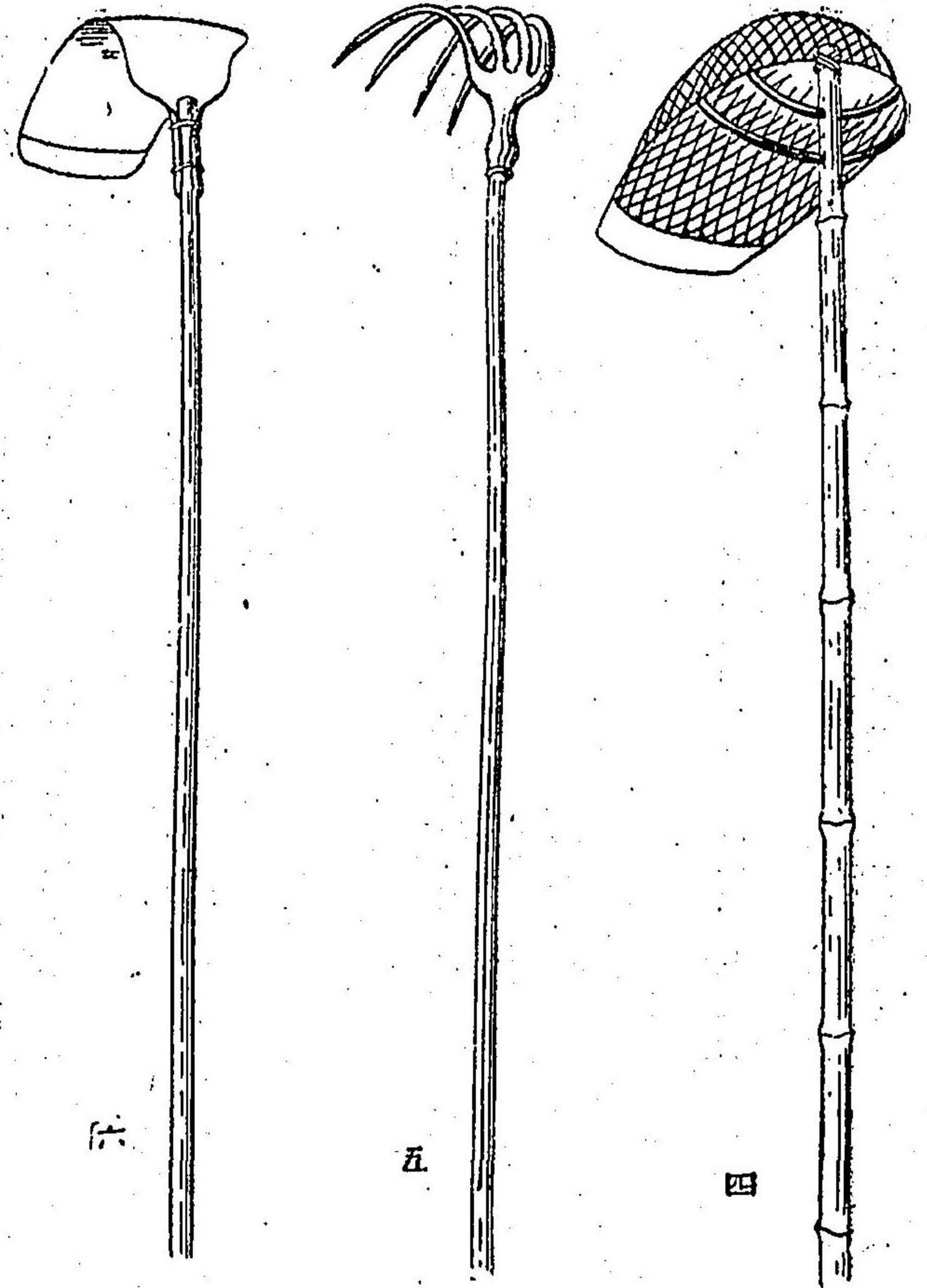


- 一 コトカギ
- 二 引釣
- 三 イアリ

付竹と枝朶を裝設するの巧拙如何に依り捕獲の多寡に影響すること大なりとす魚を漁するには固笈の近邊に一小嶋を設け漁者常に之に居り時々巡廻して固

笈中を窺ひ雄魚入り來るあれば上面の口より鉤を下し打懸けて捕獲するなり故に魚を獲るに於て曾て身を勞するとなし時として雌魚共に入れば雄魚のみを捕

固笈類具二 圖二百六十八



四 サソカキ
五 熊手
六 カウサベ

り雌魚に及ばず是れ雌魚を此に存すれば以て雄魚を誘致するを以てなり故に雌魚は意に任せて或は産所に至り或は固笈中に来り漁人あるを知らざるものゝ如く他魚も亦怡々として来り共に游泳す且魚の陰翳を慕ひ其中に入るや人陰なきを以て泰然眠るが如く魚體に鉤を接し靜かに左右するも決して驚散せず是を以て獲る所の數甚だ夥多なりと云ふ

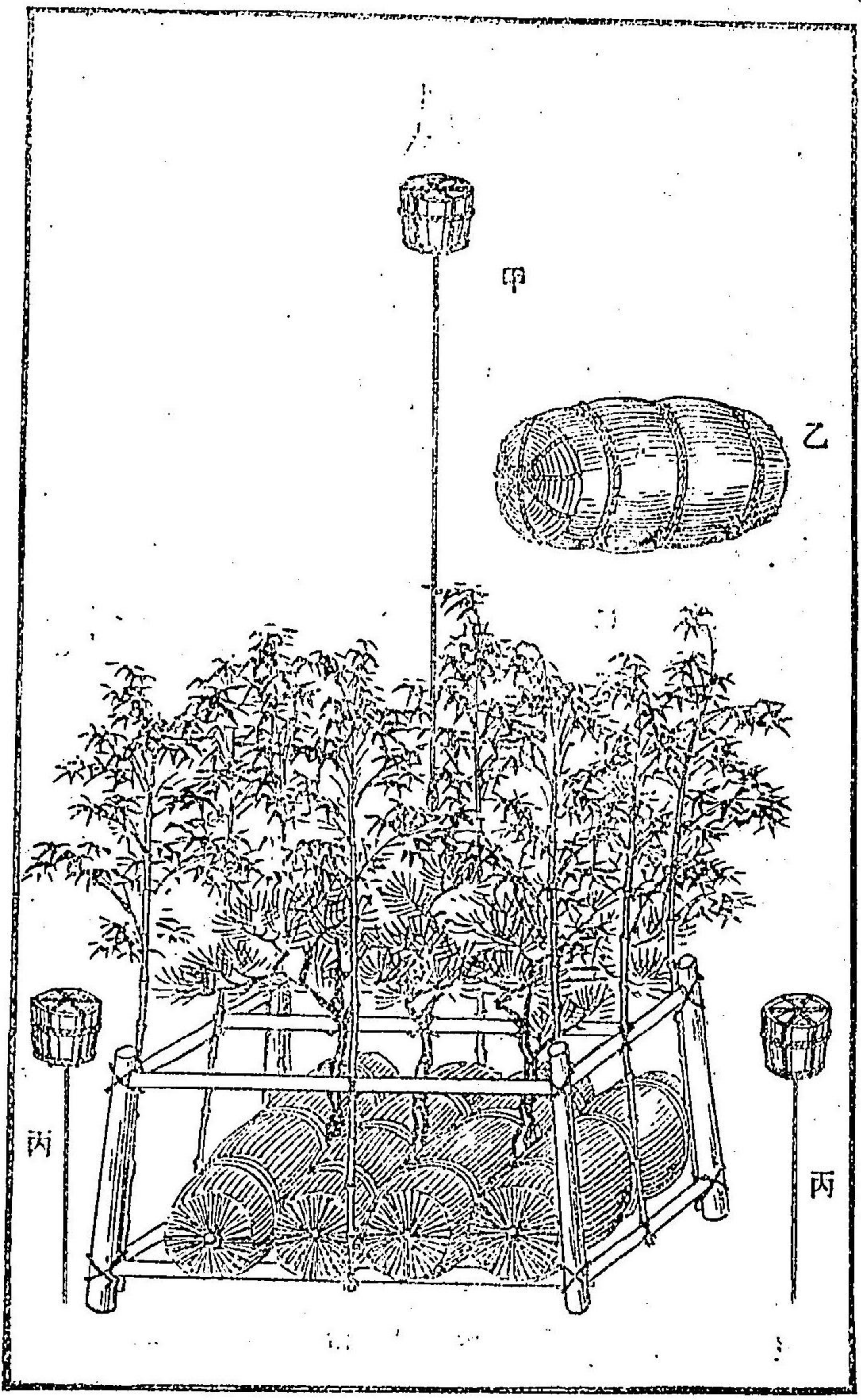
此の漁を爲すに各種の屬具を要す因て之を左に列叙す

- 一 固笈鉤
 - 二 引鉤
 - 以上二品共に魚を懸け捕るに用ふ
 - 三 イブリ
 - 固笈中を掃除するに用ふ
 - 四 ザリカキ
 - 固笈中の砂を除くに用ふ
 - 五 熊手
 - 固笈中の石を除くに用ふ
 - 六 カウサベ
 - 土砂を掘るに用ふ
- 以上第百二十七圖参照
- 以上第百二十八圖参照

第三 築磯

淡路國津名郡地方に於ては胡椒鯛を漁するに先たち築磯と稱ふる杵を海中に下し置き以て魚を集む其杵の材は末口三寸の松を用ひ高さ二尺五寸横六尺幅三尺に作り杵底に重量二十貫目許の土俵四個を收む而して杵邊に長さ一丈餘の葉付竹の本を括り付け以て網の杵に掛かるを防ぐ又土俵に繁茂せる松枝長さ五尺位のもの三本を植立す此杵を築磯と名け網一張にして五ヶ所乃至七ヶ所の海底に沈下す之を沈下するは夏土用より八月下旬迄の間天氣清明風波平穩の日を撰み漁船二艘各三人乗にて沖合漁場に至り之を沈む其場所は該郡字吉山を一の目標となし而して同郡江崎の岬と攝州一の谷崎と突合する之を横山となし築磯二十七個を下し其後三十日を経て漁事を始む此築磯の考案の起因を尋ぬるに寛政六年六月明治二十五年ヲ距ルコト九十八年前津名郡萬歳村の漁人西田六次の父新藏と云ふものごち網を以て此沖に魚を捕りしに石舟の沈没して一の磯となれる所あり圖らすも此沈船に網を曳き當て胡椒鯛數千尾を獲たり依て遠近の山を目標とし日々此所に

築磯 四百九十二第



出で漁するに頗る大利を得たり村民終に之を識り擧て此沈船の處に集まり網を下すに果して漁獲あり然れども數人一所に捕魚するの難きを以て日々相代りて漁事を營めり然るに爾後七八年を経て船體腐朽し終に魚の聚ることなし此に於て文化元年大西新藏灘甚右衛濱田槌彌都志村濱田太平竹島與一濱田仁右衛門等謀りて網を圓形に改造し大なる木枠を構造し土俵に竹木を裝し海底二十尋位の處に沈め後百日を経て炎暑に至るの際網を以て圍み之を試みるに漁獲以前に倍す隨て漁夫等尙相代りて捕魚を爲すも其前後を競ふて喧争止むことなし文化十一年に至り終に小枠枝數百個を作り點々海中に沈め各個自由の捕魚を爲すに至る是よりして胡椒鯛磯引網の名稱起ると云ふ

按するに魚の暗礁或は沈没船等に聚合蕃殖するものは自然餌料の饒多なるに由るなり其例亦少からず志摩國英虞郡濱島の灣口に東國船擗粕鯨鱈等を積みたるもの沈没せし以來牡蠣沙巽蕃殖す伊勢國白子浦に一の深處あり大木の沈没して鯛之に聚る東京灣に砲臺を築て仔鱈の蕃殖するの類海底沈没品の爲めに或は小蟲小魚等蕃殖して魚類此に聚まる近時其一例あり長門下

の關近傍大里浦に沈没の汽船あり明治十六年九月五日水雷火を以て船體を破り船具鐵具の引揚を爲さんとし破裂薬を裝し之を投して爆發せしに豈圖らん數千の鱸一時に斃れて浮ひ出て漁民期せざるの收穫あり鱸の沈没船中に潜居したるものは即ち餌料の多き爲めなりと云へり此の如き類例あれば築磯の考案最も策の得たるものと云ふへし故に近年各地方往々之に倣ふものあり之に倣ふ固より可なり但前途の利害を考究せず妄りに木石を投するが如き事あらしめは縦令一時收利を見るも或は船舶航通の妨げとなり或は他漁の障礙となり或は灣口を填塞し公衆の妨害を興ふるが如きことあらんも知るべからざれば能く此等の點を考察し然る後着手せんことを望まざるを得ざるなり

第四 株浸木

株浸木は山城國久世紀伊二郡に跨れる所の大池一名巨椋池に於て行はるゝ漁法にして往古より之あり天治元年兵衛佐橋貞次の一子某の時代より此業漸く盛な

特殊漁業 簾類 罾類 株浸木 篠漬

るに至れりと云ひ傳ふ其法池中に場所を撰み周圍百間
餘の所に葉付の柳枝數千本を挿み樹つ方言之を「ハへ」と
云ふ其中央に枝朶を入る之を浸木と稱す季節に至れば
其周圍を仕切網にて取り巻き一時竹竿を以て魚を驚か
し中央の浸木中に潜匿せ
しめ竹簀にて取圍み然る
後浸木を引揚げ打網を以
て捕獲するなり

第五 篠 漬

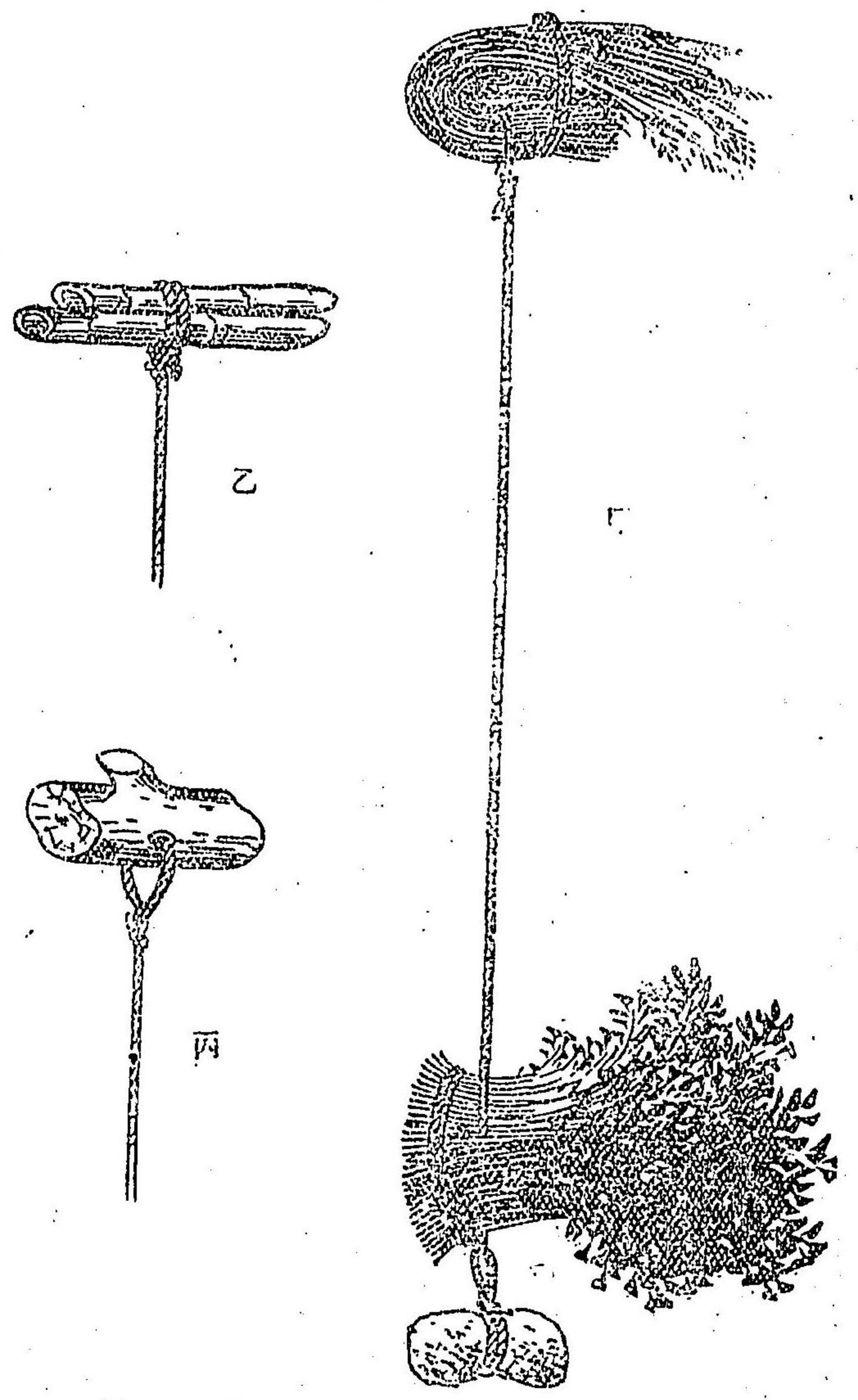
陸前國に於て之を爲す一
名笹浸しとも云ふ箭竹の
葉付又は枝葉の重き檜栗
の類を周圍三尺若くは四



四百三十三圖

第四百三十一圖

鳥 賊 柴



甲 裝 置 の 圖 乙 丙 浮 標

尺位に束予葉の太き繩を以て結び竹若くは棹を水中適宜の所に立て之に結び付け水中に投し置けは暗黒なるを以て蝦其他の雜魚集り潛み居るを引揚げて捕ふるなり

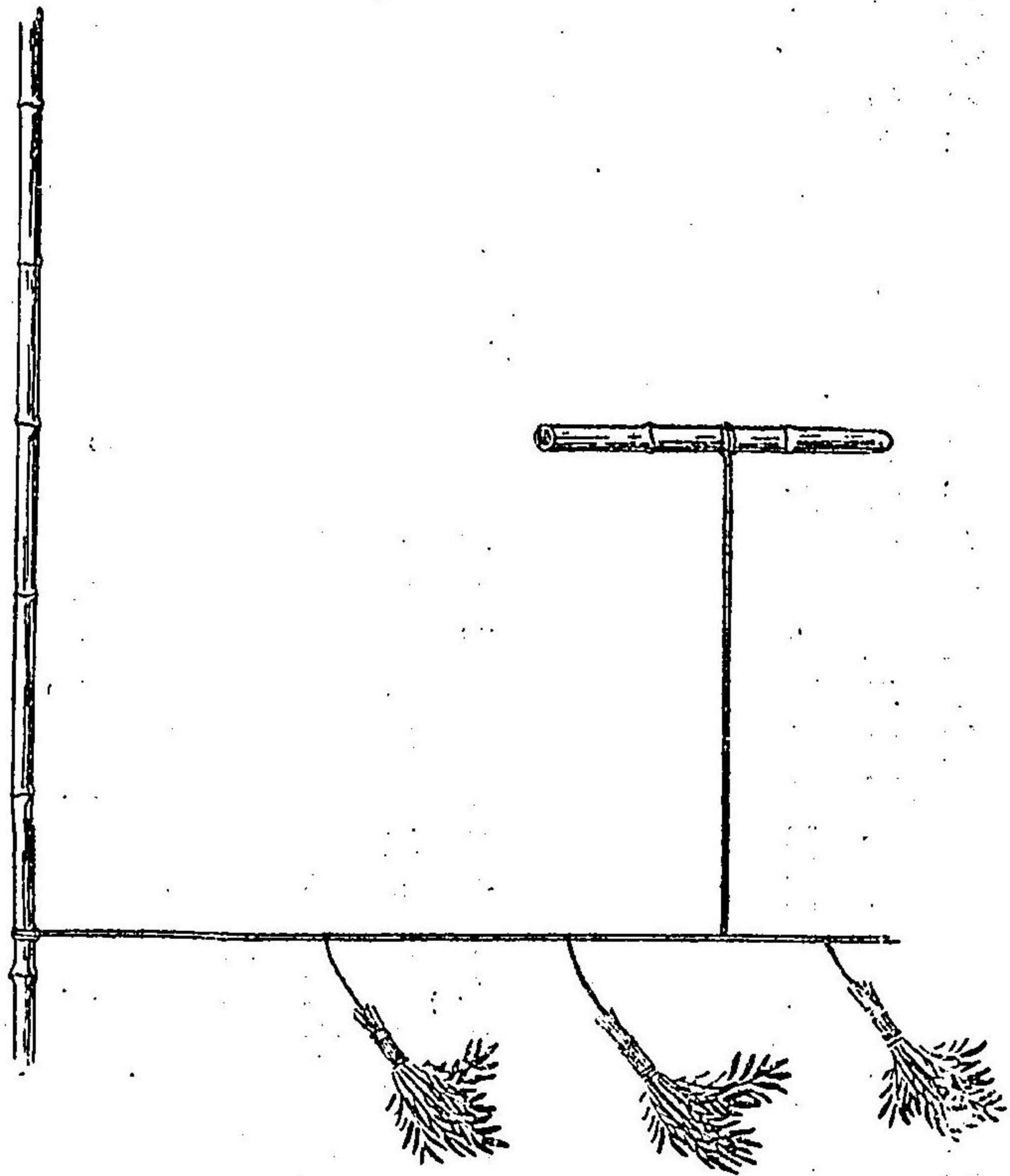
第六 鳥賊柴

豊前地方に於て鳥賊を漁するに季節に臨めは先づ鳥賊柴と云ふを海中に下して鳥賊を誘集し鳥賊來り此に卵を産み附くるを伺ひ網を下して漁獲するなり鳥賊柴は犬槻或は方言「シャシャの木」と稱ふるもの、柴を二三尺に切り十本位つゝ括り石を錘とし繩に繋ぎ浮標を附けて海に沈め置くなり猶鳥賊網の頂を参照すべし此に附くる浮標は麥稈を束ねたるを用ゐるものあり或は竹又は木を以てするあり共に第三百三十一圖に示すが如し

第七 鹿朶漬

出雲國楯縫郡鹿園寺村地先宍道湖に於ける鹿朶漬は専ら川蝦を漁するものにし

圖二十三頁第 鹿朶漬



て漁場は陸を距ること僅に二十間許深さ二尋許の處にして漁業に季節なく年中之を爲す其装置は雜木の枝あるもの數本を結束し其周圍を「ウラシロ」の葉を以て包み小繩を以て括り之に長さ三尋許の繩を附け其端を本

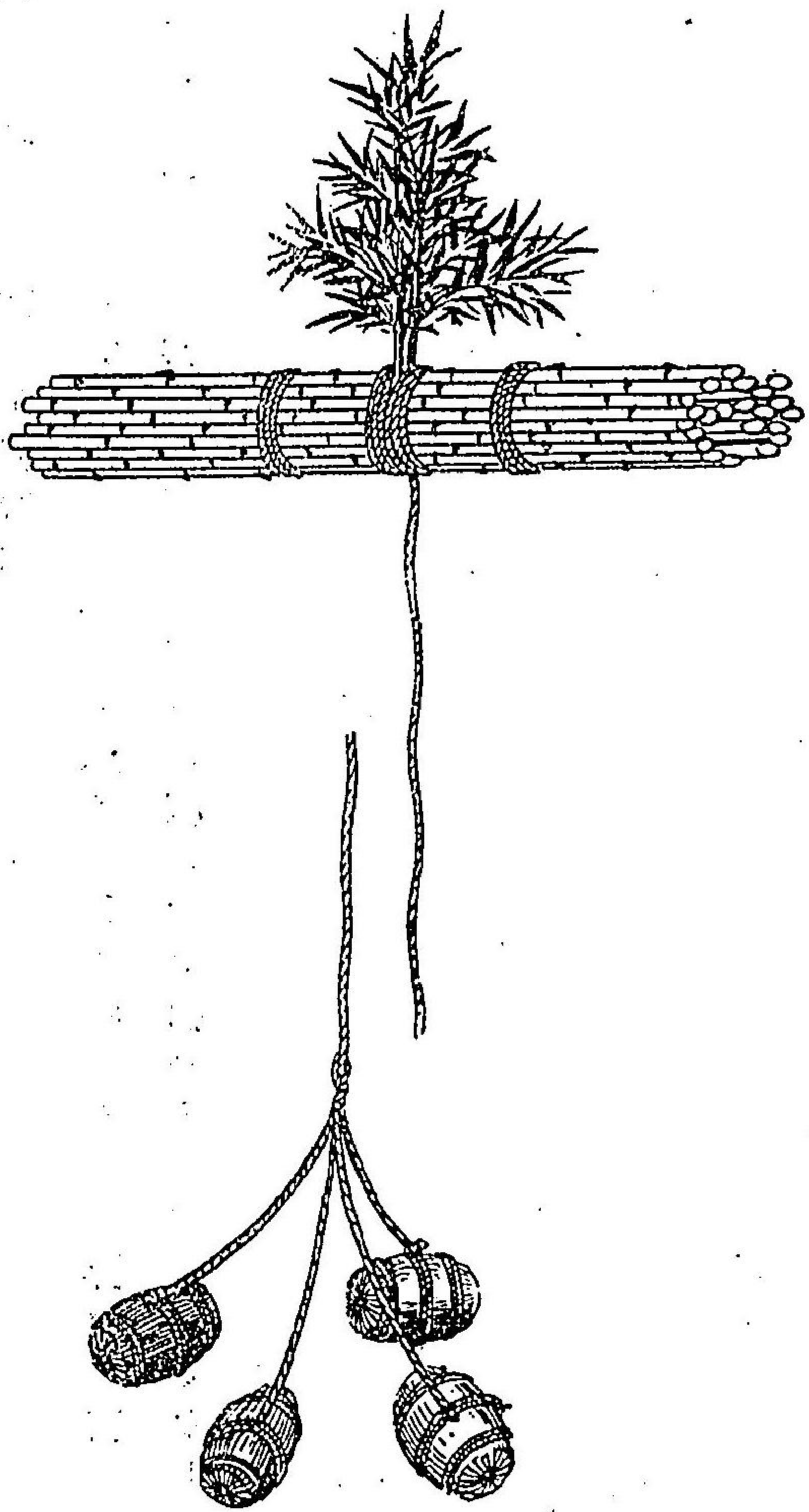
繩に繫く本繩は藁にて製し長さは適宜とし是に魚朶數束を列ね繫くこと恰も延繩の幹繩に枝絲を附くるが如くす而して本繩の一端を一本の竹竿に括り其竿を水底に樹て、以て繩の流失を防ぎ又本繩に二ヶ所許長さ三尺位の丸竹に三尋許の小繩を繫き浮標となし以て魚朶を常に水中に浸し置くものとす
 漁法は前記の如く装置したる後夏日は五日冬季は三十日間位毎に小舟に漁夫二人乗組み漁場に至り本繩に繫きたる小繩を取り徹しく魚朶を引揚げ其下へ撒網を下し此に集まれる鰕を抄ひ捕り順次斯くの如くして漁獲し魚朶は元の如く沈め置くなり

第八 罟 漬

罟漬は一名漬木とも稱し山陰道及北陸道の諸國に於て専ら罟を漁する爲めに装置するものなり其構造は青竹の直径二寸五分許なるを長さ一丈許に切り其數凡そ十五本を藁繩を以て三ヶ所を結束し筏の如くに爲し是に堅繩を海底に應して適宜の長さに附け(海深二百尋の處なれば堅繩二百五十尋又潮汐の急なるものは

第三百二十三圖

罟 漬



三百尋を普通とす其末に石包の重量三十貫匁許のもの數個(潮汐の遲速に依り四

個より七個位)を結び付け之を罟の漁季に先たち漁場に持行きて海底に沈定し又

其竹束の上に更に葉付竹の長九尺許なるものを一を豎に樹て以て目標となすなり
然かするときは日を経るに随ひ鱈は此に群集して恰も其巢窟の如し乃ち漁者は
此鱈漬の近傍にて漁業を營むなり
鱈漬に用ふる材料は竹に限らず其他の水の容易に浸透し難き浮力に富める木材
を撰んで用ひ筏狀に構造し其上に枝付の桐の木を樹つる地方もあるなり

特殊漁業終

大正元年九月二十三日印刷
大正元年九月二十七日發行

農商務省水産局

東京市芝區松本町四十四番地

印刷人 野田千太郎

東京市芝區三田四國町二番地

印刷所 會社三田印刷所

327
216

中華民國二十六年
五月廿一日

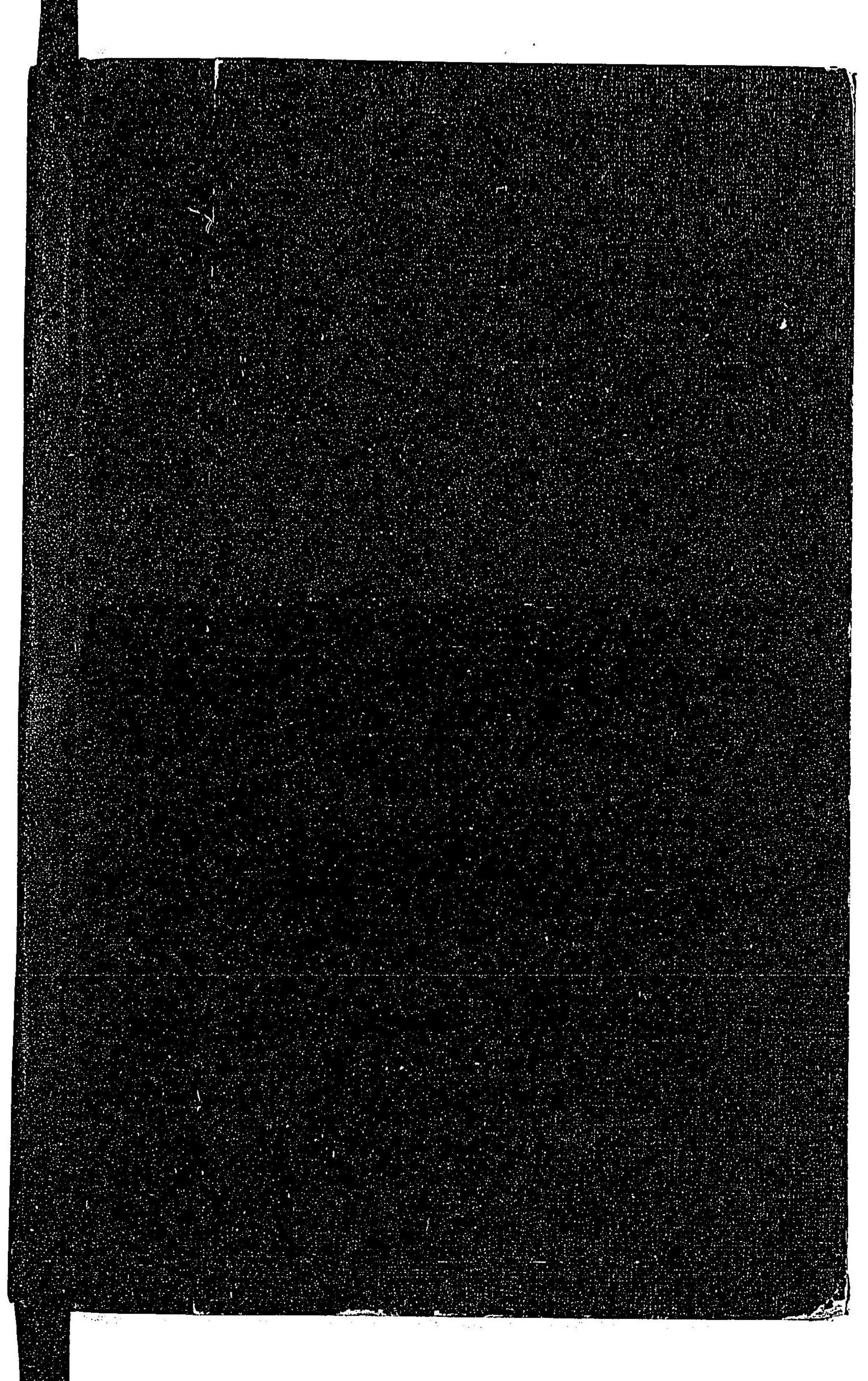
華南銀行

總行 上海
分行 廣州 汕頭 香港 梧州 柳州 貴陽 昆明 西貢 仰光 倫敦 紐約 舊金山 檀香山 宿務 馬尼拉 新加坡 泗水 巴達維亞 三寶壟 巨港 望加錫 萬隆 日惹 梭羅 三寶壟 巨港 望加錫 萬隆 日惹 梭羅

3285

327

216



327
216

27. 2. 12